

自 平成30年4月 1日  
至 平成31年3月31日

# 第1 事務報告

## A 会務（総括）報告

### 1 総会・理事会・各種会議の開催状況等

平成30年度における本会の通常総会をはじめ理事会、委員会、その他関係する各種会議の開催状況は次のとおり。

#### (1) 第75回通常総会

ア 日時・場所：平成30年6月22日(金)・13:30～、明治記念館・「蓬莱」

イ 来賓：次のとおり（\*印は、挨拶をいただいた来賓）

*農林水産大臣	齋藤 健
農林水産省消費・安全局長	池田 一樹
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長	石川 清康
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課係長	細井 悠太
農林水産省経営局保険監理官	小林 勝利
農林水産省経営局保険監理官補佐	森垣 孝司
*環境大臣政務官	笹川 博義
環境省自然環境局長	亀澤 玲治
環境省自然環境局 総務課長	永島 徹也
環境省自然環境局 総務課動物愛護管理室長	則久 雅司
環境省自然環境局 総務課動物愛護管理室指導調整専門官	川越 匡洋
*厚生労働副大臣	牧原 秀樹
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長	道野 英司
厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室長	磯貝 達裕
*文部科学省大臣官房審議官（高等教育局担当）	信濃 正範
文部科学省高等教育局専門教育課教育振興係長	飯塚 智久
*自由民主党衆議院議員	森 英介
*公明党衆議院議員	斉藤 鉄夫
自由民主党衆議院議員	北村 誠吾
*公益社団法人日本医師会会長	横倉 義武
*公益社団法人中央畜産会専務理事	強谷 雅彦
全国大学獣医学関係代表者協議会会長・北海道大学大学院獣医学研究院教授	稲葉 睦
一般社団法人日本私立獣医科大学協会会長・酪農学園理事長	谷山 弘行
日本獣医生命科学大学学長	阿久澤 良造
麻布大学学長	浅利 昌男
日本大学生物資源科学部家畜病院長	中山 智宏
公益社団法人日本獣医学会代表理事	久和 茂
公益社団法人日本装蹄協会会長	佐藤 浩二
公益社団法人日本動物病院協会会長	木 俣 新

公益社団法人日本愛玩動物協会会長  
一般社団法人全国動物薬品器材協会専務理事  
一般社団法人日本家畜人工授精師協会会長  
一般社団法人日本小動物獣医師会会長  
一般社団法人日本動物看護職協会会長  
公益社団法人日本獣医師会顧問

東海林 克彦  
織田 信美  
宮島 成郎  
上田 嘉之  
横田 淳子  
北村 直人

ウ 議長・副議長：議長 麻生 哲（大分県獣医師会会長）  
副議長 竹原 秀行（川崎市獣医師会会長）

エ 議 事：

第1号議案 平成29年度事業報告の件（報告事項）  
第2号議案 平成29年度決算の件（承認事項）  
第3号議案 平成30年度事業計画の件（報告事項）  
第4号議案 平成30年度予算の件（報告事項）  
第5号議案 平成30年度会費及び賛助会費の件（承認事項）

## （2）理 事 会

《第1回》

ア 日時・場所：平成30年5月30日(水)・14:00～、日本獣医師会・会議室

イ 議 事：

〔議決事項〕

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算に関する件  
第2号議案 第75回通常総会に関する件  
第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件  
第4号議案 諸規程の一部改正等に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件  
(イ) 日本獣医師会創立70周年記念事業功労者表彰要領等に関する件  
(ウ) 特別委員会の開催に関する件  
(エ) 部会委員会の開催に関する件  
(オ) 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件  
(カ) 平成29年度獣医学術学会年次大会(大分)決算に関する件  
(キ) 事務局嘱託職員の採用に関する件  
(ク) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）  
(ケ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件  
(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

《第2回》

ア 日時・場所：平成30年6月22日(金)・10:30～、明治記念館・「千歳」

イ 議 事：

〔協議事項〕

第75回通常総会対応に関する件

〔説明・報告事項〕

(ア) 業務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）  
(イ) その他

〔その他の報告・連絡事項〕

(ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件  
(イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

《第3回》

ア 日時・場所：平成30年9月19日(水)・14:00～、日本獣医師会・会議室  
イ 議 事：

[議決事項]

議案 日本獣医師会職員就業規則の一部改正に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 北海道胆振東部地震に関する件
  - (イ) 西日本豪雨に関する件
  - (ウ) 創立70周年記念行事に関する件
  - (エ) 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件
  - (オ) 獣医学術学会年次大会の開催に関する件
  - (カ) 部会委員会の開催に関する件
  - (キ) 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件
  - (ク) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む） \*地区担当理事報告
  - (ケ) プライバシーマーク取得に関する件
  - (コ) その他
- [その他の報告・連絡事項]
- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
  - (イ) その他

《第4回》

ア 日時・場所：平成30年12月12日(水)・14:00～、日本獣医師会・会議室  
イ 議 事：

[議決事項]

議案 賛助会員入会に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 中間監査結果の報告に関する件
  - (イ) 北海道胆振東部地震に関する件
  - (ウ) 獣医学術学会年次大会の開催に関する件
  - (エ) 政策提言活動等に関する件
  - (オ) 特別委員会の開催に関する件
  - (カ) 部会委員会の開催に関する件
  - (キ) 世界獣医師会、アジア獣医師会連合の活動報告に関する件
  - (ク) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
  - (ケ) その他
- [その他の報告・連絡事項]
- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
  - (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

《第5回》

ア 日時・場所：平成31年3月26日(火)・14:00～、日本獣医師会・会議室  
イ 議 事：

[議決事項]

第1号議案 平成31年度事業計画及び収支予算書等に関する件

第2号議案 特定資産の取崩しに関する件

第3号議案 諸規程の一部改正に関する件

[説明・報告事項]

- (ア) 平成30年度地区獣医師大会における決議要請事項に関する件
- (イ) 北海道胆振東部地震に関する件

- (ウ) 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件
- (エ) 動物看護師の国家資格化を目指す議員連盟に関する件
- (オ) 特別委員会の開催に関する件
- (カ) 部会委員会の開催に関する件
- (キ) 役員改選スケジュールに関する件
- (ク) 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む） \* 地区担当理事報告
- (ケ) その他
- [その他の報告・連絡事項]
- (ア) 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- (イ) 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

- (3) 監 査 5月29～30日（平成29年度決算）、12月12日（平成30年度中間）
- (4) 業務運営幹部会 4月18日、5月23日、6月12日、7月25日、8月16日、9月25日  
10月24日、11月20日、12月21日、1月30日、2月26日、3月13日
- (5) 役員候補者推薦管理委員会 3月11日
- (6) 全国獣医師会会長会議 11月30日
- (7) 全国獣医師会事務・事業推進会議 7月13日
- (8) 日本獣医師会創立70周年記念式典、記念講演、記念祝賀会 11月30日
- (9) 特別委員会関係
  - ア 人と動物の共通感染症対策特別委員会  
狂犬病予防体制整備検討委員会 1月10日
  - イ “One Health”推進特別委員会  
薬剤耐性(AMR)対策推進検討委員会 1月29日
  - ウ 動物飼育環境整備推進特別委員会  
家庭動物飼育環境健全化検討委員会 12月10日  
災害時動物救援対策推進検討委員会 10月9日  
災害時動物救援対策推進検討委員会 公開型拡大会議（意見交換会） 2月8日
- (10) 部会(部会委員会運営事業)関係
  - ア 獣医学術部会  
学術・教育・研究委員会 12月13日  
学術・教育・研究委員会個別委員会獣医学教育の整備状況検証と支援ワーキンググループ 10月2日
  - イ 産業動物臨床部会  
産業動物臨床・家畜共済委員会 11月28日、2月28日
  - ウ 小動物臨床部会  
小動物臨床委員会 10月10日、3月27日
  - エ 家畜衛生部会・公衆衛生部会  
家畜衛生・公衆衛生委員会 10月30日
  - オ 動物福祉・愛護部会  
学校動物飼育支援対策検討委員会 9月18日  
学校動物飼育支援対策検討委員会 公開型拡大会議（意見交換会） 2月10日  
日本動物児童文学賞審査委員会 7月11日

カ	職域総合部会 総務委員会	9月21日
	日本獣医師会雑誌編集委員会	4月10日、6月13日、7月30日、10月9日、12月5日、2月13日
	野生動物対策検討委員会	4月10日
	女性獣医師支援対策検討委員会	7月9日
キ	職域別部会関係部会長会議	2月27日

#### (11) 学会(獣医学術学会事業)関係

ア	日本獣医師会学会正副会長会議	7月20日、11月19日
イ	獣医学術学会年次大会企画運営委員会	7月20日
ウ	獣医学術中部地区学会	9月2日
エ	獣医学術関東・東京合同地区学会	9月9日
オ	獣医学術四国地区学会	9月9日
カ	平成31年度獣医学術学会年次大会運営業者選定に係るプレゼン	9月20日
キ	獣医学術北海道地区学会	9月26日～27日
ク	獣医学術中国地区学会	9月29日～30日
ケ	獣医学術東北地区学会	10月12日
コ	獣医学術近畿地区学会	10月14日
サ	獣医学術九州地区学会	10月14日
シ	獣医学術功績者選考委員会	11月19日
ス	東京国際フォーラム視察	12月17日
セ	獣医学術学会年次大会(神奈川)	2月8～10日
ソ	日本獣医師会学会幹事懇談会	2月8日
タ	日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会	2月8日
チ	日本獣医師会獣医学術賞の発表と授与	2月9日
ツ	日本獣医師会学会幹事会議	2月9日
テ	日本獣医師会獣医学術学会年次大会(神奈川)歓迎交流会	2月9日

#### (12) 獣医事対策等普及啓発活動事業関係

ア	動物愛護週間中央行事実行委員会	4月16日、1月15日、2月25日、3月22日
イ	動物愛護週間中央行事運営委員会	4月27日、5月22日、6月12日、6月21日、7月2日 7月18日、8月9日、8月29日、9月10日、12月13日
ウ	2018動物感謝デー in JAPAN 日本獣医師会/日本獣医学生協会スタッフ打合せ会議	5月23日、7月11日、9月19日、10月16日、11月13日
エ	動物愛護週間中央行事関係団体事前準備	7月30日
オ	「東京都総合防災訓練」におけるマイクロチップの普及推進	9月2日
カ	動物愛護週間中央行事(屋内行事)	9月15日
キ	動物愛護週間中央行事(屋外行事)	9月22日
ク	認定VMAT講習会修了式	10月21日
ケ	2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” 出展者説明会	10月22日
コ	動物愛護週間中央行事反省会	10月24日
サ	動物感謝デー企画検討委員会	11月27日
シ	2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”	12月1日
ス	AIPO(動物ID普及推進会議)幹事会	3月13日

#### (13) 獣医事対策等国内外連携交流推進事業関係

ア	World Veterinary Association(WVA)評議員会(スペイン・バルセロナ)	5月5日
イ	World Veterinary Association(WVA)総会(スペイン・バルセロナ)	5月6日

ウ	World Veterinary Association Congress(WVAC) (スペイン・バルセロナ)	5月5日～8日
エ	WVA評議員会電話会議	4月10日、5月25日、7月23日、8月7日 9月18日、12月18日、1月22日、2月22日
オ	一般財団法人ペット災害対策推進協会理事会	6月6日、6月27日、11月14日、3月20日
カ	一般財団法人ペット災害対策推進協会評議員会	6月27日
キ	世界牛病学会 2018 札幌	8月28日～9月1日
ク	九州災害時動物救援センター現地確認	8月31日
ケ	北海道胆振東部地震救援緊急対策本部会議	9月7日
コ	アジア獣医師会連合(FAVA)代表者会議 (インドネシア・バリ)	10月30日～31日
サ	アジア獣医師会連合(FAVA)大会 (インドネシア・バリ)	11月1日～4日
シ	日本医師会－日本獣医師会連携シンポジウム	11月16日
ス	台湾獣医師会大会	1月6日

#### (14) 日本中央競馬会畜産振興事業

ア	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生平成30年度開講式、オリエンテーション、 歓迎交流会	4月3日
イ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生日本語研修	4月3日～9日
ウ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生農林水産省訪問	4月4日
エ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業(平成30～32年)ヒアリング	4月4日
オ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生フジタ製薬訪問	4月6日
カ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生農林水産省動物医薬品検査所訪問	4月9日
キ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生・指導教官個別面談及び宿舎使用状況の確認 5月30日、6月4日、6月27日、7月2日、7月3日、7月10日、7月11日	
ク	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業事業推進委員会	7月24日
ケ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生夏期全体研修	7月29日～8月8日
コ	JRA畜産振興事業調査研究発表会	10月4日
サ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生選考に係る現地調査 タイ、ベトナム、ミャンマー キルギス、ネパール 韓国 台湾、モンゴル、中国 スリランカ、バングラデシュ、フィリピン	11月5日～9日 11月8日～13日 11月14日～16日 11月18日～23日 11月22日～28日
シ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業事業推進委員会	12月18日
ス	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修委託先大学への立入検査 1月18日、3月5日、3月6日、3月8日、3月14日	
セ	平成31年度日本中央競馬会畜産振興事業実施計画ヒアリング	1月22日
ソ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業研修生帰国対応	3月20日～23日
タ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業(平成28～30年)事業評価に関する検討会議	3月22日
チ	アジア地域臨床獣医師等総合研修事業終講式	3月22日

#### (15) 省庁等の委員会・検討会等 (本会役職員が出席したもの)

ア	全国家畜衛生主任者会議 (農林水産省)	4月24日
イ	家畜慢性疾病対策推進全国会議 一般傍聴 (農林水産省)	4月26日
ウ	大学設置・学校法人審議会専門委員会 (文部科学省)	6月8日
エ	水鳥救護研修センター運営連絡協議会 (環境省)	6月15日
オ	国際獣疫事務局(OIE)連絡協議会 (農林水産省)	6月29日
カ	中央環境審議会動物愛護部会 (環境省)	7月4日、7月30日、10月22日
キ	大学設置・学校法人審査会(大学設置分科会)専門委員会 (文部科学省)	9月4日

ク	薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（厚生労働省）	9月5日
ケ	獣医事審議会（農林水産省）	9月7日、3月7日
コ	獣医事審議会計画部会（農林水産省）	10月17日
サ	薬剤耐性ワンヘルス動向調査検討会（厚生労働省）	10月22日
シ	動物由来感染症対策技術研修会（厚生労働省）	10月30日
ス	OIE 獣医学教育ワークショップ（農林水産省）	11月19日
セ	薬剤耐性(AMR)対策推進国民啓発会議（内閣府）	11月21日
ソ	薬剤耐性対策の今を知る会（主催：国際獣疫事務局(OIE)アジア太平洋地域事務所、 共催：農林水産省）	12月2日
タ	日中韓ワンヘルスシンポジウム（国立感染症研究所、中国疾病管理予防センター、 韓国疾病管理予防センター）	12月4日
チ	動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会 傍聴（環境省）	12月11日、3月8日
ツ	大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援環境大臣表彰式（環境省）	12月19日
テ	内閣府公益認定等委員会立入検査	1月17日
ト	全国畜産課長会議（農林水産省）	1月23日
ナ	AMR ワンヘルス東京会議・シンポジウム（厚生労働省、世界保健機関西太平洋事務局(WPRO)）	2月21日
ニ	獣医療提供体制整備推進総合対策事業選定審査委員会（農林水産省）	3月6日
	社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会傍聴（環境省）	3月15日

#### (16) 地区獣医師大会関係

ア	中部地区獣医師大会	9月2日
イ	関東・東京合同地区獣医師大会	9月9日
ウ	四国地区獣医師大会	9月9日
エ	北海道獣医師大会	9月26日
オ	中国地区獣医師大会	9月29日
カ	東北地区獣医師大会	10月11日
キ	近畿地区連合獣医師大会	10月14日
ク	九州地区獣医師大会	10月14日

#### (17) 地方獣医師会関係（本会役職員が出席したもの）

ア	中国地区獣医師会連合会定期総会	4月11日
イ	関東・東京合同地区獣医師会理事会	4月15日、7月22日、3月3日
ウ	埼玉県獣医師会定時総会	6月7日
エ	千葉県獣医師会通常社員総会	6月7日
オ	群馬県獣医師会通常総会	6月10日
カ	長野県獣医師会定時総会・創立70周年記念式典	6月15日
キ	静岡県獣医師会定時総会	6月17日
ク	東京都獣医師会定時総会	6月17日
ケ	栃木県獣医師会通常総会	6月24日
コ	茨城県獣医師会総会	6月28日
サ	岩手県獣医師会新獣医師会館竣工式及び落成祝賀会	7月18日
シ	兵庫県獣医師会創立70周年記念式典	7月29日
ス	中国地区獣医師会連合会臨時総会	8月9日
セ	埼玉県獣医師会合同研修会	8月21日
ソ	中部獣医師会連合会事務研修会	11月1日～2日
タ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	11月8日～9日
チ	ドイツ&オランダ動物保護施設視察ツアー（東京都獣医師会）	11月8日～15日

ツ	青森県獣医師会創立 70 周年記念式典、祝賀会	11月15日
テ	埼玉県獣医師会創立 70 周年記念式典、記念講演会、祝賀会	11月25日
ト	横浜市獣医師会新年賀詞交換会	1月11日
ナ	宮城県獣医師会創立 70 周年記念式典	1月19日
ニ	川崎市獣医師会新春賀詞交歓会	1月24日
ヌ	北海道・東北地区獣医師会事務局会議	1月24日～25日
ネ	静岡県獣医師会創立 70 周年記念行事	1月27日
ノ	九州地区獣医師会連合会役員会	2月2日
ハ	福岡県獣医師会創立 70 周年記念式典	2月3日

**(18) 関連会議・行事(本会主催以外の会議等で役職員が出席したもの)**

ア	インターペット(一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、 メッセフランクフルトジャパン株式会社)	3月29日～4月1日
イ	獣医師賠償責任保険中央審議会	4月4日、5月2日、6月6日、7月4日、9月5日 10月3日、11月1日、12月5日、1月9日、2月6日、3月6日
ウ	2018年度(国別研修)「キルギス生乳生産・流通に係る獣医畜産技術及びシステムB」 に係る境専務理事講演(独立行政法人家畜改良センター)	4月19日
エ	日本獣医史学会研究発表会、総会、懇親会	4月21日
オ	全国家畜衛生職員会通常総会	4月25日
カ	鶏病研究会通常総会	4月25日
キ	公益財団法人日本動物愛護協会創立 70 周年記念行事	5月20日
ク	一般社団法人全国動物薬品器材協会通常総会	5月24日
ケ	公益社団法人中央畜産会常勤役員候補者推薦委員会	6月6日
コ	公益社団法人中央畜産会理事会	6月6日、6月21日、3月13日
サ	公益社団法人日本動物用医薬品協会通常総会、意見交換会	6月8日
シ	関東しゃくなげ会研修会(総会)	6月15日
ス	愛知県口蹄疫診断技術研修会における講演	6月15日
セ	公益社団法人畜産技術協会定時総会・理事会・優秀畜産技術者表彰式	6月18日
ソ	一般社団法人酪農ヘルパー全国協会定時会員総会	6月19日
タ	公益社団法人中央畜産会定時総会	6月21日
チ	獣医療提供体制整備推進協議会総会	6月21日
ツ	獣医療提供体制整備推進検討委員会	6月21日、3月25日
テ	日中韓口蹄疫、鳥インフルエンザの防疫に関わるシンポジウム・基調講演	6月21日～22日
ト	一般社団法人日本動物看護職協会定時代議員総会	6月24日
ナ	農場管理獣医師協会総会	6月26日
ニ	「現代女性の健康に関わる諸問題」院内集会(ウイメンズ・ヘルス・アクション実行委員会)	6月27日
ヌ	一般財団法人生物科学安全研究所評議員会	6月28日
ネ	動物個体識別登録システムバックアップサーバ稼働確認	6月29日
ノ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	7月3日
ハ	課題別研修「畜産開発担当行政官の政策立案実施管理能力の向上(幹部及び中堅行政官)」 研修コースに係る研修講師(独立行政法人家畜改良センター)	7月5日
ヒ	預託事業運用体制検討委員会(一般社団法人日本家畜商協会)	7月12日
フ	宮崎大学農学部獣医学科設立 80 周年記念事業	7月14日
ヘ	動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」 (公益社団法人日本動物用医薬品協会)	7月18日
ホ	一般社団法人日本養豚開業獣医師協会活動報告会・記念講演	7月20日
マ	公益社団法人日本医師会新役員就任披露パーティー	7月24日
ミ	大井宗孝先生黄綬褒章受章祝賀会	8月7日



ム	化成品の安定供給のためのガイドライン普及事業「化成品安定供給検討委員会」 (公益社団法人日本動物用医薬品協会)	8月22日
メ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る現地検討会 (一般社団法人日本家畜商協会)	8月23日
モ	全国学校飼育動物研究大会	8月25日
ヤ	全国畜産縦断いきいきネットワーク大会	8月27日
ユ	越久田 健氏旭日雙光章受章記念祝賀会	9月2日
ヨ	全国公衆衛生獣医師協議会調査研究発表会・研修及び功労者表彰式	9月7日
ラ	全国大学獣医学関係代表者協議会	9月10日
リ	タマホーム株式会社 会長・社長 就任披露パーティー	10月1日
ル	学術著作権協会 権利者向け説明会	10月2日
レ	産業動物獣医師確保に係る懇談会 (公益社団法人中央畜産会)	10月5日
ロ	公益社団法人日本動物病院協会設立40周年記念年次大会記念式典	10月6日
ワ	全国装蹄競技大会褒賞授与式 (公益社団法人日本装削蹄協会)	10月16日
ヲ	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業に係る現地調査 (一般社団法人日本家畜商協会)	10月19日、11月7日
ン	公益社団法人日本動物用医薬品協会創立70周年記念講演会	10月23日
ア	日本動物看護師学会	10月27日
イ	一般社団法人動物再生医療推進協議会勉強会	10月30日
ウ	預託事業運用体制検討委員会 (一般社団法人日本家畜商協会)	10月31日
エ	新青山ビル総合防災訓練	11月6日
オ	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門運営委員会	11月7日
カ	全国NOSAI大会 (公益社団法人全国農業共済協会)	11月26日
キ	全国優良畜産経営管理技術発表会及びエコフィールドを活用した畜産物生産の優良事例 表彰式 (公益社団法人中央畜産会)	11月27日
ク	健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会 (一般社団法人日本家畜商協会)	12月14日、2月19日
ケ	公益社団法人中央畜産会新年賀詞交歓会	1月7日
コ	ペット関連業界賀詞交歓会 (一般社団法人ペットフード協会)	1月10日
サ	公益社団法人日本動物用医薬品協会新年賀詞交歓会	1月10日
シ	認定動物看護師養成における効果的な連携事業を行うためのガイドライン作成事業 中間報告会 (一般社団法人全国動物教育協会)	2月4日
ス	鶏病研究会賛助会員会議	2月5日
セ	動物衛生試験研究推進会議 (国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構)	2月6日
ソ	家畜人工授精優良技術発表全国大会 (一般社団法人日本家畜人工授精師協会)	2月15日
タ	おおい動物愛護センター開所式	2月17日
チ	セバ・ジャパン株式会社創業10周年パーティー	2月20日
ツ	薬剤耐性対策普及啓発促進事業に係る推進委員会 (公益社団法人中央畜産会)	2月21日
テ	AWに配慮した家畜輸送等指針作成事業「指針検討委員会」 (公益社団法人畜産技術協会)	2月22日
ト	天皇陛下御在位三十年記念式典	2月24日
ナ	宮中茶会	2月26日
ニ	女性・リタイア世代等就農定着等推進事業および多様な担い手育成支援事業に係る 情報交流会 (公益社団法人中央畜産会)	3月4日
ヌ	鶏病研究会理事会	3月5日
ネ	動物用ワクチン等保管事業「動物用ワクチン等の安定供給委員会」 (公益社団法人日本動物用医薬品協会)	3月6日
ノ	一般財団法人ペット災害対策推進協会内閣府ヒアリング	3月6日
ハ	全国家畜保健衛生業績発表会協賛会役員会	3月12日

ヒ	ユニ・チャームプロダクツ(株)九州工場竣工式	3月12日
フ	公益社団法人畜産技術協会理事会	3月13日
ヘ	日本獣医生命科学大学学位記授与式	3月14日
ホ	湊惠氏旭日双光章受章記念祝賀会	3月16日
マ	全国大学獣医学関係代表者協議会	3月29日
ミ	インターペット	3月30日

## 2 会員及び賛助会員の異動状況

(1) 平成 31 年 3 月 31 日現在の会員及び賛助会員の数は、次のとおり（会員及び賛助会員の名簿は、巻末の資料参照）

ア 会 員：55 団体（都道府県・政令市獣医師会）

イ 賛助会員：団体；55 団体・企業、個人；13 人、学生；5 人

(2) 平成 30 年度における会員及び賛助会員の異動状況は、次のとおり。

区 分	平成 29 年度 末 現 在 の 数	平成 30 年度における異動状況			平成 30 年度 末 現 在 の 数	平成 30 年度の 対前年度増減	
		新規加入	退 会	計			
会 員	55	0	0	0	55	0	
賛助会員	団体	56	0	1	1	55	▲1
	個人	14	0	1	1	13	▲1
	学生	2	5	2	7	5	3
	計	72	5	4	9	73	1
備 考	地方獣医師会の会員である構成獣医師(会員構成獣医師)数の異動状況は、次のとおり。 平成 29 年度：25,973 人，平成 30 年度：25,761 人（対前年度：212 人減）						

## 3 人 事

### (1) 本会関係

事務局職員

古 賀 俊 伸	雇用期間の更新(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) 事務局長 再雇用職員	4 月 1 日
四 宮 勝 之	雇用期間の更新(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) 参与（事業担当） 常勤嘱託職員	4 月 1 日
関 谷 順 一	雇用期間の更新(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日) 参与（事業担当） 再雇用職員	4 月 1 日
榊 原 早 苗	採 用 事務局職員（事業担当）	4 月 1 日
本 田 さくら	採 用 事務局職員（事業担当）	4 月 1 日
坂 本 研 一	採 用 参与（事業担当） 常勤嘱託職員(平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日)	5 月 1 日

## (2) 政府委員関係

- ア 平成30年度委託プロジェクト研究「家畜の伝染病の国内侵入と野生動物由来リスクの管理技術の開発」審査委員  
(農林水産省・平成30年4月3日～プロジェクト研究の公募課題の委託予定先の決定日まで)  
酒井健夫(日本獣医師会副会長)
- イ 「国際獣疫事務局連絡協議会」通常のメンバー  
(農林水産省・任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日)  
酒井健夫(日本獣医師会副会長)
- ウ 獣医事審議会委員(農林水産省・任期：平成30年9月1日～令和2年8月31日)  
砂原和文(日本獣医師会副会長)  
村中志朗(日本獣医師会副会長)
- エ 大学設置・学校法人審議会(大学設置分科会)専門委員  
(文部科学省・任期：平成30年11月1日～平成30年12月31日)  
境政人(日本獣医師会専務理事)

## (3) 地方獣医師会関係

	<新>	<旧>	
ア 佐賀県獣医師会会長	吉永貞一	御厨猛男	5月27日
イ 三重県獣医師会会長	永田克行	西山治生	6月3日
ウ 沖縄県獣医師会会長	工藤俊一	波平克也	6月15日
エ 熊本県獣医師会会長	小澄正敬	穴見盛雄	6月29日

## (4) 本会関係省庁関係部局・課

	<新>	<旧>	
ア 農林水産省			
(ア) 農林水産大臣	吉川貴盛	齋藤健	10月2日
(イ) 消費・安全局			
畜水産安全管理課			
課長	石川清康	磯貝保	6月15日
課長補佐(小動物獣医療)	中元哲也	加藤哲也	4月1日
獣医事班 国家試験係長	高橋延之	加藤直子	4月1日
獣医事班 獣医事監視指導係長	加藤直子	岩崎俊輔	4月1日
(ウ) 生産局			
畜産部長	富田育稔	大野高志	7月27日
畜産部畜産企画課長	猪上誠介	坂康之	1月11日
イ 環境省			
(ア) 環境大臣	原田義昭	中川雅治	10月2日
(イ) 自然環境局			
局長	正田寛	亀澤玲治	7月13日
大臣官房審議官(自然環境局担当)	鳥居敏男	米谷仁	7月13日
総務課 動物愛護管理室			
室長	長田啓	則久雅司	7月13日
室長補佐	松本英昭	—	4月1日
室長補佐	—	徳田裕之	4月9日
ウ 厚生労働省			
厚生労働大臣	根本匠	加藤勝信	10月2日
エ 文部科学省			
文部科学大臣	柴山昌彦	林芳正	10月2日

## (5) その他

- ア 平成30年度動物用ワクチン等保管事業の「動物用ワクチン等の安定供給委員会」委員  
(公益社団法人日本動物用医薬品協会・平成30年4月27日～平成31年3月31日)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- イ 一般社団法人日本家畜人工授精師協会の役員改選に伴う次期学識経験理事の選考委員  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- ウ 公益社団法人畜産技術協会理事  
(任期：平成30年6月18日～令和2年6月に開催される定時総会の日まで)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- エ 公益社団法人中央畜産会理事  
(平成30年6月21日～令和2年6月開催の定時総会の終了の時まで)  
藏 内 勇 夫 (日本獣医師会会長)
- オ 健全な家畜取引推進のための啓発普及事業専門委員会の委員  
(一般社団法人日本家畜商協会・任期：平成30年6月21日～平成31年3月末日)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- カ 地域自衛防疫取組促進対策事業に係る自衛防疫取組促進対策推進委員会の委員  
(家畜衛生対策推進協議会・任期：平成30年6月25日～平成31年3月31日)  
坂 本 研 一 (日本獣医師会参与)
- キ 動物用ワクチン等実用化促進事業のうち化成品の安定供給のためのガイドライン普及事業  
「化成品安定供給検討委員会」の委員  
(公益社団法人日本動物用医薬品協会・任期：平成30年7月10日～平成31年3月31日)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- ク 預託事業運用体制検討委員会委員  
(一般社団法人日本家畜商協会・任期：平成30年7月10日～平成31年3月31日)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- ケ 薬剤耐性対策普及啓発促進事業に係る推進委員会の委員  
(公益社団法人中央畜産会・任期：平成30年8月15日～平成31年3月31日)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- コ AWに配慮した家畜輸送等指針作成事業に係る指針検討委員会委員  
(公益社団法人畜産技術協会・任期：平成30年8月22日～平成31年3月31日)  
境 政 人 (日本獣医師会専務理事)
- サ 獣医学教育評価委員会委員(任期延長)  
(公益財団法人大学基準協会・任期延長期間：平成30年10月1日～平成31年3月31日)  
酒 井 健 夫 (日本獣医師会 副会長)
- シ 平成30年度動物衛生試験研究推進会議外部委員(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合  
研究機構動物衛生研究部門・任期：平成30年12月21日～平成31年3月31日)  
境 政 人 (日本獣医師会 専務理事)
- ス 中央環境審議会臨時委員(環境省・任期：平成31年2月7日～令和3年2月7日)  
木 村 芳 之 (日本獣医師会 理事(動物福祉・愛護))

## 4 叙勲・褒章

### (1) 叙 勲

越久田	健 (横浜市獣医師会)	旭 日 双 光 章	平成30年春
久 保 益 一	(奈良県獣医師会)	旭 日 双 光 章	平成30年春
野 崎 國 勝	(徳島県獣医師会)	旭 日 小 綬 章	平成30年春
高 橋 尚 男	(京都府獣医師会)	旭 日 双 光 章	平成30年秋
湊 惠	(香川県獣医師会)	旭 日 双 光 章	平成30年秋

(2) 褒章

大井宗孝 (神奈川県獣医師会)

黄綬褒章

平成30年春

5 逝去会員構成獣医師等

祝前 弥一郎 (京都府獣医師会元会長、本会元理事・平成30年6月18日逝去)

三宅 勝 (北海道獣医師会元会長・本会元理事・平成30年10月6日逝去)

南 毅 正 (三重県獣医師会元会長・平成30年11月26日逝去) ほか

B 会務 (個別) 報告

1 規程の制定等

(1) 「日本獣医師会就業規則」の一部改正及び「日本獣医師会育児休業規程」、「日本獣医師会介護休業規程」の制定 (第1回理事会・平成30年5月30日)

ア 改正の理由:

平成29年3月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)が公布され、平成29年10月1日から施行された。

この改正により、保育所などに入所できず退職を余儀なくされる事態を防ぎ、さらに育児をしながら働く労働者が、育児休業などを取得しやすい就業環境の整備等が進められたことを機に、本会においても「日本獣医師会職員就業規則」(以下「就業規則」という。)をできるだけ最新の関係法令等に則った規程になるよう見直すこととし、就業規則の一部を改正する。

また、これまで、就業規則内に規定されていた「育児休業」及び「介護休業」については、今回の育児・介護休業法改正により、詳細な定めが別途必要となったことから、それぞれ独立した規程として新たに制定する。

イ 改正の内容: 次のとおり。

(ア) 「日本獣医師会就業規則」の一部改正

改正条文 (改正部分のみ)	旧条文
<p><u>(時間外就業の制限等)</u> 第17条 削除</p>	<p>日本獣医師会職員就業規則</p> <p>第1条～第16条 【略】</p> <p><u>(時間外就業の制限等)</u> 第17条 子(3歳未満の実子及び養子に限る。)を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該養育に必要な期間内を限度として、第10条第1項に定める所定就業時間を超えて就業させることはない。</p> <p>2 法定就業時間を超える就業(以下「法定時間外就業」という。)については、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について45時間、3か月について120時間、1年間について360時間を超えて就業させるこ</p>

とはない。

ただし、小学校就業前の子（実子及び養子に限る。）を養育する職員又は要介護状態にある家族（第 34 条第 2 項に定める者をいう。）を介護する職員が請求した場合には、法定時間外就業は、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を限度とする。

3 妊娠中及び産後 1 年を経過しない女性職員については、本人が請求した場合には、前項の規定にかかわらず、法定時間外就業、深夜就業又は休日就業を命ずることはない。

4 第 2 項ただし書きにいう子を養育する職員又は家族を介護する職員から請求があった場合は、当該職員に対し、深夜就業を命ずることはない。

5 子（生後 3 歳未満の実子及び養子に限る。）を養育する職員又は第 2 項ただし書きにいう家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該養育又は介護に必要な期間内を限度として、次の措置を受けることができる。

(1) 午前 8 時から午後 6 時 30 分までの間の時差出勤

(2) 前号の範囲内における 6 時間の短時間勤務

ただし、短時間勤務中における給与は、（本俸＋管理職手当・職務手当＋扶養手当＋都市手当）×12÷所定就業時間で求めた額に不就業時間を乗じた金額を通常の給与から控除した金額を支給する。

6 第 1 項及び第 5 項の期間については、特に必要があると認める場合には、同項の規定にかかわらず、必要と認める期間、これを延長することができる。

7 第 2 項及び第 4 項の規定は、業務の正常な運営を妨げる場合には、これを適用しないことがある。

第 18 条～第 24 条 【略】

（特別休暇）

第 25 条 職員は、次の各号の一つに該当するときは、年休とは別に別表 2 に定める期間又は時間の特別休暇を受けることができる。

(1) 伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われたとき

(2) 天災その他の非常災害により職員の住居に使用している建築物が破壊又は滅失したとき

- (8) 子（生後1歳未満の実子又は養子に限る。）を養育するとき（「育児時間」といい、第31条の育児休業規程に定める育児休業とは別に取扱う。）
- (9) 要介護状態にある家族（介護休業規程第7条第2項に定める者をいう。）を介護するとき（「介護時間」といい、第31条の介護休業規程に定める介護休業とは別に取扱う。）

（育児休業・介護休業等）

第31条 育児休業・子の介護休暇・介護休業・介護休暇については、別に定める育児休業規程及び介護休業規程による。

- (3) 天災、交通機関の事故等により交通が途絶したとき
- (4) 選挙権その他公民としての権利又は義務を行使するとき及び裁判所・警察等官公署の要請に基づいて出頭するとき
- (5) 職員の家族等の忌引のとき（以下「忌引休暇」という。）
- (6) 結婚するとき（以下「結婚休暇」という。）
- (7) 生理のため就業することが著しく困難なとき（以下「生理休暇」という。）
- (8) 子（生後1歳未満の実子又は養子に限る。）を養育するとき（「育児時間」といい、第31条に規定する育児休業とは別に取扱う。）
- (9) 要介護状態にある家族（第34条第2項に定める者をいう。）を介護するとき（「介護時間」といい、第34条に規定する介護休業とは別に取扱う。）
- (10) 妊娠中及び出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診断を受けるために就業時間内に通院するとき
- 2 職員は、前項各号のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内（休日を含まない。）の範囲で特別休暇（以下「夏季休暇」という。）を受けることができるものとし、この夏季休暇を受けることができる期間は、7月20日から9月10日までの間とする。

第26条～第30条 【略】

（育児休業）

第31条 職員が子（1歳未満の実子又は養子に限る。以下同じ）を養育するにあたり、当該職員から次条の規定に基づき申請があったときは、当該職員について、年休とは別に育児休業を与える。

2 育児休業は、原則として、当該休業の対象となる子1人につき1回を限度として取得することができる。

3 育児休業期間は、原則として、子が誕生した日又は養子となった日から1歳に達する日（本条第4項に基づく休業の場合を除く。同第5項に基づく休業の場合は、1歳6か月に達する日）の前日までの連続した期間であつて次条の規定に基づき申請のあった期間とし、産後休業期間は育児休業期間には算入しない。

4 職員の配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業を取得している場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業を取得することができる。

5 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業を取得することができる。なお、育児休業を開始する日は、原則として子の1歳の誕生日に限る。

(1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業を取得していること

(2) 次のいずれかの事情があること

ア 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

イ 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

6 育児休業期間は、次の各号の一つに該当する事情が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1号のときにあっては、当該事情が生じた当日)に終了する。

(1) 休業期間中に、当該休業申請の対象となる子が死亡し、又は当該子が養子である場合において離縁し、若しくは養子縁組みを解消したとき

(2) 休業期間中に、当該休業申請の対象となる子が1歳(前条第4項に基づく休業の場合を除く。同第5条に基づく休業の場合、1歳6か月)に達したとき

(3) 本条第4項に基づく休業において、出生日以後の産前産後休業期間と育児休業期間との合計が1年に達したとき

(4) 休業期間中に、当該休業を申請した職員について産前休業期間又は新たな育児休業期間が始まったとき

(5) 前各号に掲げる場合のほか、休業期間中に、育児休業を申請した職員が当該申請を撤回したとき

7 育児休業に関して、この規定に定めのない事項については育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)に定めるところによる。



第 32 条 削 除

(育児休業の申請等)

第 32 条 育児休業の承認を受けようとする職員は、次の各号に掲げる事項を記載した育児休業申請書を提出しなければならない。

(2) 育児休業の申請に係る子の氏名、生年月日及び前号の申請者との続柄（育児休業の申請に係る子が当該休業の申請の際に出生していない場合にあつては、当該子を出産する予定である者の氏名、出産予定日及び前号の申請者との続柄とし、当該子が養子である場合にあつては、当該養子縁組みの効力が生じた日）

(3) 育児休業の開始予定年月日及び終了予定年月日

2 前項の申請は、育児休業開始予定日の少なくとも 1 か月前までに行わなければならない。

3 出産日の変更等により育児休業の開始日及び終了日を変更しようとするときは、あらかじめその変更事由に係る事実等を明らかにした育児休業変更申請書を提出しなければならない。

4 第 2 項の規定に基づく申請後、育児休業開始予定日の前日までに、当該休業に係る子の死亡等により、育児休業を必要とする理由がなくなったときは、当該育児休業申請はなかったものとみなす。この場合において、当該申請を行った職員は、原則として、当該事由が発生した日にその旨を通知しなければならない。

(子の看護休暇)

第 33 条 削 除

第 33 条 小学校就学前の子（実子及び養子に限る。）を養育する職員は、負傷し、もしくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が 1 人の場合は 1 年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）につき 5 日、2 人以上の場合は 10 日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。

2 子の看護休暇は、時間単位で取得することができる。

3 当該休暇を取得し不就業時間又は不就業日が生じた場合の給与は、第 17 条第 5 項第 2 号と同様の方法により算定する。

4 子の看護休暇に関して、この規定に定めのない事項については育児・介護休業法に定めるところによる。

第 34 条 削 除

(介護休業)

第 34 条 職員が介護を要する家族を有し、かつ当該職員から次条の規定に基づき申請があったときは、当該職員について、年休とは別に介護休業を与える。

2 前項の介護を要する家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の各号に掲げる者をいう。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫であつて職員と同居し、かつ扶養している者

(6) 前各号以外の家族で、特に認めた者

3 介護休業は、原則として、当該休業の対象となる家族 1 人につき 1 回を限度として取得することができる。

4 介護休業期間は、通算 93 日間（休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日までをいう。）の範囲内であつて次条の規定に基づき申請のあつた期間とする。

5 介護休業期間は、次の各号の一つに該当する事情が生じたときは、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第 3 号に掲げる事情が生じたときにあつては、その前日）に終了する。

(1) 介護の対象となる家族の死亡等介護休業を必要とする理由がなくなったとき

(2) 休業期間中に、当該休業を申請した職員

(3) 前各号に掲げる場合のほか、休業期間中に、介護休業を申請した職員が当該申請を撤回したとき

6 介護休業に関して、この規定に定めのない事項については育児・介護休業法に定めるところによる。

(介護休業の申請等)

第 35 条 介護休業の承認を受けようとする職員は、次の各号に掲げる事項を記載した介護休業申請書及び第 2 号に規定する家族の介護が必要である旨を証明した医師、保健婦又は公的機関が発行する証明書を提出しなければならない。

(1) 介護休業の申請年月日及び申請者の氏名

(2) 介護の対象となる家族の氏名、生年月日、前号の申請者との続柄並びに同居及び

第 35 条 削 除

扶養の状況

(3) 介護休業の開始予定年月日及び終了予定年月日

(4) 介護休業を申請する合理的理由

2 前項の申請は、介護休業開始予定日の少なくとも2週間前までに行わなければならない。

3 介護休業の開始日及び終了日を変更しようとするときは、あらかじめその変更事由を明らかにした介護休業変更申請書を提出しなければならない。

4 第2項の規定に基づく申請後、介護休業開始予定日の前日までに、当該休業に係る家族の死亡等により、介護休業を必要とする理由がなくなったときは、当該介護休業申請はなかったものとみなす。この場合において、当該申請を行った職員は、原則として、当該事由が発生した日にその旨を通知しなければならない。

(介護休暇)

第36条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、当該家族が1人の場合は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）につき5日、2人以上の場合は10日を限度として、介護休暇を取得することができる。

2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。

3 当該休暇を取得し不就業時間又は不就業日が生じた場合の給与は、第17条第5項第2号と同様の方法により算定する。

4 介護休暇に関して、この規定に定めのない事項については育児・介護休業法に定めるところによる。

第37条 【略】

(特別休暇等の期間中における給与の支給等)

第38条 特別休暇期間中における給与の支給率は、その全期間について100分の100とする。

2 傷病休暇の期間中における給与の支給に関しては、給与規程で別に定める。

3 育児休業及び介護休業並びに産前産後休業の期間中は、給与を支給しない。

第36条 削除

4 生理休暇における給与の支給に関しては、ひと月に1日までは有給とし、それを超えた場合には無給とする。

**5** 産前産後休業、傷病休暇、育児休業及び介護休業の期間中にある定期昇給は、当該休暇期間満了の日の属する月以降、直近の定期昇給日（給与規程に定める定期昇給日をいう。以下同じ。）に行う。

**6** 一休暇年度内において、年休を完全に消化した後に、やむを得ない事由等により欠勤（特別休暇、傷病休暇、産前産後休業、育児休業及び介護休業、子の看護休暇、介護休暇による不就業を除く。）したときは、給与規程で別に定めるところにしたがい、当該欠勤日数に応じた給与の減額を行う。

**7** 役職を与えられている職員が特別休暇、傷病休暇、産前産後休業、育児休業及び介護休業を受けた場合、当該休暇期間中における役職については、特別な事情がない限り、その任を解くことはない。

**4** 産前産後休業、傷病休暇、育児休業及び介護休業の期間中にある定期昇給は、当該休暇期間満了の日の属する月以降、直近の定期昇給日（給与規程に定める定期昇給日をいう。以下同じ。）に行う。

**5** 一休暇年度内において、年休を完全に消化した後に、やむを得ない事由等により欠勤（特別休暇、傷病休暇、産前産後休業、育児休業及び介護休業、子の看護休暇、介護休暇による不就業を除く。）したときは、給与規程で別に定めるところにしたがい、当該欠勤日数に応じた給与の減額を行う。

**6** 役職を与えられている職員が特別休暇、傷病休暇、産前産後休業、育児休業及び介護休業を受けた場合、当該休暇期間中における役職については、特別な事情がない限り、その任を解くことはない。

第 39 条～第 84 条 【略】

附 則（平成 30 年 5 月 30 日一部改正、平成 30 年第 1 回理事会承認）  
この改正は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

（イ）「日本獣医師会育児休業規程」の制定

## 日本獣医師会育児休業規程

### 第 1 章 通 則

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の事務局職員及び嘱託職員等（以下「職員等」という。）の育児休業、子の看護休暇、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限及び育児短時間勤務（以下「育児休業等」という。）に関する取扱いを定めるものである。

（定義）

第 2 条 この規程でいう育児休業とは、1 歳、1 歳 6 か月または 2 歳未満の子（実子、養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、養育里親に委託されている子。以下同じ。）を育てる職員等が、本会と雇用関係を維持したまま一定期間休業して育児に専念し、その後、再び本会で勤務することをいう。

2 「子の看護休暇とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等が、負傷し又は疾病にかかった当該子の世話をするため、あるいは疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受けさせるために休暇を取得することをいう。

3 所定外労働の免除とは、3 歳に満たない子を養育する職員等が、当該子を養育するために所定外労働（本会が定めた所定就業時間を超えての労働）の免除を受けて勤務を続けることをいう。

4 時間外労働の制限とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、1 か月について 24 時間、1 年について 150 時間を超える時間外労働（法定労働時間を超えての労働）をすることなく、勤務を続けることをいう。

- 5 深夜業の制限とは、深夜（22時から翌5時）に就業することなく、勤務を続けることをいう。
- 6 育児短時間勤務とは、3歳に満たない子を養育する職員等が、当該子を養育するために勤務時間の短縮等により勤務を続けることをいう。

（規程の遵守）

第3条 本会及び職員等は、育児休業等の運用及び利用については、この規程を誠実に遵守しなければならない。

（法令との関係）

第4条 育児休業等に関して、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令の定めるところによる。

（疑義の解釈）

第5条 本規程に疑義が生じた場合、及び法令又は本規程に定めのない事項の取扱いについては、本会がこれを決定する。

（職員等の個人情報の取得・利用について）

第6条 本会は、職員等の個人情報を次の利用目的のために利用するものとする。

（1）情報の範囲

育児対象者の氏名・年齢・生年月日・続柄・同居扶養の状況・出産予定日、配偶者及び同居親族の養育の状況

（2）利用目的

育児休業等の申し出・請求に対する手続きを行うため

## 第2章 育児休業の手続きと内容

（対象者）

第7条 2歳未満の子を養育する職員等は、この規程に定める手続きに従って、育児休業を取得する。ただし、次に掲げる者は除く。

（1）日々雇用される者

（2）期間を定めて雇用された者

（3）本会と職員等代表との間で締結された育児休業の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、育児休業の対象から除外された次の者

①採用されて1年未満の職員等

②休業申し出の日から1年以内（第8条第1項及び第2項の休業の場合は6か月）に雇用契約が終了することが明らかな職員等

③1週間の所定労働日数が2日以下の職員等

2 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で次のいずれにも該当する場合は、育児休業を取得することができる。

（1）採用されて1年以上であること

（2）子が1歳6か月（第8条第2項の休業の場合は2歳）になるまでに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

3 配偶者が職員等と同じ日から又は職員等より先に育児休業をしている場合、職員等は、子が1歳2か月に達するまでの間で、産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業を取得することができる。

（期間の延長）

第8条 育児休業中の職員等又は配偶者が育児休業中の職員等は、次のいずれかの事由がある場

合、子の1歳の誕生日から1歳6か月に達するまでの期間で育児休業を延長することができる。  
なお、育児休業を延長しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

(1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

(2) 職員等の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、子を1歳以降養育する予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難となった場合

2 次のいずれにも該当する職員等は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業を延長することができる。なお、育児休業を延長しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日当日に限るものとする。

(1) 職員等又は配偶者が原則として、子の1歳6か月の誕生日当日の前日に育児休業をしていること。

(2) 次のいずれかの事情があること。

①保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

②職員等の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(休業の申し出)

第9条 育児休業を取得しようとする職員等は、原則として育児休業を開始しようとする日の1か月前までに、育児休業等申出書により、本会に申し出をしなければならない。

2 期間を定めて雇用された者が、労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業等申出書により再度の申し出を行うものとする。

3 前条により休業を延長しようとする職員等は、原則として子の1歳の誕生日及び1歳6か月の誕生日当日の2週間前までに、育児休業等申出書に延長理由を証明する書類を添付して、本会に申し出をしなければならない。

4 本会は、育児休業の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。

5 申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に出生の申し出を証明する書類を添付して、本会に申し出なければならない。

(申し出の回数制限)

第10条 同一の子については、その子に係る育児休業が中断、又は終了した場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、重ねて育児休業の申し出をすることは出来ない。ただし、産後休業を取得していない職員等が、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内にした最初の育児休業については、1回の申し出として算定しない(第8条の場合及び第9条第2項の場合は、この限りではない。)

(1) その子の育児休業期間が、新たに生まれた子の産前産後休業期間が始まったことにより終了した場合に、新たに生まれた子が産前産後休業期間中に次のいずれかに該当するに至ったとき

①死亡したとき

②養子となったこと、その他の事情により職員等と同居しなくなったとき

(2) 新たに生まれた子の育児休業期間が始まったことにより、育児休業期間が終了した場合であって、その新期間の育児休業に係る子のすべてが前号の①又は②のいずれかに該当するに至ったとき

(3) 育児休業の申し出を撤回した後に、配偶者の死亡などによりその子を養育する者がいなくなったとき

(4) 育児休業の申し出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき

(5) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われなるとき

(育児休業取扱い通知書の交付)

第 11 条 本会は、育児休業等申出書の提出を受けたときは、育児休業の取得の可否、休業期間、休業中・休業後の労働条件の取扱いについて、育児休業等取扱決定通知書の交付を行う。

(休業開始予定日の指定)

第 12 条 申し出があった育児休業の開始予定日が、育児休業等申出書の提出日の翌日から起算して1か月を経過する日より前の日であるときは、本会は申し出があった育児休業の開始予定日と、申し出日の1か月経過日との間のいずれかの日を休業開始予定日として指定する。ただし、育児休業等申出書の提出日前に、次に掲げる事由が生じた場合には、育児休業等申出書の提出日の翌日から、1週間を経過する日までの間のいずれかの日を休業開始予定日として指定する。

- (1) 出産予定日前に子が出生したとき
- (2) 休業申し出に係る子の親である配偶者が死亡したとき
- (3) 配偶者が負傷又は疾病により休業申し出に係る子を養育することが困難になったとき
- (4) 配偶者が休業申し出に係る子と同居しなくなったとき
- (5) 育児休業の申し出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき
- (6) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな

(休業開始予定日の変更)

第 13 条 育児休業を取得する予定の職員等が、休業開始予定日の前日までに、前条ただし書きの各号に定める事由により、休業開始予定日を変更しようとするときは、すみやかに育児休業等変更申出書により、本会に申し出をしなければならない。ただし、変更しようとする休業開始予定日は、当初の休業開始予定日よりも前の日とする。

- 2 前項の休業開始予定日の変更は、1つの育児休業について1回に限るものとする。ただし、その申し出があった休業開始予定日が、申し出た日の翌日から起算して1週間を経過する日より前の日であるときは、申し出があった休業開始予定日と1週間経過日との間のいずれかの日を休業開始予定日として指定する。

(休業終了予定日の変更)

第 14 条 職員等が、育児休業終了予定日を変更しようとするときは、申し出た休業終了予定日の1か月前の日まで(1歳以降の育児休業の場合は2週間前まで)に、育児休業等変更申出書により、本会に申し出をしなければならない。ただし、変更しようとする休業終了予定日は、当初の休業終了予定日よりも後の日とする。

- 2 終了予定日の変更は、1つの育児休業について1回に限るものとするが、第8条により延長した場合は、1歳までの休業とは別に、1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

(休業申し出の撤回)

第 15 条 育児休業を取得する予定の職員等は、休業開始予定日の前日までに、育児休業の申し出を撤回することができる。この場合、職員等は育児休業等変更申出書(申出撤回)(育児様式6号)により、本会に申し出をしなければならない。

- 2 前項の規定により育児休業の申し出を撤回した職員等は、次に掲げる事由に該当する場合を除き、その子に係る育児休業の再申し出はできない。ただし、申し出を撤回した職員等であっても、第8条第1項及び第2項に基づく申し出をすることができ、第8条第1項に基づく休業を撤回した者であっても、第8条第2項に基づく休業の申し出をすることができる。

- (1) 配偶者が死亡したとき
- (2) 配偶者が負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により休業申し出に係る子を養育することが困難な状態になったとき
- (3) 婚姻の解消その他の事情により、配偶者が休業申し出に係る子と同居しないこととなったと

き

- (4) 育児休業の申し出に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき
  - (5) 保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われな
- き

(育児休業申し出の消滅)

第 16 条 育児休業又は休業の延長の申し出の後、休業開始予定日とされた日の前日までに、次に掲げる事由が生じた場合には、その育児休業又は休業の延長の申し出はなされなかったものとする。この場合、職員等は遅滞なくその旨を、本会に申し出なければならない。

- (1) 子が死亡したとき
- (2) 子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消しがあったとき
- (3) 子が養子、その他の事情により休業申し出をした職員等と同居しないこととなったとき
- (4) 休業を申し出た職員等が、負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により、その休業申し出に係る子を養育することができない状態になったとき

(育児休業期間)

第 17 条 育児休業の申し出をした職員等が、育児休業をすることができる期間は、休業開始予定日とされた日から休業終了予定日とされた日までの期間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は前項の規定に関わらず、その事由が生じた日（ただし、第3号についてはその前日）に終了するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事由が生じたとき
- (2) 休業終了予定日の前日までにその休業申し出に係る子が1歳（第7条第3項の場合は1歳2か月、第8条第1項の場合は1歳6か月、第8条第2項の場合は2歳）に達したとき
- (3) 育児休業中の職員等について産前産後の休業又は新たな育児休業が始まった日
- (4) 育児休業を開始したのち、協定に定める育児休業の適用除外者に該当することとなった場合には、原則として、その事由が発生した日から2週間以内で本会が指定した日

### 第3章 労働条件等

(育児休業期間中の労働条件)

第 18 条 育児休業期間中の労働条件は、次のとおりとする。

- (1) 育児休業期間中は、年次有給休暇及び特別有給休暇の行使はできない。
- (2) 育児休業中の給与、通勤費は支給しない。
- (3) 育児休業期間は、期末手当の在籍期間より除外する。
- (4) 毎月の給与から控除すべきものがある場合は、本会が指定する期日までに、毎月本会に送金しなければならない。
- (5) 育児休業期間中の職員等の教育訓練は、必要がある場合に本人の同意を得て行うことがある。

(育児休業後の労働条件等)

第 19 条 育児休業が終了した職員等は、その期間が終了した日の翌日から勤務しなければならない。

2 育児休業を取得した職員等の職場復帰後の労働条件については、次のとおりである。

- (1) 給与は休業開始の日の前日における額を支給する。ただし、休業期間中に給与の改訂等が実施されたときは、他の職員等の給与等を勘案して調整する。
- (2) 育児休業が終了した年度の年次有給休暇は、休業開始日に保有していた日数から、育児休業期間中に時効により消滅した日数を控除し、そして育児休業期間中に新たに発生した日数がある場合はその日数を加算した年次有給休暇を行使することができる。



(3) 原則として休業開始日の前日に配置されていた部署に配置する。ただし、休業期間中に組織の変更があった場合、その他、人事の都合がある場合は、他の部署に配置換えすることがある。

(4) 休業期間は、給与の改定に必要な期間に含めない。

(年次有給休暇の算定)

第 20 条 年次有給休暇の出勤率算定に関しては、育児休業期間中の休業日数は出勤したものとみなす。

(二重就労の禁止)

第 21 条 休業期間中は、本会の許可なく本会以外の業務に従事することを禁ずる。

(育児休業期間中の解雇等)

第 22 条 育児休業の申し出をしたことあるいは育児休業を取得したことをもって解雇することはない。ただし、経営上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(その他)

第 23 条 職員等が退職等により、第 18 条第 4 号の送金されない金額がある場合は、本会はその不払い分の返還を受けることができる。

#### 第 4 章 子の看護休暇

(対象者)

第 24 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は、負傷し又は疾病にかかった当該子の世話をするため、あるいは疾病の予防を図るために必要な予防接種又は健康診断を受けさせるために、1年間(4月1日～翌3月31日)につき5日(該当する子が2人以上の場合は10日)を限度として、子の看護休暇を取得することができる。子の看護休暇は、翌年には繰り越さない。

2 子の看護休暇は、申し出をすることにより、就業規則に定める所定就業時間の9時から12時までと13時から17時30分までの午前と午後の単位で取得することができる。

3 第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、子の看護休暇の申し出をすることができない。

(1) 日々雇用される者

(2) 労使協定により除外された次の職員等

①採用されて6か月未満の者

②1週間の所定労働日数が2日以下の者

(子の看護休暇の申し出)

第 25 条 子の看護休暇を取得しようとする者は、原則として育児休業等申出書により、あらかじめ本会に申し出なければならない。ただし、緊急の場合で、あらかじめ申し出ができない場合は、電話等により始業時刻前までに本会に連絡し承認を得られなければならない。この場合、事後速やかに申出書を提出しなければならない。

2 本会は、前項の申し出があった場合は、子の傷病の事実を証明する書類の提出を求めることができる。

3 当該休暇を取得した日は、無給とする。

4 当該休暇取得日は、年次有給休暇及び特別有給休暇の行使はできない。

#### 第 5 章 所定外労働の免除

(対象者)

第 26 条 3 歳に満たない子を養育する職員等は、当該子を養育するために所定外労働の免除を申し出ることができる。ただし、事業の正常な運営に支障が出る場合はその限りではない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、所定外労働の免除の申出をすることができない。

- (1) 日々雇用される者
- (2) 労使協定により除外された次の職員等
  - ①採用されて1年未満の者
  - ②1週間の所定労働日数が2日以下の者

(所定外労働の免除の申し出)

第 27 条 申し出をしようとする職員等は、1 回につき、1 か月以上1 年以内の期間について、免除を開始しようとする日及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原則として、免除の開始予定日の1 か月前までに、育児のための育児時間勤務申出書により、本会に申し出なければならない。この場合において、免除期間は、時間外労働の制限の期間と重複しないようにしなければならない。

- 2 本会は、前項の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。
- 3 申出書が提出されたときは、本会は速やかに申し出の職員等に対し、育児休業等取扱決定通知書を交付する。2 回目以降、所定外労働の免除を更新又は新たに申し出する場合も同様の手続きとする。
- 4 申し出の日後に申し出に係る子を出生したときは、出生後2 週間以内に、本会にその旨を通知しなければならない。

(所定外労働の免除の申し出の取消し)

第 28 条 免除開始予定日の前日までに、申し出に係る子の死亡等により申し出の職員等が子を養育しないこととなった場合には、申し出がされなかったものとみなす。

2 前項の場合において、職員等は当該事由が発生した日に、その旨本会に通知しなければならない。

(所定外労働の免除の申し出の消滅)

第 29 条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日（ただし、第 3 号については開始日の前日）に所定外労働の免除期間は終了するものとする。

- (1) 子の死亡等免除に係る子を養育しなくなったとき
- (2) 免除に係る子が3 歳に達したとき
- (3) 申出者について、産前産後休業、育児休業又は介護休業が始まったとき

2 前号の場合において、職員等は当該事由が発生した日に、その旨を本会に通知しなければならない。

## 第6章 時間外労働の制限

(時間外労働の制限)

第 30 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は、日本獣医師会職員就業規則（以下「就業規則」という。）の時間外労働の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、その子の養育をするために1 か月について24 時間、1 年について150 時間を超える時間外労働をしないこと（以下「時間外労働の制限」という。）を申し出ることができる。ただし、事業の正常な運営に支障が出る場合はその限りではない。

- 2 前項にかかわらず、次の職員等は時間外労働の制限の申し出をすることができない。
  - (1) 日々雇用される者
  - (2) 採用されて1年未満の者

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(時間外労働の制限の申し出)

- 第31条 時間外労働の制限を申し出る職員等は、原則として時間外労働の制限の開始予定日の1か月前までに、育児時間勤務申出書により、本会に申し出をしなければならない。
- 1 回の時間外労働の制限の期間は1か月以上1年以内の期間で、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、前項の申し出をしなければならない。
  - 本会は、時間外労働の制限の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。
  - 申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に、本会にその旨を通知しなければならない。

(時間外労働の制限の申し出の取消し)

- 第32条 制限を開始しようとする日の前日までに、申し出に係る家族の死亡等により申し出の職員等が子を養育しないこととなった場合には、申し出はされなかったものとみなす。
- 前項の場合において、職員等は当該事由が発生した日に、その旨を本会に通知しなければならない。

(時間外労働の制限の消滅)

- 第33条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日（ただし、第3号については開始日の前日）に、時間外労働の制限は終了するものとする。
- 家族の死亡等により申し出に係る子を養育しないこととなったとき
  - 申し出に係る子が小学校就学の始期に達したとき
  - 申出者について、産前産後休業、介護休業又は育児休業が始まったとき
- 前項1号の事由が生じた場合は、職員等は当該事由が生じた日に、その旨を本会に通知しなければならない。

## 第7章 深夜業の制限

(深夜業の制限)

- 第34条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員等は、22時から翌5時までの深夜業をしないこと（以下「深夜業の制限」という。）を請求することができる。ただし、事業の正常な運営に支障が出る場合はその限りではない。
- 前項にかかわらず、次の職員等は深夜業の制限の申し出をすることができない。
    - 日々雇用される者
    - 採用されて1年未満の者
    - 請求する職員等に係る子の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する者
      - ①深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
      - ②心身の状況が、請求に係る子の保育をすることができる者であること
      - ③6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産予定でないか、又は産後8週間以内でない者であること
    - 1週間の所定労働日数が2日以下の者
    - 所定労働時間の全部が深夜にある者

(深夜業の制限の申し出)

- 第35条 深夜業の制限を請求する職員等は、原則として深夜業の制限の開始予定日の1か月前までに、育児時間勤務申出書により、本会に申し出をしなければならない。
- 1回の深夜業の制限の期間は1か月以上6か月以内の期間で、制限を開始しようとする日及び

制限を終了しようとする日を明らかにして、前項の申し出をしなければならない。

- 3 本会は、深夜業の制限の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることができる。
- 4 申し出の日後に申し出に係る子が出生したときは、出生後2週間以内に、本会にその旨を通知しなければならない。

(深夜業の制限の申し出の取消し)

- 第36条 制限を開始しようとする日の前日までに、申し出に係る子の死亡等により深夜業の請求をした職員等が子を養育しないこととなった場合は、申し出はされなかったものとみなす。
- 2 前項の場合において、職員等は当該事由が発生した日に、その旨を本会に通知しなければならない。

(深夜業の制限の消滅)

- 第37条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日（ただし、第3号については開始日の前日）に、深夜業の制限は終了するものとする。
- (1) 家族の死亡等により申し出に係る子を養育しないこととなったとき
  - (2) 申し出に係る子が小学校就学の始期に達したとき
  - (3) 申出者について、産前産後休業、介護休業又は育児休業が始まったとき
- 2 前項第1号の事由が生じたときは、申し出の職員等は事由が生じた日に、その旨を本会に通知しなければならない。

(労働条件等)

- 第38条 深夜業の制限期間中の労働条件は、次のとおりとする。
- (1) 所定労働時間に変更が生じる場合は、その勤務時間に応じて計算した給与、手当及び期末手当等を支給する。
  - (2) 所定労働時間に変更が生じる場合は、他の勤務時間に転換することがある。
  - (3) 昇給、期末手当及び退職金の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

## 第8章 育児短時間勤務

(育児短時間勤務)

- 第39条 3歳に満たない子を養育する職員等は、申し出ることにより、就業規則に定める所定就業時間を6時間の短縮時間勤務に変更することができる。その始業時間及び終業時間は、勤務内容に応じて決定するものとする。
- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、短時間勤務の申し出をすることができない。
    - (1) 日々雇用される者
    - (2) 1日の所定労働時間が6時間以下である職員等
    - (3) 労使協定により除外された次の職員等
      - ①採用されて1年未満の者
      - ②1週間の所定労働日数が2日以下の者

(育児短時間勤務の申し出)

- 第40条 育児のため短時間勤務を申請しようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮の開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により、本会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、本会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務決定通知書を交付する。2回目以降、短時間勤務を更新又は新たに申し出る場合も同様の手続きとす

る。

(育児短時間勤務の申し出の取消し)

第 41 条 短時間勤務を開始しようとする日の前日までに、申し出に係る子の死亡等により職員等が子を養育しないこととなった場合は、申し出はされなかったものとみなす。

2 前項の場合において、職員等は当該事由が発生した日に、その旨を本会に通知しなければならない。

(育児短時間勤務の消滅)

第 42 条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日（ただし、第 3 号については開始日の前日）に、育児短時間勤務は終了するものとする。

(1) 家族の死亡等により申し出に係る子を養育しないこととなったとき

(2) 申し出に係る子が 3 歳に達したとき

(3) 申出者について、産前産後休業、介護休業又は育児休業が始まったとき

2 前項 1 号の事由が生じたときは、申し出の職員等は事由が生じた日に、その旨を本会に通知しなければならない。

(労働条件等)

第 43 条 育児短時間勤務を取得した職員等の労働条件は、次のとおりとする。

(1) 育児短時間勤務中における給与は、勤務時間に基づいて計算した基本給及び手当等を支給する。

(2) 期末手当は、その算定対象期間に短時間勤務の適用を受ける期間がある場合は、短縮した時間と短時間勤務の期間を勘案して決定する。

(3) 給与の改定及び退職金の算定は、本勤務が適用される期間及び短縮される時間等を勘案して決定する。

附 則 (平成 30 年 5 月 30 日制定、平成 30 年度第 1 回理事会承認)

この規程は、平成 30 年 5 月 30 日から施行する。

(ウ)「日本獣医師会育児休業規程」の制定

## 日本獣医師会介護休業規程

### 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本獣医師会（以下「本会」という。）の事務局職員及び嘱託職員等（以下「職員等」という。）の介護休業、介護休暇、所定外労働の免除、時間外労働の制限、深夜業の制限、及び介護短時間勤務（以下「介護休業等」という。）に関する取扱いを定めたものである。

(定義)

第 2 条 この規程でいう介護休業とは、要介護状態（負傷・疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態。以下同じ。）にある対象家族を介護するために、職員等が本会と雇用関係を維持したまま、一定期間休業して介護に専念し、その後再び本会で勤務することをいう。

2 介護休暇とは、要介護状態にある家族の介護その他の世話をするために休暇を取得することをいう。

- 3 所定外労働の免除とは、要介護状態にある対象家族を介護する職員等が、当該家族を介護するために所定外労働（本会が定めた所定労働時間を超えての労働。以下同じ。）の免除を受けて、勤務を続けることをいう。
- 4 時間外労働の制限とは、要介護状態にある対象家族を介護するために、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働（法定労働時間を超えての労働。以下同じ。）をすることなく、勤務を続けることをいう。
- 5 深夜業の制限とは、要介護状態にある対象家族を介護するために、深夜（22時から翌5時）に就業することなく、勤務を続けることをいう。
- 6 介護短時間勤務とは、要介護状態にある対象家族を介護するために、勤務時間の短縮により、勤務を続けることをいう。

（規程の遵守）

第3条 本会及び職員等は、介護休業等の運用及び利用については、この規程を誠実に遵守しなければならない。

（法令との関係）

第4条 介護休業等に関して、この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律その他の法令の定めるところによる。

（疑義の解決）

第5条 本規程に疑義が生じた場合及び法令又は本規程に定めのない事項の取扱いについては、本会がこれを決定する。

（職員等の個人情報の取得・利用について）

第6条 本会は、職員等の個人情報を次の利用目的のために利用するものとする。

（1）情報の範囲

介護対象者の氏名・年齢・生年月日・続柄・同居扶養の状況、配偶者及び同居家族の介護状況

（2）利用目的

介護休業等の申し出・請求に対する手続きを行うため

## 第2章 介護休業

### 第1節 手続きと内容

（対象者）

第7条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、この規程に定める手続きに従って介護休業を取得する。

2 前項の要介護状態にある家族とは、負傷・疾病又は、身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

（1）配偶者

（2）父母

（3）子

（4）配偶者の父母

（5）祖父母、兄弟姉妹又は孫

（6）上記以外の家族で、本会が認めた者

3 第1項にかかわらず、次の職員等は介護休業を取得することができない。

（1）日々雇用される者

(2) 期間を定めて雇用される者

(3) 本会と職員等代表との間で締結された介護休業等の適用除外に関する協定（以下「協定」という。）により、介護休業の対象から除外されることとされた次の職員等

①採用されて1年未満の者

②休業申し出の日の翌日から93日以内に雇用契約が終了することが明らかな者

③1週間の所定労働日数が2日以下の者

4 前項にかかわらず、期間を定めて雇用された者は、申し出の時点で次のいずれにも該当する場合は、介護休業を取得することができる。

(1) 採用されて1年以上であること

(2) 介護休業開始予定日から93日を経過する日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと

(休業の申し出)

第8条 介護休業を取得しようとする職員等は、原則として介護休業を開始しようとする日の2週間前までに、本会に申し出をしなければならない。

2 休業の申し出は、対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として行うことができる。

3 本会は、介護休業の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。

(介護休業取扱通知書の交付)

第9条 本会は、介護休業等申出書の提出を受けたときは、介護休業の取得の可否、休業期間及び休業中・休業後の労働条件の取扱いについて記載した介護休業取扱通知書を交付する。

(休業開始予定日の指定)

第10条 申し出があった介護休業の開始予定日が、介護休業等申出書の提出日の翌日から起算して2週間を経過する日より前の日であるときは、本会は申し出があった介護休業の開始予定日と、申し出日の翌日から起算して2週間を経過する日との間のいずれかの日を休業開始予定日として指定する。

(休業開始予定日の変更)

第11条 休業を取得する予定の職員等は、休業の開始予定日の繰上げ又は繰下げの変更をすることはできない。

(休業終了予定日の変更)

第12条 休業終了予定日については、繰上げの変更をすることはできない。

2 休業終了予定日の繰下げの変更を希望する職員等は、当初の休業終了予定日の2週間前までに、変更の申し出をしなければならない。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は、のべ93日の範囲を超えないことを原則とする。

3 前項の休業終了予定の変更は、一つの申し出期間ごとに1回とする。

(休業申し出の撤回)

第13条 介護休業を取得する予定の職員等は、休業開始予定日の前日までに、介護休業の申し出を撤回することができる。この場合、職員等は本会に申し出をしなければならない。

2 前項の規定により介護休業の申し出を撤回した職員等が、同じ対象家族について2回連続して撤回をした場合、本会は3回目の申し出を拒むことができる。

(介護休業期間)

第14条 介護休業の期間は、介護を必要とする対象家族1人につき、のべ93日間の範囲内で、申し出の期間とする。

(介護休業の消滅)

第 15 条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護の休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 次の事由により、介護休業の申し出に係る対象家族を介護しないこととなった場合の終了日は、当該事由が発生した日とする（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、本会と職員等が話し合いのうえ決定した日とする。）。

①対象家族の死亡

②離婚、婚姻の取消、離縁等による対象家族との親族関係の消滅

③職員等が、負傷、疾病等により対象家族を介護できない状態になったとき

(2) 産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まった場合の終了日は、産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日とする。

2 前項の各号に該当したときは、遅滞なく、本会にその旨を通知しなければならない。

## 第2節 労働条件等

(介護休業期間中の労働条件)

第 16 条 介護休業期間中の労働条件は、次のとおりとする。

(1) 介護休業期間中は、年次有給休暇の行使はできない。

(2) 介護休業期間中の給与、通勤費及びその他の手当は支給しない。

(3) 介護休業期間は、期末手当の在籍期間より除外する。

(4) 毎月の社会保険料等の給与から控除すべきものがある場合は、本会が指定する期日までに、毎月本会に支払わなければならない。

(5) 介護休業期間中の職員等の教育訓練は、必要がある場合に本人の同意を得て行うことがある。

(介護休業後の労働条件等)

第 17 条 介護休業が終了した職員等は、その期間が終了した日の翌日から勤務しなければならない。

2 介護休業を取得した職員等の職場復帰後の労働条件については、次のとおりとする。

(1) 給与は休業開始の日の前日における額を支給する。ただし、休業期間中に給与の改定等が実施されたときは、他の職員等の給与等を勘案・調整して支給する。

(2) 介護休業が終了した年度の年次有給休暇は、休業開始日に保有していた日数から、介護休業期間中に時効により消滅した日数を控除し、そして介護休業期間中に新たに発生した日数がある場合はその日数を加算した年次有給休暇を行使することができる。

(3) 原則として休業開始の前日に配置されていた部署に配置する。ただし、休業期間中に組織の変更があった場合、その他人事の都合がある場合は、他の部署に配置換えすることがある。

(4) 休業期間は、給与の改定に必要な期間に含めない。

(年次有給休暇の算定)

第 18 条 年次有給休暇の出勤率算定に関しては、介護休業期間中の休業日数は出勤したものとみなす。

(二重就労の禁止)

第 19 条 休業期間中は、本会の許可なく本会以外の業務に従事することを禁ずる。

(介護休業期間中の解雇等)

第 20 条 介護休業の申し出をしたこと、あるいは介護休業を取得したことをもって解雇すること



はない。ただし、経営上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(その他)

第 21 条 職員等が退職等により、第 16 条第 4 号の支払われない金額がある場合は、本会はその不払い分の支払を受けることができる。

### 第 3 章 介護休暇

(対象者)

第 22 条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員等は、年次有給休暇とは別に、当該家族が 1 人の場合は 1 年間（4 月 1 日～翌 3 月末日）につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年間に  
つき 10 日を限度として、介護休暇を取得することができる。介護休暇は翌年度に繰り越すことはできない。

2 介護休暇は、申し出をすることにより、就業規則に定める所定就業時間の 9 時から 12 時までと 13 時から 17 時 30 分までの午前と午後の単位で取得することができる。

3 第 1 項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、介護休暇の申し出をすることができない。

(1) 日々雇用される者

(2) 労使協定により除外された次の職員等

①採用されて 6 か月未満の者

② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者

(介護休暇の申し出)

第 23 条 介護休暇を取得しようとする者は、あらかじめ本会に申し出なければならない。ただし、緊急の場合で、あらかじめ申し出ができない場合は、電話等により始業時刻前までに本会に連絡し承認を得なければならない。この場合、事後速やかに申出書を提出しなければならない。

2 本会は、前項の申し出があった場合は、介護の事実を証明する書類の提出を求めることがある。

3 当該休暇を取得した日は、無給とする。

4 当該休暇取得日は、年次有給休暇の行使はできない。

### 第 4 章 所定外労働の免除

(対象者)

第 24 条 要介護状態にある対象家族を介護する職員等は、当該対象家族を介護するために所定外労働の免除を申し出ることができる。ただし、事業の正常な運営に支障が出る場合はその限りではない。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、所定外労働の免除の申し出をすることができない。

(1) 日々雇用される者

(2) 労使協定により除外された次の職員等

①採用されて 1 年未満の者

② 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者

(所定外労働の免除の申し出)

第 25 条 所定外労働の免除の申し出をしようとする職員等は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間について、免除を開始しようとする日及び免除を終了しようとする日を明らかにして、原

則として、免除の開始予定日の1か月前までに本会に申し出なければならない。この場合において、免除期間は、時間外労働の制限の期間と重複しないようにしなければならない。

- 2 本会は、前項の申し出があった場合は、事実を証明する書類の提出を求めることがある。
- 3 申出書が提出されたときは、本会は速やかに申し出の職員等に対し、取扱について通知する。2回目以降、所定外労働の免除を更新又は新たに申し出る場合も同様の手続きとする。

(所定外労働の免除の申し出の取消し)

第 26 条 免除開始予定日の前日までに、介護に係る対象家族の死亡等により申し出の職員等が介護しないこととなった場合には、申し出がされなかったものとみなす。

- 2 前項の場合において、職員等は当該事由が発生した日に、その旨を本会に通知しなければならない。

(所定外労働の免除の申し出の消滅)

第 27 条 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、その事由が生じた日（ただし、第2号については開始日の前日）に所定外労働の免除期間は終了するものとする。

(1) 家族の死亡等により、申し出に係る家族を介護しないこととなったとき

(2) 申し出の職員等について、産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まったとき

- 2 前項第1号の事由が生じた場合は、申し出の職員等は当該事由が生じた日に、その旨を本会に通知しなければならない。

## 第5章 時間外労働の制限

(時間外労働の制限)

第 28 条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、就業規則の規定並びに時間外労働に関する協定にかかわらず、その家族を介護するために、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をしないこと（以下「時間外労働の制限」という。）の申し出を行うことができる。ただし、業務の正常な運営に支障が出る場合はその限りではない。

- 2 前項にかかわらず、次の職員等は時間外労働の制限を請求することができない。

(1) 日々雇用される者

(2) 採用されて1年未満の者

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の者

(時間外労働の制限の申し出)

第 29 条 時間外労働の制限を請求する職員等は、原則として時間外労働の制限の開始予定日の1か月前までに本会に申し出をしなければならない。

- 2 1回の時間外労働の制限の期間は1か月以上1年以内の期間で、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、前項の申し出をしなければならない。
- 3 本会は、時間外労働の制限の請求を受けるに当たり、必要な各種証明書の提出を求めることがある。

(時間外労働の制限の申し出の取消し)

第 30 条 制限を開始しようとする日の前日までに、請求に係る家族の死亡等により請求者が家族を介護しないこととなった場合には、申し出はされなかったものとみなす。

- 2 前項の場合において、職員等は原則として当該事由が発生した日に本会に通知しなければならない。

(時間外労働の制限の消滅)

第 31 条 次の各号に該当する事由が生じた場合は、その事由が生じた日（ただし、第2号につい

ては開始日の前日)に、時間外労働の制限は終了するものとする。

- (1) 家族の死亡等により、申し出に係る家族を介護しないこととなったとき
  - (2) 申し出の職員等について、産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まったとき
- 2 前項の事由が生じたときは、原則として事由が生じた日に本会に通知しなければならない。

## 第6章 深夜業の制限

(深夜業の制限)

第 32 条 要介護状態にある対象家族を介護する職員等は、22 時から翌 5 時までの深夜業をしないこと（以下「深夜業の制限」という。）を請求することができる。ただし、事業の正常な運営に支障が出る場合はその限りではない。

2 前項にかかわらず、次の職員等は深夜業の制限を請求することはできない。

- (1) 日々雇用される者
- (2) 採用されて 1 年未満の者
- (3) 請求する職員等に係る家族で 16 歳以上の同居の家族が、次のいずれにも該当する者
  - ①深夜において就業していない者（1 か月について深夜における就業が 3 日以下の場合を含む。）であること。
  - ②心身の状況が、請求に係る家族の介護をすることができる者であること。
  - ③6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産予定でないか、又は産後 8 週間以内でない者であること。
- (4) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の者
- (5) 所定労働時間の全部が深夜にある者

(深夜業の制限の申し出)

第 33 条 深夜業の制限を請求する職員等は、原則として深夜業の制限の開始予定日の 1 か月前に本会に申し出をしなければならない。

2 1 回の深夜業の制限の期間は 1 か月以上 6 か月以内の期間で、制限を開始しようとする日及び制限を終了しようとする日を明らかにして、前項の申し出をしなければならない。

3 本会は、深夜業の制限の請求を受けるに当たり、必要な各種証明書の提出を求めることがある。

(深夜業の制限の申し出の取消し)

第 34 条 制限を開始しようとする日の前日までに、申し出に係る家族の死亡等により深夜業の請求をした職員等が家族を介護しないこととなった場合は、申し出はされなかったものとみなす。

2 前項の場合において、職員等は原則として当該事由が発生した日に本会に通知しなければならない。

(深夜業の制限の消滅)

第 35 条 次の各号に該当する事由が生じた場合は、その事由が生じた日（ただし、第 2 号については開始日の前日）に、深夜業の制限は終了するものとする。

- (1) 申し出に係る家族の死亡等により、家族の介護をしないこととなったとき
  - (2) 申し出の職員等について、産前・産後休業、育児休業又は新たな介護休業が始まったとき
- 2 前項の事由が生じたときは、原則として事由が生じた日に本会に通知しなければならない。

(労働条件等)

第 36 条 深夜業の制限期間中の労働条件は、次のとおりとする。

- (1) 所定労働時間に変更が生じる場合は、その勤務時間に応じて計算した給与、手当及び期末手

- 当等を支給する。
- (2) 所定労働時間に変更が生じる場合は、他の勤務時間に変更することがある。
- (3) 給与の改定は、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

## 第7章 介護短時間勤務

(対象者)

第37条 要介護状態にある家族を介護する職員等は、申し出ることにより、就業規則に定める所定労働時間について、6時間の短時間勤務に変更することができる。

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員等は、短時間勤務の申し出をすることができない。

- (1) 日々雇用される者
- (2) 労使協定により除外された次の職員等
  - ①採用されて1年未満の者
  - ②1週間の所定労働日数が2日以下の者

(介護短時間勤務の申し出)

第38条 介護のための短時間勤務をしようとする者は、利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、介護短時間勤務を開始しようとする日の2週間前までに、本会に申し出なければならない。

(労働条件等)

第39条 介護短時間勤務中の労働条件は、次のとおりとする。

- (1) 介護短時間勤務中における給与は、勤務時間に基づいて計算した基本給及び手当等を支給する。
- (2) 期末手当は、その算定対象期間に短時間勤務の適用を受ける期間がある場合は、短縮した時間と短時間勤務の期間を勘案して決定する。
- (3) 給与の改定及び退職金の算定は、本勤務が適用される期間及び短縮される時間等を勘案して決定する。

附 則 (平成30年5月30日制定、平成30年度第1回理事会承認)

この規程は、平成30年5月30日から施行する。

(2) 「日本獣医師会職員就業規則」の一部改正 (第3回理事会・平成30年9月19日)

ア 改正の理由：

日本獣医師会職員就業規則第25条第2項において、本会職員の夏季における体力増強を図るため、夏季休暇を受けることができることとし、その期間を規定している。

しかしながら、夏季休暇を受けることができる期間に本会業務に関連する会議、出張等が重なることから、その準備も含め職員が規定されている期間内に夏季休暇を受けることが難しい状況となっている。

については、本規定の趣旨に則り、国家公務員の休暇制度も参考にしつつ、本会職員の夏季休暇を受けることが容易になるよう夏季休暇を受けることができる期間を拡げることとし、本規則を一部改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
<p>2 職員は、前項各号のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内（休日を含まない。）の範囲で特別休暇（以下「夏季休暇」という。）を受けすることができるものとし、この夏季休暇を受けすることができる期間は、7月 <u>1日</u> から9月 <u>末日</u> までの間とする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会職員就業規則</b></p> <p>第1条～第24条 【略】</p> <p>（特別休暇）</p> <p>第25条 職員は、次の各号の一つに該当するときは、年休とは別に別表2に定める期間又は時間の特別休暇を受けることができる。</p> <p>（1）伝染病予防法に基づく交通遮断又は隔離が行われたとき</p> <p>（2）天災その他の非常災害により職員の住居に使用している建築物が破壊又は滅失したとき</p> <p>（3）天災、交通機関の事故等により交通が途絶したとき</p> <p>（4）選挙権その他公民としての権利又は義務を行使するとき及び裁判所・警察等官公署の要請に基づいて出頭するとき</p> <p>（5）職員の家族等の忌引のとき（以下「忌引休暇」という。）</p> <p>（6）結婚するとき（以下「結婚休暇」という。）</p> <p>（7）生理のため就業することが著しく困難なとき（以下「生理休暇」という。）</p> <p>（8）子（生後1歳未満の実子又は養子に限る。）を養育するとき（「育児時間」といい、第31条に規定する育児休業とは別に扱う。）</p> <p>（9）要介護状態にある家族（第34条第2項に定める者をいう。）を介護するとき（「介護時間」といい、第34条に規定する介護休業とは別に扱う。）</p> <p>（10）妊娠中及び出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診断を受けるために就業時間内に通院するとき</p> <p>2 職員は、前項各号のほか、夏季における体力増強を図るため、連続する3日間以内（休日を含まない。）の範囲で特別休暇（以下「夏季休暇」という。）を受けすることができるものとし、この夏季休暇を受けすることができる期間は、7月 <u>20日</u> から9月 <u>10日</u> までの間とする。</p> <p>第26条～第84条 【略】</p>
<p style="text-align: center;">附 則（平成30年9月19日一部改正、平成30年第3回理事会承認）</p> <p style="text-align: center;">この改正は、平成30年7月1日から施行する。</p>	

(3) 「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」、「日本獣医師会事務局組織規程」、「日本獣医師会職員給与規程」、「日本獣医師会旅費規程」の一部改正（第5回理事会・平成31年3月26日）

ア 改正の理由：

労働基準法上の「管理監督者」について厚生労働省等の通達では、「管理監督者は監督もしくは管理の地位にある者」とされ、①一定部門等を統括する立場である、②会社経営に関与している、③労働時間や仕事を自身でコントロールできる、④給与面で優遇されている、に該当する者を指すとされている。

現在、本会の事務局には、「日本獣医師会事務局組織規程」（以下「組織規程」という。）第3条（役職の設置等）第1項第2号の規定に基づき事務局次長2人が置かれているが（定数6人以内）、組織規程第4条（管理職）では「管理職たる職員は、事務局長とする。」と規定され、事務局次長は管理職から除外されている。

また、事務局次長は「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」（以下「施行細則」という。）第12条（業務運営幹部会）の規定に基づく業務運営幹部会に常に参加しているが、施行細則第12条第5項においては、「幹部会の事務には、会長が指名する事務局の職員が当たる。」と規定されているのみで、事務局次長は明記されていない。

さらに、「日本獣医師会職員給与規程」（以下「給与規程」という。）第10条（管理職手当等）第1項においては、「事務局長には管理職手当を、事務局次長及び主任には職務手当をそれぞれ支給する」と規定されているにもかかわらず、給与規程第14条（超過勤務手当）第1項においては、「時間外就業又は深夜就業を命じられた職員には（中略）超過勤務手当を支給する。（この規定は、深夜就業を除き事務局長及び事務局次長には適用しない。）」とされている。

このような本会の事務局次長に関する規程等については、労働基準法上の「管理監督者」に関する規定の運用に適合していないことから、これらの関係規程等の一部を改正する。

一方、本会事務局職員の給与に関しては、給与規程第9条（昇級及び昇格の基準）の規定等に基づき毎年度昇級等が決定されているが、既に国家公務員等については人事評価制度を導入し、職員ごとの業務目標に対する業績評価を反映した昇級・昇格等が実施されている。

このような国家公務員をはじめ一般社会の給与制度の実施状況にかんがみ、本会の給与規程の一部を改正する。

また、近年、訪日外国人の増加、景気の回復、東京オリンピック開催等が要因になり、都内ホテルの宿泊の予約が取りにくくなり、併せて宿泊料金が上昇している。平成28年12月には、各府省等申合せにより、宿泊料の定額が引き上げられたことに伴い、本会の宿泊料も同様に引き上げるため、旅費規程の一部を改正する。

イ 改正の内容：次のとおり。

(ア) 「公益社団法人日本獣医師会定款施行細則」の一部改正

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
	<p style="text-align: center;"><b>公益社団法人日本獣医師会定款施行細則</b></p> <p>第1条～第11条       【略】</p> <p>（業務運営幹部会）</p> <p>第12条 本会の業務運営に関する企画及び調整を行う委員会として業務運営幹部会（以下「幹部会」という。）を置く。</p> <p>2 幹部会は、次に掲げる事項を調査及び審議する。</p> <p>（1）理事会等の会議に提出する議案に関すること。</p> <p>（2）業務の執行状況の理事会への報告に関す</p>

<p>5 幹部会の事務には、<u>事務局長及び事務局次長のほか、会長が必要に応じ指名する事務局の職員（以下「事務局長等」という。）が当たる。事務局長等</u>は幹部会その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。</p>	<p>ること。  (3) 会員の入退会、その他の会員規律に関し理事会に意見を提出すること。  (4) 職員の服務に関すること。  (5) その他本会の業務の円滑な運営を確保するため必要となる事項に関すること。  3 幹部会は、会長、副会長及び専務理事で組織し、会長が議長となり、幹部会を総括する。  4 幹部会は、会長が招集し、原則として非公開とする。  ただし、会長は適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。  5 幹部会の事務には、<u>会長が指名する事務局の職員が当たる。当該事務局の職員</u>は幹部会その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らしてはならない。</p> <p>第13条～第18条 【略】</p>
<p>附 則（平成31年3月26日一部改正、平成30年度第5回理事会承認）  この改正は、平成31年4月1日から施行する。</p>	

(イ)「日本獣医師会事務局組織規程」の一部改正

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
<p>第4条 管理職たる職員は、事務局長<u>及び事務局次長</u>とする。</p> <p>(2) 事務局次長は、高度の専門的な知識、経験を必要とする重要な事務を処理する。</p>	<p>日本獣医師会事務局組織規程</p> <p>第1条～第3条 【略】</p> <p>(管理職)</p> <p>第4条 管理職たる職員は、事務局長とする。</p> <p>第5条 【略】</p> <p>(職員の職務)</p> <p>第6条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 事務局長は、事務局を統括するとともに、特に重要かつ困難な事務を処理する。  (2) 事務局次長は、<u>事務局長の命を受けて</u>高度の専門的な知識、経験を必要とする重要な事務を処理する。</p>

<p>2 事務局次長、主任及び事務職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、事務局長が<u>事務局次長と協議のうえ</u>定める。</p>	<p>(3) 主任は、上司の命を受けて相当の知識又は経験を必要とする事務を処理する。</p> <p>(4) 事務職員は、上司の命を受けて一定の知識又は経験を必要とする事務及び定型的な事務を処理する。</p> <p>2 日本獣医師会嘱託職員等就業規則（以下「嘱託職員就業規則」という。）第1条の規定に基づき、嘱託職員、派遣職員又はアルバイト職員を置く場合、嘱託職員は事務局長の命ずる事務を、派遣職員又はアルバイト職員は、上司の命ずる事務をそれぞれ処理する。</p> <p>3 会長は、嘱託職員就業規則第3条第1項第1号に規定する常勤嘱託職員のうちから、参与を命ずることができる。</p> <p>参与は、会長の命ずるところにより高度で専門的な事務及び前項の規定による事務局長の命ずる事務を処理する。</p> <p>(職員の担当事務)</p> <p>第7条 総務担当の事務局次長及び主任は、第9条に定める総務関係事務（以下「総務関係事務」という。）を、事業担当の事務局次長及び主任は、第10条に定める事業関係事務（以下「事業関係事務」という。）をそれぞれ担当する。</p> <p>2 事務局次長、主任及び事務職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、事務局長が定める。</p> <p>3 派遣職員又はアルバイト職員が担当する個別、具体的な事務の内容は、それぞれ関係する事務局次長が事務局長と協議のうえ定める。</p> <p>第8条～第12条 【略】</p>
<p>附 則（平成31年3月26日一部改正、平成30年度第5回理事会承認） この改正は、平成31年4月1日から施行する。</p>	

(ウ)「日本獣医師会職員給与規程」の一部改正

改正条文（改正部分のみ）	旧 条 文
<p>第9条 規則第40条第2項本文に定める定期昇給は、<u>前年度における職員ごとの人事評価結</u></p>	<p>日本獣医師会職員給与規程</p> <p>第1条～第8条 【略】</p> <p>(昇給及び昇格の基準)</p> <p>第9条 規則第40条第2項本文に定める定期昇給は、<u>現に受けている号俸の四号俸</u>上位の</p>



果(S、A、B、C、Dの5段階)に基づき、それぞれ現に受けている号俸の八号俸から一号俸上位の号俸に昇給させるもとし、その時期(以下「定期昇給日」という。)は、毎年1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。

- 3 昇格を行うときに必要な一級下位の等級における在級年数(以下「必要在級年数」という。)は別表3に定めるとおりとし、昇格は、同表を基準として会長が人事評価結果に基づき決定する。ただし、規則第40条第3項又は第4項の規定を適用する場合は、この限りではない。

## 7 【削 除】

- 7 昇給又は昇格を行うときは、その対象とする職員の就業日数が所定就業日数(この場合においては、昇給又は昇格させる日以前1年の期間における所定就業日数とする。)の8割以上であることを必要とする。
- 8 満年齢が57歳に達した職員については、当該57歳に達した日以降の昇給及び昇格は行わない。

号俸に昇給させるもとし、その時期(以下「定期昇給日」という。)は、毎年1月1日、4月1日、7月1日及び10月1日とする。

- 2 新たに採用した職員の定期昇給日は、採用された日以降1年を超える日であって、前項に定める定期昇給日のうちの直近の日とする。
- 3 昇格を行うときに必要な一級下位の等級における在級年数(以下「必要在級年数」という。)は別表3に定めるとおりとし、昇格は、同表を基準として会長がその都度決定する。ただし、規則第40条第3項又は第4項の規定を適用する場合は、この限りではない。
- 4 職員が現に受けている本俸がその属する等級の最高号俸に達した場合であって、昇格させることができないときは、当該最高号俸に達した日以降の昇給は行わない。
- 5 昇給と昇格をあわせて行うときの本俸は、現に受けている等級の直近上位の等級において、現に受けている本俸を下回らない直近の号俸の一号俸以上上位の号俸の本俸とする。
- 6 規則第40条第2項の規定に基づく定期昇給の期間の短縮は、6か月を限度として必要と認める期間短縮することができる。

7 規則第40条第3項の規定に基づく特別昇給は、人物・技能・勤務成績等により本俸につき考課のうえ決定するものとし、この場合、その対象となる職員が現に受けている号俸の八号俸上位の号俸に相当する号俸まで昇給させることができる。

- 8 昇給又は昇格を行うときは、その対象とする職員の就業日数が所定就業日数(この場合においては、昇給又は昇格させる日以前1年の期間における所定就業日数とする。)の8割以上であることを必要とする。
- 9 満年齢が57歳に達した職員については、当該57歳に達した日以降の昇給及び昇格は行わない。

(管理職手当等)

第 10 条 事務局長及び事務局次長には管理職手当を、主任には職務手当をそれぞれ支給するものとし、その支給額は、別表 4 の手当の区分及び役職に応じて定める支給率を本俸に乗じて得られた額とする。

4 期末手当の基礎額は、職員がそれぞれの基準日現在（第 2 項に定める者にあつては死亡した日現在）において受けるべき本俸並びに管理職手当又は職務手当、扶養手当及び都市手当の月額合計額に前項の支給率を乗じて得られた額とする。

第 10 条 事務局長には管理職手当を、事務局次長及び主任には職務手当をそれぞれ支給するものとし、その支給額は、別表 4 の手当の区分及び役職に応じて定める支給率を本俸に乗じて得られた額とする。

2 役職を兼任する職員については、上級の役職の手当を支給する。

第 11 条～第 20 条 【略】

（期末手当）

第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（この条において、これらの日を以下「基準日」という。）にそれぞれ在職している職員に対して、第 4 条第 3 項に定める日に生活補給金として支給する。

2 職員が死亡した場合であつて、死亡した日が基準日の属する月の前 1 か月以内にある場合には、前項の規定にかかわらず、当該職員であつた者（勤続年数が 6 か月未満の者を除く。）に対し、第 5 項に定めるところにより期末手当を支給する。

3 期末手当の年間における総支給率は、期末手当を支給する年度における給与法に基づく総支給率と同一の率とし、6 月 10 日及び 12 月 10 日における期末手当の支給割合は、原則として、当該年度における総支給率のそれぞれ 2 分の 1 の割合とする。

4 期末手当の基礎額は、職員がそれぞれの基準日現在（第 2 項に定める者にあつては死亡した日現在）において受けるべき本俸並びに扶養手当及び都市手当の月額合計額に前項の支給率を乗じて得られた額とする。

5 期末手当の額は、基準日前 6 か月以内の期間における職員の在職期間の区分に応じ、別表 6 に定める率を前項の基礎額に乗じて得られた額とする。

第 22 条～第 24 条 【略】

附 則（平成 31 年 3 月 26 日一部改正、平成 30 年度第 5 回理事会承認）

この改正のうち、第 9 条第 1 項及び第 7 項の改正は平成 31 年 4 月 2 日から、その他の改正は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(エ)「日本獣医師会旅費規程」の一部改正

改正条文 (改正部分のみ)	旧 条 文																												
<p>別表2 国内出張の日当及び宿泊費の額 (第5条第5項本文関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊費 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">役 員</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5,000 円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><b>13,100 円</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役付職員</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職 員</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 考</td> <td colspan="2">                     1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。                      2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。                 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	日当 (1日につき)	宿泊費 (1泊につき)	役 員	5,000 円	<b>13,100 円</b>	委 員	役付職員	3,000 円	職 員	2,000 円	備 考	1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。 2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。		<p style="text-align: center;"><b>日本獣医師会旅費規程</b></p> <p>別表1 【略】</p> <p>別表2 国内出張の日当及び宿泊費の額 (第5条第5項本文関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">日当 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊費 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">役 員</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5,000 円</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><b>12,000 円</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委 員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">役付職員</td> <td style="text-align: center;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">職 員</td> <td style="text-align: center;">2,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">備 考</td> <td colspan="2">                     1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。                      2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>別表3 【略】</p>	区 分	日当 (1日につき)	宿泊費 (1泊につき)	役 員	5,000 円	<b>12,000 円</b>	委 員	役付職員	3,000 円	職 員	2,000 円	備 考	1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。 2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。	
区 分	日当 (1日につき)	宿泊費 (1泊につき)																											
役 員	5,000 円	<b>13,100 円</b>																											
委 員																													
役付職員	3,000 円																												
職 員	2,000 円																												
備 考	1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。 2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。																												
区 分	日当 (1日につき)	宿泊費 (1泊につき)																											
役 員	5,000 円	<b>12,000 円</b>																											
委 員																													
役付職員	3,000 円																												
職 員	2,000 円																												
備 考	1. 「委員」とは、本会の委員会及び部会委員会の委員等をいう。 2. 「役付職員」とは、日本獣医師会職員給与規程第10条に定める管理職手当等の支給を受ける職員をいう。																												
<p>附 則 (平成 31 年 3 月 26 日一部改正、平成 30 年度第 5 回理事会承認)                      この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>																													

## 2 緊急災害時対応

### (1) 西日本豪雨災害動物救護対応

台風7号が九州に接近した平成30年7月3日以降、集中豪雨の発生により西日本を中心とした多くの地域が河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害に見舞われた。

日本獣医師会では、本災害に対し、被災動物救護活動並びに被災地方獣医師会及び被災構成獣医師に対する支援を実施した。

#### ア 日本獣医師会における対応等

##### (ア) 日本獣医師会独自の取組み

##### a 情報の収集・提供等

7月9日、被災報道のあった中部、近畿、中国、四国、九州地区の獣医師会に対し、速やかに電話にて被災状況等を確認するとともに、改めてメールにて全国の地方獣医師会へ被災状況等の報告を依頼した。その後も逐次、情報収集に努めるとともに、必要な支援等について聴取した。

また、日本獣医師会雑誌に「急告 平成30年西日本豪雨災害支援・救護活動等について」を掲載(第71巻第8号)し、本会の対応を周知するとともに被災動物救護活動並びに被災地方獣医師会及び被災構成獣医師に対する支援を依頼した。

##### b 支援活動

今回の豪雨災害による被災動物救護活動及び被災した本会構成獣医師への支援を目的に「平成30年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」を設置し(別紙参照)、本会会員地方獣医師会及び会員構成獣医師に対して支援を依頼する一方、飼い主等一般市民については一般

財団法人ペット災害対策推進協会あての支援を依頼した（平成 30 年 7 月 11 日付け 30 日獣第 120 号）。支援金については、特に甚大な被害を受けた岡山県獣医師会、広島県獣医師会及び愛媛県獣医師会が取り組んだ動物救護活動等の費用として支出するとともに、残金については、九州災害時動物救援センターへの支援に支出することとした。

#### 平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金配分

区分	金額	備考
支援金	19,850,241 円	1 地区連合獣医師会、51 地方獣医師会、2 団体・企業、3 個人
配分額	13,357,224 円	岡山県、広島県及び愛媛県獣医師会
残額	6,493,017 円	九州災害時動物救援センターへ支援

#### イ 地方獣医師会における取組み

地元岡山県獣医師会、広島県獣医師会及び愛媛県獣医師会では、環境省及び被災地に設置された現地本部の要請に従い、災害動物救護活動に支援・協力するほか、会員構成獣医師の小動物開業診療施設において被災した犬猫の診療、保護預かりを実施した。

#### 地元獣医師会における犬猫の保護預かり状況

獣医師会	岡山県獣医師会		広島県獣医師会		愛媛県獣医師会	
	病院数	延べ頭数	病院数	延べ頭数	病院数	延べ頭数
犬	38	139	19	76	1	6
猫	36	70	14	41	2	6
その他	7	26	3	7		
合計	56	235	36	124	3	12

注) 1 病院で複数の動物種の預かり有。

#### 【別紙】

### 公益社団法人 日本獣医師会 「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」 募 集 要 領

#### 1 趣 旨

日本獣医師会は、会員地方獣医師会、構成獣医師等の支援・協力の下で、今回の豪雨災害に見舞われた中、被災地において被災保護動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下「動物救護活動」という。）等に従事される方々を支援すること等を目的として「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」を募集する。

#### 2 支援金の名称

平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金

#### 3 募金の期間

平成 30 年 7 月から当分の間。（中間集計を 8 月末に行うが、募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の推進状況を踏まえ決定する。）

#### 4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記 1 の趣旨を受け、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

なお、飼い主等一般市民からの募金は、一般財団法人ペット災害対策推進協会の支援寄附金口座へ送金を依頼する。

**【日本獣医師会「平成 30 年西日本豪雨災害動物救護活動等支援金」振込口座】**

銀行名	三菱 UFJ 銀行 (0005)
支店名	青山通支店 (084)
区分・口座番号	普通預金 0349663
口座名義	公益社団法人日本獣医師会 <small>コウエキシヤダシホウジンニホンジュウイシカイ</small> 会長 <small>カイチョウ</small> 藏内勇夫 <small>クラウチイサオ</small>

## 5 支援金の使途

前記 4 により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、今回の豪雨災害の発生に起因して行う動物救護活動等の推進確保と当該被災地の獣医療提供の復旧のための対策とともに、募金状況を踏まえて緊急災害時の動物救援活動の強化に充てる。

なお、支援金の配分は日本獣医師会において決定する。

### ウ (一財)ペット災害対策推進協会における取組み

#### (ア) 情報の収集・提供等

平成 30 年 7 月に発生した西日本豪雨(平成 30 年 7 月豪雨)災害に関して、ペット災対協では環境省からペットに関する災害情報を共有するとともに、環境省、自治体と連携し対応するよう要請を受け、直ちに岡山県及び広島県並びに愛媛県の「現地動物救護本部」等に対して被災状況を確認しながら、それぞれのペット動物救護活動を支援するための情報収集及び救護活動に必要な物資の支援を行った。

#### (イ) 支援活動

現地動物救護本部の活動を支援するため、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会に協力を依頼し、ペットフードやペット用品等の物資を送付するとともに、被災ペットの一時保管施設リストの提供や現地動物救護本部に代わって寄附金の代行募集を行った。なお、寄せられた寄附金(募金)は送金手数料を除き全額を現地動物救護本部に送金した。

このペット災対協の活動は、現地動物救護本部の活動終了に伴い、平成 30 年 11 月 30 日付で終了した。

## (2) 北海道胆振東部地震における対応

平成 30 年 9 月 6 日未明、北海道胆振地方中東部を震源とするマグニチュード 6.7、厚真町で最大震度 7 を観測した「平成 30 年北海道胆振東部地震」が発生し、土砂崩れや液状化現象による被害のみならず、北海道全域にわたる大規模停電となり、市民生活が麻痺する等、甚大な被害がもたらされた。特に酪農関係では搾乳に支障を来し、牛乳の廃棄と乳房炎の多発により莫大な被害がもたらされた。

日本獣医師会では、本災害に対し、被災動物救護活動並びに被災地方獣医師会及び被災構成獣医師に対する支援を実施した。

### ア 日本獣医師会における対応等

#### (ア) 日本獣医師会独自の取組み

##### a 情報の収集・提供等

発災後、速やかに地元の北海道獣医師会へ被災状況等を確認し、9 月 7 日、第 1 回北海道地震救援緊急対策本部会議を開催した。その後も逐次、情報収集に努めるとともに、必要な支援等について聴取した。

9月19日開催の平成30年度第3回理事会、11月30日開催の平成30年度全国獣医師会会長会議、12月12日開催の平成30年度第4回理事会、平成31年2月8日開催の平成30年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会における第4回災害時動物救援対策検討委員会公開型拡大会議（意見交換会）、3月26日開催の平成30年度第5回理事会において、被災状況及び被災動物救護活動等の報告が行われた。理事会における報告は、各地区理事から各地方獣医師会へ伝達されるとともに、日本獣医師会雑誌でもその概要を掲載し、情報提供を行った。

b 支援活動

今回の地震災害による被災動物救護活動及び被災した本会構成獣医師への支援を目的に「平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金」を設置し（別紙参照）、本会会員地方獣医師会及び会員構成獣医師に対し支援を依頼した（平成30年10月17日付け30日獣発第201号）。支援金については、北海道獣医師会が取り組んだ動物救護活動等の費用として支出するとともに、残金については、北海道獣医師会が翌年度も引き続き行う動物救護活動等への支援に備えることとした。

平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金配分

区 分	金 額	備 考
支援金	9,070,596円	1地区連合獣医師会、45地方獣医師会、1支部、1個人
配分額	6,354,389円	北海道獣医師会
残 額	2,716,207円	

イ 地方獣医師会における取組み

地元北海道獣医師会では、行政、道内の支部獣医師会、動物愛護団体等とともに「平成30年北海道胆振東部地震ペット救護対策協議会」を設置し、事務局となり、ペット救護対策義援金の募集、仮設診療所の設置による被災者飼養ペットの健康相談・診療、飼養者不明及び継続飼養不可能猫の譲渡会、ペット飼育支援物資の無償提供の他、会員構成獣医師の小動物開業診療施設において被災した犬猫の診療、保護預かりを実施した。

【別紙】

公益社団法人 日 本 獣 医 師 会  
「平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金」  
募 集 要 領

1 趣 旨

日本獣医師会は、会員地方獣医師会、構成獣医師等の支援・協力の下で、今回の地震災害に見舞われた中、被災地において被災保護動物に対する診療の提供を含む動物の救護活動（以下「動物救護活動」という。）等に従事される方々を支援すること等を目的として「平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金」を募集する。

2 支援金の名称

平成30年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金

### 3 募金の期間

平成 30 年 10 月から当分の間（中間集計を 12 月末に行うが、募金の募集期間は、現地における動物救護活動等の進捗状況を踏まえ決定する。）。

### 4 支援金の募集と振込み（寄附）先

会員地方獣医師会は、前記 1 の趣旨を受け、会員構成獣医師からの支援金の募集活動に当たっていただき、取りまとめた支援金（自らの拠出を含む。）を次の支援金振込口座に振り込むこととする。

#### 【日本獣医師会「平成 30 年北海道胆振東部地震動物救護活動等支援金」振込口座】

銀行名	みずほ銀行（0001）
支店名	青山支店（211）
区分・口座番号	普通預金 2428405
口座名義	コウエキシヤダシニホウジンニホンジュウイシカイ カイチョウ クラウチイサオ 公益社団法人日本獣医師会 会長 藏内勇夫

### 5 支援金の使途

前記 4 により所定の支援金振込口座に入金された支援金は、今回の地震災害に起因して行う動物救護活動等の推進と当該被災地の獣医療提供体制の復旧を支援するとともに、募金状況を踏まえて緊急災害時の動物救援活動の強化に充てる。

#### ウ（一財）ペット災害対策推進協会における取組み

ペット災対協から、今回の地震災害における動物救護活動及び義援金の募集等については、北海道及び北海道獣医師会などで構成する「平成 30 年北海道胆振東部地震ペット救護対策協議会」において行うこととされた旨の報告を受けた。

## 3 創立 70 周年記念事業

- （1）平成 30 年度は、本会が昭和 23 年 11 月 9 日に設立認可を受けて 70 周年に当たることから、「公益社団法人日本獣医師会創立 70 周年記念行事の開催計画」に従い、平成 30 年 11 月 30 日（金）、東京都千代田区内のパレスホテル東京において、記念式典、記念講演並びに記念祝賀会を開催した。
- （2）また、永年にわたり獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、動物愛護・福祉の増進、獣医師会の発展等に功労のあった会員構成獣医師等を「公益社団法人日本獣医師会創立 70 周年記念功労者表彰要領」及び「公益社団法人日本獣医師会創立 70 周年記念表彰者の推薦基準」に基づき、①農林水産大臣感謝状（14 名）、②環境大臣感謝状（15 名）、③厚生労働大臣感謝状（15 名）、④農林水産省消費・安全局長感謝状（15 名）、⑤環境省自然環境局長感謝状（4 名）、⑥厚生労働省医薬・生活衛生局長感謝状（3 名）、⑦日本獣医師会会長表彰状（64 名）、⑧日本獣医師会会長感謝状（地方推薦 10 名・中央推薦 1 団体及び 3 名）、⑨日本獣医師会会長特別感謝状（6 社）をそれぞれ記念式典の場で授与した。

(3) 日本獣医師会創立 70 周年記念行事の開催状況は次のとおり。

### 《日本獣医師会創立 70 周年記念行事》

#### 1 趣 旨：

公益社団法人日本獣医師会は、昭和 23 年 11 月 9 日に設立許可を受けて以来今日まで、関係省庁のご指導の下でわが国における獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に寄与してきたところである。

本年は、本会の創立 70 周年にあたることから、この機会に記念式典を開催して永年にわたり獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、動物愛護・福祉の増進、獣医師会の発展等に功労のあった会員構成獣医師等を表彰するとともに、記念式典終了後引き続き祝賀会を開催し記念すべき年を祝うこととし、創立 70 周年記念行事を開催する。

#### 2 開催日時等：

- (1) 開催日時； 平成 30 年 11 月 30 日(金)
  - ①記念式典 14：00～15：30
  - ②記念講演 15：45～16：30
  - ③記念祝賀会 16：45～19：00
- (2) 開催場所； パレスホテル東京 2階「葵」  
(東京都千代田区丸の内 1-1-1 Tel03-3211-5211)
- (3) 出席者； 来賓、受賞者、獣医師会関係者、賛助会員、関係団体・会社等

#### 3 記念式典次第： 14：00～15：30 (参加者；約 350 名)

- (1) 開会の辞 (砂原和文副会長)
- (2) 日本獣医師会会長挨拶 (藏内勇夫会長)
- (3) 来賓祝辞  
農林水産大臣 吉川貴盛  
環境大臣 原田義昭  
厚生労働副大臣 大口善徳  
世界獣医師会会長 ジョンソン・チャン  
公益社団法人日本医師会会長 横倉義武  
自由民主党獣医師問題議員連盟会長 麻生太郎 代理 同幹事長 森 英介  
公益社団法人中央畜産会会長 森山 裕
- (4) 来賓紹介・祝電披露
- (5) 事業報告 (境 政人専務理事)
- (6) 功労者表彰
- (7) 受賞者代表謝辞
- (8) 閉会の辞 (村中志朗副会長)

#### 4 記念講演次第： 15：45～16：30 (参加者；約 350 名)

- (1) 講演者 横倉義武 (日本医師会会長・世界医師会前会長)
- (2) 演題名 「健康長寿社会に向けて」



## 5 記念祝賀会次第： 16：45～19：00（参加者；約 450 名）

- (1) 開会
- (2) 開会挨拶（藏内勇夫会長）
- (3) 来賓祝辞（藏内会長への記念品贈呈）  
世界獣医師会会長 ジョンソン・チャン
- (4) 乾杯（北村直人顧問）
- (5) 祝宴
- (6) 万歳三唱（鳥海 弘 2018 動物感謝デー企画検討委員会委員長・関東地区理事）
- (7) 閉会

## 4 会員組織基盤の強化対策

### (1) 日本獣医師会会員組織

本会会員組織については、全国の 47 都道府県獣医師会及び 8 政令市獣医師会を会員とする全国組織として、すべての都道府県において組織強化活動を行った。

賛助会員組織についても、獣医事に関連する団体・企業、本会の事務事業に関連する団体・企業及び本会の目的に賛同する個人等に呼びかけ、加入拡充を図った。

### (2) 地方獣医師会会員組織

ア 平成 21 年度第 3 回理事会及び全国獣医師会会長会議の協議を踏まえ、「新公益法人制度の移行に当たり獣医師会活動の基盤となる会員組織の充実・強化について」（平成 21 年 10 月 27 日付け 21 日獣発第 185 号）により、各地方獣医師会に会員組織の充実・強化を図りたいことを要請したが、平成 30 年度においても引き続き、獣医師専門職による公益活動の発展・整備に資するとの観点に立ち会員組織基盤の強化に努めた。

イ また、平成 30 年度各大学獣医学科優等卒業生を表彰し、日本獣医師会会長メッセージ、日本獣医師会パンフレット、日本獣医師会雑誌（平成 31 年 1 月号）を全卒業生に配布した。

表彰に当たっては、本会会長の他、大学の所在する地域の地方獣医師会代表者が賞状及び記念品を授与し、獣医師会の活動を紹介して、卒業生への入会の勧誘を行った。また、動物感謝デー等の場を介しての日本獣医学生協会との連携・支援協力を行った。

## 第2 事業報告

### A 政策提言活動等

#### 獣医療政策提言等の要請活動等（日本獣医師連盟要請も含む）

(1) 平成 30 年 11 月 2 日付け【別記 1】

獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請

要請先等：公明党獣医師問題議員懇話会 ほか

(2) 平成 31 年 1 月 18 日付け 30 日獣発第 270 号【別記 2】

家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する防疫体制の充実・強化について（要請）

要請先等：農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長

厚生労働省健康局長

(3) その他

「公務員獣医師の処遇改善について」、「獣医学教育環境の整備・充実について」等の要請は、逐次、日本獣医師会会長、役員等及び日本獣医師連盟委員長から関係国会議員及び関係省庁等に要請

#### 【別記 1】

平成 30 年 11 月 2 日

公明党獣医師問題議員懇話会 あて

#### 獣医師及び獣医療に関する施策の整備・充実に関する要請

日頃より、獣医師及び獣医療施策の推進につきご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今日のグローバル社会の進展や周辺諸国における悪性伝染病の発生状況に鑑みると、食の安全・安心の確保とともに、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚コレラ等の重篤な家畜伝染病及びエボラ出血熱、狂犬病等の人と動物の共通感染症への危機管理対応、また薬剤耐性（AMR）対策等が重要な課題となっています。また、犬、猫等が広く家庭で家族の一員として飼育され、人の介護・福祉における動物介在療法の促進及び学校教育分野においてもその社会的役割が一層重みを増し、人と動物の共生社会の構築が国民的課題とされています。

このような状況の中で、世界医師会と世界獣医師会が人と動物の健康と環境の保全を一体として対応する“One Health”の理念の普及・協力について合意したことを踏まえ、平成 25 年 11 月 20 日に日本獣医師会と日本医師会も同様の協定を取り交わし、また、全国 55 の地方獣医師会と医師会の間でも協定が締結されました。このような取組を受けて、平成 28 年 11 月に福岡県北九州市で開催された「第 2 回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議」及び同会議において採択・公表された「福岡宣言」により、我が国の獣医師と医師との連携活動についてアジアをはじめ世界各国にアピールするとともに、関係省庁のご理解とご支援をいただきながら全国で獣医師会と医師会との連携シンポジウムを開催する等、関係者間の情報共有に努めているところです。

このように、獣医師に対する社会的要請は、高度かつ広範な分野に及んでいますが、獣医師の

処遇及び国民の期待に応え得る獣医療提供のための環境整備は未だ不十分と言わざるを得ません。

つきましては、獣医師及び獣医療に関連する施策の整備・充実について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 獣医師の処遇改善等

- (1) 地域及び職域における獣医師の偏在を是正するため、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設など公務員獣医師及び産業動物獣医師の処遇改善並びに獣医学生への就業誘導対策の充実を図ること。

※ 福岡県は医療職給料表を廃止・特定獣医師職給料表を新設し、平成29年4月から施行(参考資料1ページ)【略】

- (2) 女性獣医師の結婚・出産・子育てによる離職後の復職に対する支援を行うとともに、女性獣医師が継続して就業できる職場環境の整備を図ること。

### 2 動物愛護管理施策の整備・充実

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という。)において、平成30年度を目途に販売用の犬及び猫へのマイクロチップ装着の義務付け、個体識別情報の管理体制の整備等が確実に行われるよう、必要な施策を講じること。

※ 動物愛護法附則第14条関係(参考資料2ページ)【略】

- (2) 平成30年度に改正が予定される動物愛護法の附則において狂犬病予防法の一部改正を行い、狂犬病予防法に基づく登録制度において鑑札及び注射済票のほかマイクロチップの装着・登録も代替方法として追加し、マイクロチップの活用を推進すること。

※ 平成24年8月28日付け動物愛護法改正法案に対する附帯決議(衆参環境委員会)の3(参考資料3ページ)【略】

- (3) 我が国における人口減少及び高齢化の進展、集合住宅における動物飼育の制約等により犬及び猫の飼育頭数が減少傾向にあるため、家庭動物飼育による健康で豊かな人と動物の共生社会の構築に向けた活動を支援すること。

### 3 獣医療及び感染症等危機管理施策の整備・充実

- (1) 家畜伝染病や人と動物の共通感染症に対する防疫体制の整備・充実、特に国の防疫対応において重要な役割を果たす農研機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付けるとともに、動物検疫所及び動物医薬品検査所と密接な連携の下に効果的な業務運営が図られるよう、所要の体制整備を行うこと。

※ 平成23年3月22・25日付け家畜伝染病予防法の一部改正法案に対する附帯決議(衆参農林水産委員会)の11(参考資料7ページ)【略】

- (2) 「福岡宣言」に基づき“One Health”を実践するため、有効な人と動物の共通感染症対策を講じるほか、世界的に注目されている薬剤耐性(AMR)対策、医学・獣医学教育の改善・整備等を推進するため、医師と獣医師の連携体制の構築及び関連施策に支援すること。

※ 平成28年11月11日「第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議」採択・公表「福岡宣言」(参考資料9ページ)【略】

- (3) 獣医療提供の質の確保としてのチーム獣医療提供体制の整備・充実を図るため、動物看護師の国家資格化に向けた法整備を行うこと。

※ 平成24年8月28日付け動物愛護法改正法案に対する附帯決議(衆参環境委員会)の4(参考資料3～4ページ)【略】

公明党衆院選重点政策(Manifesto2017)公明党の主な政策③の(23)【略】

【別記 2】

30 日 獣 発 第 270 号  
平成 31 年 1 月 18 日

農林水産省消費・安全局  
局 長 池 田 一 樹 様  
環境省自然環境局  
局 長 正 田 寛 様  
厚生労働省健康局  
局 長 宇 都 宮 啓 様

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫

**家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する防疫体制の充実・強化について（要請）**

日頃より、獣医師及び獣医療に関する施策の推進にご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、アジア諸国をはじめ世界各地において口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）、アフリカ豚コレラ等の海外悪性家畜伝染病が継続的に発生しており、常に我が国に侵入する危険性があります。万が一これらの悪性家畜伝染病が我が国で発生した場合には、平成 22 年の宮崎県における口蹄疫の発生時のように、地域の畜産業が壊滅的な打撃を受けるばかりでなく、地域産業も多方面にわたり悪影響を受けることとなります。更に、国家主導で取り組んでいる 1 兆円を目指す日本農産物の輸出促進政策についても、畜産物の輸出が長期間全面禁止になるなど、将来にわたって我が国畜産業に多大なる損失を与えることとなります。

一方、TPP11 が平成 30 年 12 月 30 日に、また日 EU・EPA が平成 31 年 2 月 1 日に発効されることなどにより、今後は輸入関税による国内畜産業の保護施策は機能しなくなることが懸念されます。このため、将来における国境措置としての有効な施策は、SPS 協定に基づく家畜衛生及び食品衛生に関する措置が主体となります。

このような家畜伝染病にとどまらず、エボラ出血熱、狂犬病、SARS、MERS、SFTS、新型インフルエンザ等の動物由来の人獣共通感染症が我が国で発生した場合には、平成 13 年の BSE 発生時に全国的に大混乱となったように、人や動物の移動及び経済活動に多大な障害を生じ、2020 年のオリンピック開催や外国人観光客の 4 千万人目標達成などの国家的な取組みに多大なる悪影響が生じることが懸念されます。

しかし遺憾ながら、平成 30 年 9 月に岐阜県において 26 年ぶりに豚コレラが発生し、平成 30 年 12 月 25 日までに 6 例の養豚農場（6 例目は 7,500 頭を超える大規模農場）及び約 80 例の野生イノシシで発生が確認されるなど、感染は拡大を続けています。その防疫対応は、家畜保健衛生所を中心に国などの支援を受けて実施されていますが、家畜である豚にとどまらず野生イノシシの検査も家畜保健衛生所が一手に対応しています。別添【略】の公益社団法人岐阜県獣医師会会長からの「緊急要望書の提出について」に述べられているとおり、家畜保健衛生所のみによる防疫対応はもはや限界となっています。

このような状況の中、HPAI の発生予防のためカモなど野生鳥類の糞便検査が必要な冬期となり、また、今後はペットやダニ由来の SFTS の検査の要請なども想定されます。更に、平成 24 年には台湾における野生のイタチアナグマで 52 年ぶりに狂犬病が確認されるなど、家畜伝染病及び人獣共通感染症の適切な防疫対応のためには、野生動物に対するモニタリングは欠かせない状況となっています。しかしながら、我が国には野生動物に対する家畜伝染病や人獣共通感染症などの検査体制が法的に整備されていないのが現状です。

このような防疫体制の不備は都道府県にとどまらず、国の関係機関においても同様です。即

ち、農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門は、重要な動物の感染症について最終診断を行う我が国唯一の公的な研究機関として、国、都道府県等と密接に連携して国内防疫措置に貢献するばかりでなく、国際獣疫事務局(OIE)の科学委員会やコード委員会の委員、BSE等のレファレンスラボラトリー等として我が国を代表して国際貢献を果たしています。しかし、同部門は、平成13年に農林水産関係研究機関の独立行政法人化に伴い、従来の家畜衛生試験場から動物衛生研究所として農研機構に組み入れられ、更に平成28年には動物衛生研究部門となり、組織の名称も失われる事態となっています。この独法化により、動物衛生研究部門の人員及び予算は年々大幅に削減され、現在は研究職員の3/4は40歳以上と極めて高齢化組織となっており、適正な業務運営に支障を来すばかりでなく、組織としての存続の危機に瀕しています。このままでは10年を待たずして業務遂行が困難となることは明らかです。

また、今後、世界的に重要性が高まるワンヘルスの実践や人獣共通感染症に関する業務については、農研機構法において農業及び食品産業に関する技術上の試験・研究等と規定されている農研機構の業務範囲を超えるため、農研機構内の理解が得られず、このままでは我が国の危機管理対応上、重大な失政を招く事態となる恐れがあります。

つきましては、家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する防疫体制の充実・強化について下記のとおり要請いたしますので、ご高配を賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1 岐阜県における豚コレラ防疫に要する検査体制の強化

家畜保健衛生所が豚コレラ防疫業務に集中できるよう、イノシシ等野生動物の検査業務に対する支援体制を早急に確立すること。

### 2 特定家畜伝染病、狂犬病等重要疾病に対する検査体制の確立

平成22年の宮崎県における口蹄疫、今回の岐阜県における豚コレラ等の防疫対応において、防疫業務の中核を担う家畜保健衛生所による病性鑑定等の早期検査体制に不備があったことから、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病等重要疾病については、常に早急な確定診断が可能な体制の構築を図ること。

### 3 野生動物に対する検査体制の確立

岐阜県における豚コレラの感染源が野生イノシシであることが疑われること、人の感染症の約6割が動物由来であること等に鑑み、今後は家畜にとどまらず野生動物に対する検査が不可欠と考えられることから、今後における野生動物に対する検査体制の法的な整備を図ること。

### 4 “One Health”の実践体制の構築

「福岡宣言」に基づき“One Health”を実践するため、有効な人獣共通感染症対策を講じるほか、世界的に注目されている薬剤耐性(AMR)対策、医学・獣医学教育の改善・整備等を推進するため、医師と獣医師の連携体制の構築及び関連施策に支援すること。

### 5 家畜伝染病、人獣共通感染症等に対する危機管理体制の整備・充実

家畜伝染病や人獣共通感染症に対する防疫体制の整備・充実のため、国の防疫対応において重要な役割を果たす農研機構動物衛生研究部門を国の機関として位置付けるとともに、動物検査所及び動物医薬品検査所と密接な連携の下に効果的な業務運営が行われるよう、所要の体制整備を図ること。

## B 個別事業報告

### I 公益目的事業

獣医師道の高揚、獣医事の向上、獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成を図ることにより、動物に関する保健衛生の向上、動物の福祉及び愛護の増進並びに自然環境の保全に寄与し、もって人と動物が共存する豊かで健全な社会の形成に貢献する事業

#### 1 部会委員会等運営事業

##### (1) 職域別の部会委員会の運営

各職域に係る諸課題について、昨年度に引き続き各部会の委員会ごとに定めた別記検討テーマについて地方獣医師会、関係団体等とも連携を確保しながら委員会において協議・検討を行い、その対処方針等を日本獣医師会及び地方獣医師会の事務・事業の推進に逐次反映させるとともに獣医療の質の向上をはじめとする獣医療提供体制の整備について関係機関・団体等に対する施策推進の提言活動に努めた。また、各部会委員会の会議概要は、委員会開催後、逐次、日本獣医師会ホームページに掲載した。

なお、平成 31 年 2 月 27 日、第 9 回職域別部会関係部会長会議を開催し、本会の平成 31 年度事業計画書(案)について説明を受けた後、意見交換を行い、各部会長が事業計画を踏まえた部会での取組みの推進を確認した。

#### 【別記】

#### 部会委員会（常設委員会・個別委員会）の構成と検討課題

##### 1 常設委員会

部 会	委 員 会	検 討 課 題
獣 医 学 術 部 会	学 術 ・ 教 育 ・ 研 究 委 員 会	①獣医学教育の整備状況の検証と支援について ②国際交流の推進と本会の役割について ③生命倫理ガイドラインの策定について
	獣医学教育の整備状況検証と支援 ワーキンググループ	
産 業 動 物 臨 床 部 会	産 業 動 物 臨 床 ・ 家 畜 共 済 委 員 会	①産業動物診療獣医師の確保について ②抗菌剤等の適正使用について（AMR 対策を含む）
小 動 物 臨 床 部 会	小 動 物 臨 床 委 員 会	①認定動物看護師の職域確保と公的資格化について ②特別委員会の検討・成果を踏まえた具体的モデル事業の検討
家 畜 衛 生 部 会	家 畜 衛 生 ・ 公 衆 衛 生 委 員 会	①公務員獣医師の確保と処遇改善の取組みについて ②医師会との連携強化に向けた行政側からの支援対策について ③見学型／体験型家畜衛生・公衆衛生実習への協力体制について
公 衆 衛 生 部 会		

動物福祉・愛護部会	動物福祉・愛護委員会	本会における動物福祉と愛護の在り方について (動物愛護管理法の改正見込み事項の視点から)
職域総合部会	総務委員会	①地方獣医師会における会員加入促進と本会の組織強化の在り方について ②女性獣医師支援対策の推進について

## 2 個別委員会

部会	委員会	検討課題
獣医学術部会	獣医師生涯研修事業運営委員会	獣医師生涯研修事業の企画・運営
	獣医師国際交流推進検討委員会	日本獣医師会における国際交流の在り方と推進
動物福祉・愛護部会	学校動物飼育支援対策検討委員会	学校動物飼育支援策の確立と推進
	日本動物児童文学賞審査委員会	日本獣医師会日本動物児童文学賞の選考及び審査など
職域総合部会	野生動物対策検討委員会	野生動物対策のあり方について
	日本獣医師会雑誌編集委員会	日本獣医師会雑誌(日獣会誌)の企画及び編集
	女性獣医師支援対策検討委員会	女性獣医師支援対策の推進

### ア 各部会の委員会の開催と検討状況

#### (ア) 獣医学術部会

##### a 学術・教育・研究委員会

平成30年12月13日に開催した第21回学術・教育・研究委員会〔委員長：酒井健夫(日本獣医師会副会長)〕では、今期委員会の検討テーマである、①「獣医学教育の整備状況の検証と支援」、②「国際交流の推進と本会の役割」、③「生命倫理ガイドラインの策定」について、それぞれの検討状況や関係事業の実施・計画状況について説明が行われたほか、「獣医療広告規制のあり方」の対応等について説明が行われた。なお、本委員会の報告書は、これまでの議論を取りまとめ、正副委員長と事務局で叩き台を作成し、これを各委員に送付して確認を得ることとされた。

#### (イ) 産業動物臨床部会

##### 産業動物臨床・家畜共済委員会

産業動物臨床・家畜共済委員会〔委員長：西川治彦(日本獣医師会理事)、副委員長：横尾彰(日本獣医師会理事)〕では、第25回委員会を平成30年11月28日に開催し、今期委員会の検討テーマに関連して、農林水産省の担当者から、獣医事を巡る情勢、産業動物獣医師確保等の実態把握のための調査報告、獣医学生に関するアンケート調査の概要及び平成31年度農林水産予算概算要求の主要事項について説明を受けた後、質疑応答がなされた。続いて昨年の農業災害補償制度の改正を踏まえた、今後の地域診療体制のあり方に関する検討が提案され、議論の結果を獣医療の基本方針に記載されるよう対応することとされた。さらに「今期委員会の検討取りまとめ 報告書骨子(案)」が説明された後、事前に意見等を提出いただいた上で、次回委員会を開催することとされた。

また、第26回委員会を平成31年2月28日に開催し、委員からの意見を追記した「今期委員会の検討取りまとめ 報告書骨子(案)への委員等からの意見取りまとめ」について説明された後、意見交換がなされ、報告書骨子(案)は本委員会での議論を踏まえ、正副委員長で再度取りまとめ、次回委員会に報告書(素案・たたき台)を提出することとされた。

## (ウ) 小動物臨床部会

### 小動物臨床委員会

小動物臨床委員会〔委員長：大林 清幸（日本獣医師会理事）〕では、検討テーマである①「認定動物看護師の職域確保と公的資格化」、②「特別委員会の検討・成果を踏まえた具体的モデル事業の検討」について検討を行った。第 21 回委員会を平成 30 年 10 月 10 日に開催し、関係特別委員会の検討経過について報告されるとともに、認定動物看護師が国家資格化された場合の診療補助業務の範囲について検討された。また、獣医療広告規制のあり方に関し、将来的な見直しの議論に備える必要が示されるとともに、獣医療分野におけるいわゆる専門医制について導入を検討し、広告可とする旨要請すべく検討することとされた。また、第 22 回委員会を平成 31 年 3 月 27 日に開催し、愛がん動物看護師法(仮称)の制定に向けて、国家資格化された場合に愛がん動物看護師が行える獣医療行為の具体的範囲が検討された。また、専門医制について、日本獣医師会を中心に認定・専門医制度を構築する場合の試案と今後の方向について検討され、これまでの検討を踏まえた委員会報告書の骨子案が検討された。

## (エ) 家畜衛生部会・公衆衛生部会

### 家畜衛生・公衆衛生委員会

家畜衛生・公衆衛生委員会〔委員長：川嶋和晴(日本獣医師会理事)、副委員長：加地祥文(日本獣医師会理事)〕では、第 3 回委員会を平成 30 年 10 月 30 日に開催し、今期委員会の検討課題である公務員獣医師の確保と処遇改善の取組みについて、農林水産省の担当者から、獣医事を巡る情勢及び獣医学生に関するアンケート調査の概要について説明を受けた後、質疑応答がなされた。続いて、その他の検討テーマである医師会との連携強化に向けた行政側からの支援対策及び見学型／体験型家畜衛生・公衆衛生実習への協力体制について現場を踏まえた議論がなされた。さらに「今期委員会の検討取りまとめ 報告書骨子(案)」が説明され、次回委員会では、本委員会での議論を踏まえ、報告書の取りまとめを進めることとされた。

## (オ) 動物福祉・愛護部会

### a 学校動物飼育支援対策検討委員会

学校動物飼育支援対策検討委員会〔委員長：桑原保光(群馬県獣医師会)〕では、平成 30 年 9 月 18 日に第 3 回委員会を開催し、学会年次大会における拡大会議と市民公開シンポジウムの開催、今期委員会の報告書(骨子案)について検討を行った。

平成 31 年 2 月 10 日、神奈川県において開催された獣医学術学会年次大会に合わせて第 4 回委員会を公開型拡大会議(意見交換会)として開催し、各地方獣医師会の学校動物飼育関係活動担当者及び自治体の公衆衛生獣医師等による参加の下、アンケートの集計報告、取組みと対策の報告の後、委員と参加者との意見交換を行った。また、拡大会議に引き続き、市民公開シンポジウム「教師が考える学校動物飼育活動のあり方と効果」を開催した。学校における適正な動物飼育活動の推進のため、小学校等への掲示を目的とした壁新聞を「がっこう動物新聞」として発行した。

### b 日本動物児童文学賞審査委員会

日本動物児童文学賞審査委員会〔委員長：木村芳之(日本獣医師会理事)〕では、第 30 回の応募作品 104 作品の中から、一次審査で選出された 14 作品を対象に、二次審査として平成 30 年 7 月 11 日に第 30 回日本動物児童文学賞審査委員会を開催し、日本動物児童文学大賞 1 作品及び同賞優秀賞 2 作品並びに同賞奨励賞 5 作品を決定した。



## (カ) 職域総合部会

### a 総務委員会

総務委員会〔委員長：境政人（日本獣医師会専務理事）〕では、平成 30 年 9 月 21 日に開催した第 21 回委員会において、今期の本委員会検討事項である、①地方獣医師会における会員加入促進（新規・転勤獣医師）と本会の組織強化の在り方について、②今後の動物感謝デー・獣医学術学会年次大会等の事業について、③地区理事の職務の具体的内容等について、④獣医師福祉共済事業について、⑤女性獣医師支援対策の推進について協議がなされた。①、②及び⑤については、以前に実施されたアンケート調査の結果、前総務委員会での検討結果をもとに協議が行われた。

また、③については、現状についての説明、④については、制度改定の内容を説明し意見等を聴取し、今後引き続き検討を進めることとされた。

### b 野生動物対策検討委員会

野生動物対策検討委員会〔委員長：鈴木正嗣（岐阜大学教授）〕では、前期に取りまとめられた報告書「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」について、関係者及び市民向けの普及を図るとともに、委員会報告がもたらした成果として、環境省の施策、地方自治体における施策、関係学会における取組等、各方面での報告書の活用状況等を紹介するシンポジウム「野生動物対策のあり方-報告書の実践に向けた取組み-」を平成 30 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神奈川）において平成 31 年 2 月 10 日に開催した。講演の内容は次のとおり。

#### シンポジウム「野生動物対策のあり方 -報告書の実践に向けた取組み-」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	報告書の実践に向けた取組	鈴木 正嗣	岐阜大学応用生物科学部教授
2	行政における傷病鳥獣救護の考え方と地域の取組み事例	野川 裕史	環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室室長補佐
3	岩手県における活用事例-岩手県鳥獣保護センター整備基本構想-	福井 大祐	岩手大学農学部准教授
4	報告書「保全医学の観点から踏まえた野生動物対策の在り方」から考える-日本野生動物医学会大会での自由集会企画報告-	赤木智香子	ラプター・フォレスト代表

### c 女性獣医師支援対策検討委員会

女性獣医師支援対策検討委員会〔委員長：栗本まさ子（日本獣医師会特任理事）〕では、平成 30 年 7 月 9 日開催の第 5 回委員会において、女性獣医師の就業に関する問題は、社会が取り組んでいる女性活用問題と一致し、社会全体の大きな問題であること等から、女性獣医師の活躍推進の取組みを進めていく方向で平成 30 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業の実施計画等をもとに、第 4 回委員会で検討協議された取組課題の進捗状況を確認しながら、女性獣医師支援対策の進め方等について協議が行われた。

## (2) 個別課題への対応

### ア 特別委員会の運営

本会の課題のうち、重要かつ今後の活動推進において特別に考慮すべき課題を検討するため、平成 25 年度から設置された特別委員会については、平成 29 年度に「One Health 推進特別委員会」及び「動物飼育環境整備推進特別委員会」に再編され、前者に設置された「狂犬病予防体制整備検討委員会」、「医師会との連携強化推進検討委員会」、「薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会」、後者に設置された「マイクロチップ普及推進検討委員会」、「家庭動物飼育環境健全化検討委員会」、「災害時動物救援対策検討委員会」において、前期に引き続き検討が行われた。

(ア) One Health 推進特別委員会

a 狂犬病予防体制整備委員会

狂犬病予防体制整備委員会〔委員長：高橋徹（日本獣医師会理事）〕では、平成 31 年 1 月 10 日に第 2 回委員会を開催し、平成 30 年 7 月 27 日付で公表された国際獣疫事務局（OIE）の獣医組織能力（PVS）評価報告書への対応について協議した。特に狂犬病予防注射を法令で義務付けている我が国の現行制度を見直すべきとする意見に対し、本会として所要の反論を行うことが確認された。また、動愛法の改正によるマイクロチップの登録義務化に関し、実効性のある制度設計を求めるとともに、狂犬病予防注射や犬の登録等、犬の飼育に係る事務手続等を獣医師会会員動物病院が担うことで飼育者の利便性を向上させる、いわばワンストップサービスの実現について検討された。これらの検討結果に基づき、委員会報告書の取りまとめの方向性が示された。

b 薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会

薬剤耐性（AMR）対策推進検討委員会〔委員長：西間久高（北九州市獣医師会会長）〕では、平成 31 年 1 月 29 日に第 2 回委員会を開催した。農林水産省担当官から薬剤耐性（AMR）対策の現状が報告されるとともに、本年度に実施した小動物獣医療における抗菌性医薬品に関する実態調査の実施経過及び暫定集計結果が報告された。今後、詳細な分析を行うこととされた。

(イ) 動物飼育環境整備推進特別委員会

a マイクロチップ普及推進検討委員会

マイクロチップ普及推進検討委員会〔委員長：鳥海弘（日本獣医師会理事）〕では、平成 30 年 5 月 8 日に衆議院第二議員会館 918 会議室にて、日本獣医師連盟北村直人委員長と共に、「自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチーム」に対し、マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について要請を行った。要請活動においては、動物愛護管理法改正の動向を見ながらメールで情報交換を行い、マイクロチップの装着部位のあり方等について意見交換が行われた。

b 家庭動物飼育環境健全化検討委員会

家庭動物飼育環境健全化検討委員会〔委員長：天野芳二（東京都獣医師会前副会長）〕では、第 1 回委員会の検討を踏まえ、大手広告代理店に広報活動の提案を依頼した。

平成 30 年 12 月 10 日に第 2 回委員会を開催し、①関係情報（日本ペットサミットの活動、ペット業界の動向、中央環境審議会動物愛護部会での取組み）の報告、②大手広告代理店からの広報活動の提案が行われ、③委員会報告の取りまとめに向けた協議が行われた。

c 災害時動物救護対策検討委員会

災害時動物救護対策検討委員会〔委員長：木村芳之（日本獣医師会理事）〕では、平成 19 年 8 月に策定された「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」の改定作業を進め、環境省が平成 30 年に改訂した「人とペットの災害対策ガイドライン」の内容も踏まえ、平成 30 年 6 月、「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を策定した。

平成 30 年 10 月 9 日に第 3 回委員会を開催し、①「日本獣医師会災害対策マニュアル（仮題）」について、②今期委員会の報告の取りまとめに向けて、③平成 30 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会（神奈川）における災害時動物救援対策検討委員会公開型拡大会議（意見交換会）の開催について協議が行われた。

平成 31 年 2 月 8 日に、神奈川県で開催された日本獣医師会獣医学術学会年次大会において、第 4 回委員会を公開型拡大会議（意見交換会）として開催した。会議では、①西日本豪雨における岡山県の活動報告については、岡山県及び岡山県獣医師会担当者から、②北海道胆振東部地震における活動報告については、北海道獣医師会担当者から報告された。また、③「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」及び「日本獣医師会災害対策マニュアル（仮称・案）」については、藤本委員から、④VMAT 講習会の開催と講習会修了認定については、佐伯委員から説明が行われ、最後に参加者と意見交換が行われた。

イ 地区獣医師大会における決議要望事項と決議要望事項に対する対応

平成 30 年度地区獣医師大会において採択された決議要望事項等は、別記 1 のとおりであるが、これら決議・要望事項への対応については平成 30 年度第 10 回業務運営幹部会（平成 31 年 1 月 30 日）において協議の上、別記 2 のとおり対応方針等が了承され、第 9 回職域別部会関係部会長会議（平成 31 年 2 月 27 日）における検討を経て平成 30 年度第 5 回理事会（平成 31 年 3 月 26 日）に報告された。

【別記 1】

《平成 30 年度 地区獣医師大会における決議要望事項等》

【北海道地区】

- 1 人獣共通感染症としてのダニ媒介性疾患の医学界との連携強化推進について

【東北地区】

- 1 人と動物が幸せに暮らせる社会の実現に向けて
- 2 管理獣医師の社会的認知に向けた環境整備について

【関東・東京地区】

- 1 社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」を確立する
- 2 獣医師会活動の基盤となる会員数と組織率を増強し、狂犬病予防注射接種率の向上を図る
- 3 ペット同行避難、さらなる認知・理解を地域社会に根付かせる
- 4 「One Health」の理念に基づき人と動物の共通感染症について正しい知識を普及啓発する
- 5 人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」を構築する

【中部地区】

- 1 狂犬病予防対策の推進と防疫体制の確保について
- 2 「獣医療情報ネットワーク」の構築について
- 3 地方公務員獣医師の処遇改善について（継続要望事項）
- 4 One Health の普及、人と動物との共通感染症対策の充実強化について
- 5 学校飼育動物への支援強化について
- 6 日本獣医師会負担金（会費）の軽減について
- 7 公益事業ごとの収支相償について

【近畿地区】

- 1 大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部および獣医学研究科の設置について
- 2 獣医師、特に公務員獣医師への処遇改善について
- 3 動物看護師の公的資格化の早期実現について

【中国地区】

- 1 「動物の愛護及び管理に関する法律」における獣医師の位置づけの改正について（継続）
- 2 獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用について（継続）
- 3 「獣医療法」第 17 条（広告の制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直しについて（継続）
- 4 狂犬病予防法に基づく「犬の登録」に係るマイクロチップ装着の法制化について（継続）
- 5 学校獣医師の設置と法制化について（継続）

【四国地区】

- 1 家畜伝染病防疫体制の強化について
- 2 地方自治体等勤務獣医師の待遇改善について
- 3 狂犬病等の人と動物の共通感染症対策の推進について
- 4 災害時における被災動物の救護と支援体制の整備について

【九州地区】

- 1 九州地区災害時動物救援体制の緊急整備（九州 VMAT 養成）
- 2 福岡宣言に基づく One Health 理念の推進と高度な獣医療提供体制の確立
- 3 産業動物診療及び公務員を含む勤務獣医師の処遇改善の推進による人材の確保

【全国家畜衛生職員会】

- 1 家畜衛生関係獣医師職員の社会的重責に配慮した処遇改善のための地方交付税算定基礎における家畜保健衛生費の拡充
- 2 家畜伝染病や人獣共通感染症対策等のワンヘルスに的確に対応できる人員確保のための予算支援
- 3 バイオハザード及び精度管理に配慮した施設・機器整備と適正管理への助成の拡大
- 4 獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実

【別記2】

《平成30年度 地区獣医師大会決議要望事項等に対する対応》

1 獣医界をめぐる情勢と日本獣医師会の対応

- (1) 平成30年、岐阜県において我が国で26年ぶりとなる豚コレラが発生して以降、国内10事例の感染が確認され、約47,400頭が処分され(平成31年2月19日現在)、野生イノシシにおいても岐阜県で180頭(平成31年2月22日現在)、愛知県で10頭(平成31年2月3日現在)の感染が確認されている。関連した感染事例は、長野県、滋賀県、大阪府においても発見され、未だ感染が収束しない状況にある。また、中国ではアフリカ豚コレラが発生して、その感染が拡大し、現在隣国のモンゴル、ベトナムでも本病が確認されるなど、我が国への越境性感染症の侵入の可能性は一層高まっている。また、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)等の人と動物の共通感染症も社会の注目を浴びており、これらの疾病への警戒も怠ってはならない。
- (2) 一方、抗菌薬はこれまでの感染症への対応において大きな役割を果たしてきたが、近年、薬剤耐性(AMR)対策が喫緊の課題として国際的に注目され、我が国においても国が薬剤耐性(AMR)対策行動計画を策定・公表し、関係者のみならず、広く国民一般に普及啓発活動を行う等対応を強化している。家畜における実態把握のためのモニタリングは実施されているものの、小動物においては、モニタリングが開始されたばかりであり、今後の取組みが注目される。
- (3) このような状況の中で、本会は人と動物の健康及び環境の保全に係る関係者が連携して感染症対策及びAMR対策等に取り組むべきとする“One Health”の概念に注目し、日本医師会と学術協力の推進に関する協定書を締結し、連携シンポジウムの開催等により情報共有に向けて取り組んできた。一方、全国55全ての地方獣医師会においても、地域の医師会と連携協定を結び、獣医師と医師の全国的な情報ネットワークを構築し、今後の連携活動への取組みが期待される。
- (4) 今後本会は、第2回世界獣医師会-世界医師会“One Health”に関する国際会議において採択された福岡宣言に基づき、世界獣医師会、アジア獣医師会連合等の国際団体との連携を強化し、また、アジア地域臨床獣医師等総合研修事業の推進等により国際貢献を行い、我が国獣医界が一層国際的な信頼と評価を得られるよう努める必要がある。
- (5) 一方、動物愛護管理法の改正によるマイクロチップの装着・登録の義務化が検討されている。本会としては国の動向を注視しながら、本会の具体的対応について検討を行ない、法改正後の円滑な制度運用を支援する活動を実施する。
- (6) また、国においては「愛がん動物看護師法」の新規制定及び獣医療法に基づく広告規制の緩和についても検討が進められている。このため、本会は、動物看護師の国家資格化によるチーム獣医療提供体制の推進と強化を図り、それに基づく総合的な獣医療であるかかりつけ病院の整備及びより専門的な高度獣医療の提供体制の整備について検討し、具体的な施策を講じる。
- (7) これまで取り組んできた勤務獣医師の処遇改善のための獣医師の職域・地域の偏在の解消、女性獣医師の活躍推進、災害時動物救護対応の確立、獣医学教育の改善・充実等については、これまでの議論を一層発展させて、より具体的で実践的な対応策を検討し、適宜実行していくこととする。

(8) このような状況の中で、平成 30 年度に開催された地区獣医師大会等において多数の決議要望事項等が提出された。提出された課題については、すでに実施している政策提言活動等の対応と重複しているものもあるが、いずれも今日の獣医師及び獣医療が担う社会的役割を果たすため積極的に取り組むべきものである。個々の課題については次のとおり対処することとした。

## 2 平成 30 年度地区獣医師大会における決議要望事項等への対応の考え方

- (1) 人と動物の共通感染症（共通感染症）及び薬剤耐性（AMR）対策等 One Health の実践
- ・ 人獣共通感染症としてのダニ媒介性疾患の医学界との連携強化推進（北海道地区）
  - ・ One Health の理念に基づく人と動物の共通感染症についての正しい知識の普及啓発（関東・東京地区）
  - ・ One Health の実践、人と動物の共通感染症の診断体制の強化と研修体制の充実：（中部地区）
  - ・ 共通感染症対策における、自治体、医師、獣医師の連携体制の構築（四国地区）
  - ・ One Health の理念による医療・獣医療の連携強化と薬剤耐性対策への取り組み（九州地区）

### 〔 考え方・対応等 〕

- ア 共通感染症対策及び AMR 対策等 One Health の実践については、本会の最優先事項として取り組み、日本医師会と連携してのシンポジウム等を開催し、情報共有及び対策の強化を図っている。
- イ 平成 30 年度においては、AMR 対策やダニ媒介性疾患等に関する連携シンポジウムを開催し、医師の他、環境問題の専門家とも連携を図ってきた。
- ウ 関係行政機関に対しては、獣医師と医師の広範かつ効果的な連携を図るための体制整備に関する支援を要請し、本会と日本医師会に厚生労働省も加わった連携シンポジウムをこれまでに開催してきた。
- エ 本件については、令和元年度においても“One Health”推進検討委員会において検討を行い、その結果を本会の活動に反映させることとする。
- オ すでに全国 55 地方獣医師会すべてにおいて地域の医師会との連携協定の締結がなされ、これが実践されてきたところであり、今後は協定に基づく活動の発展について、地方自治体を含めた連携体制の構築等の活動を支援する。

## (2) 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等

- ・ 家畜伝染病防疫体制の強化（①獣医師の確保、②輸入検疫の強化、③畜産物供給体制・共通感染症対策の充実、④家畜伝染病に係る情報網の整備）（四国地区）
- ・ 地域資源を生かした地域社会に根差した多様な地域づくり（九州地区）
- ・ ①家畜衛生関係獣医師職員の社会的重責に配慮した処遇改善のための家畜保健衛生費の拡充、②家畜伝染病や共通感染症対策等の One Health に的確に対応できる人員確保のための予算支援、③バイオハザードに配慮した施設・機器整備への助成の拡大、④獣医学系大学における家畜衛生分野の教育の充実（家畜衛生職員会）

### 〔 考え方・対応等 〕

- ア 家畜伝染病への防疫対応、畜産振興、食品の安全性の確保等については、本会として、産業動物臨床家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等において具体的課題の検討を行い、その結果に基づいて、関係行政機関等に対し適宜要請活動を行ってきた。
- イ 本会を含む獣医療関係団体で構築する獣医療提供体制整備推進協議会は、平成 22 年度以降、国の支援を得て獣医療提供体制整備推進総合対策事業を実施し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発や農場から食卓までの食の安全に関わる高度な技術を有する管理獣医師の養成・確保に努めている。
- ウ このような中、平成 28 年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行されたところであり、本会はこのような先進事例も参考として、他の地方自治体にも働きかけて、家畜衛生・公衆衛生関係公務員や産業動物診療獣医師の確保を支援する。

### (3) 狂犬病対策の充実・強化

- ・ 獣医師会組織の増強と狂犬病予防注射接種率の向上（関東・東京地区）
- ・ 狂犬病予防対策の推進と防疫体制の確保：①行政と獣医師会の連携強化、②戦略的な広報の実施、③防疫演習の実施と発生時のワクチンの確保、犬の飼育状況の把握（中部地区）
- ・ ①狂犬病等の共通感染症の発生状況の把握と予防対策に係る普及啓発、②予防注射の徹底と鑑札及び注射済票の装着の推進（四国地区）

#### [ 考え方・対応等 ]

- ア 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、狂犬病予防体制整備検討委員会等で検討を行い、また各地域からの要請も踏まえて、関係行政機関等に対し要請活動を行ってきた。
- イ 厚生労働省においては、本会の要請に応じ、平成 19 年 3 月 2 日にすでに各自治体に対して飼育犬の登録率及び予防注射率の向上について、獣医師会と綿密な連携を図るよう通知がなされている。地方獣医師会においては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録、定期予防注射の実効確保など）を一括受託するなど地方自治体と獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として、社会的理解を得て効果的に実施されるよう本会として支援する。
- ウ また、本会としては、政府において検討中の動物愛護管理法の一部改正によるマイクロチップ装着の義務化に向けて、マイクロチップと狂犬病予防法の犬鑑札及び狂犬病予防注射済票の一体的な運用を図るよう要請を行っているところである。マイクロチップの装着・登録と狂犬病予防法における鑑札、狂犬病予防注射済票の発行がワンストップの手続きとして行われることにより、両者の普及が一層推進されるものと考えている。

### (4) 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善

- ア 獣医師需給対策の推進、就業環境の改善
- ・ 公務員獣医師の処遇改善（中部地区・近畿地区）
  - ・ 獣医師養成確保修学資金貸与事業の広範活用（中国地区）
  - ・ ①医師と同等の給料表の制定、②団体勤務獣医師への地方公務員獣医師と同等の処遇の適用、③食の安全の確保、共通感染症対策の推進を図るための地方自治体等の関係施設・設備の充実及び職員の増員、④保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
  - ・ ①職責に見合った給料表の適用、管理職ポストへの登用、諸手当の拡充による処遇改善の実施、②獣医学系大学における産業動物診療獣医師、公務員獣医師への就業支援（九州地区）
- イ 女性獣医師の活躍推進対策
- ・ 非就労女性獣医師の雇用促進対策、女性獣医師の子育て支援策の実施（九州地区）

#### [ 考え方・対応等 ]

- ア 獣医師の需給対策については、産業動物臨床・家畜共済委員会、家畜衛生・公衆衛生委員会等の検討結果を踏まえて、本会として関係機関に対し、獣医師不足領域における勤務獣医師の処遇改善を、また大学における産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生学等の教育の充実、修学資金の活用範囲の拡大等について要請活動を行ってきたところである。
- イ 農林水産省の支援を得て実施している獣医療提供体制整備推進総合対策事業においては、①卒業後間もない産業動物診療獣医師、公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習、②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習、実習を実施して、産業動物診療獣医師、公務員獣医師の職域への定着を図ってきた。
- ウ また、獣医師の職域・地域偏在の問題解決を図るための一方策としての女性獣医師の活躍推進については、職域総合部会に設置した「女性獣医師支援対策検討委員会」でその対応を検討するとともに、各種の研修会及び普及啓発事業並びにインターネットによる情報提供等の具体的な施策を継続的に実施している。
- エ 公務員獣医師の処遇改善については、本会と地方獣医師会が連携して関係各所へ働きかけを行

った結果、平成 28 年度には福岡県において「特定獣医師職給料表」が施行される等、各地域で成果が見られる。

本会としては、このような先進事例を参考にしながら、今後とも活動の強化に努める所存であり、地方獣医師会においても関係各所への要請活動に今後一層尽力いただきたい。

#### (5) 動物福祉・管理対策、野生動物対策、動物飼育環境の改善

##### ア 動物福祉・管理対策の推進

- ・人と動物との共生社会における「心のバリアフリー」の構築（関東・東京地区）
- ・動物愛護法に定める動物取扱責任者の要件等に係る獣医師の位置づけの改正（中国地区）
- ・動物の適正飼養の啓発、不妊去勢手術の推進（四国地区）

##### イ マイクロチップの普及推進

- ・犬の登録に対するマイクロチップ装着の義務付けと国及び地方自治体の助成措置（中国地区）

##### ウ 災害時の動物救護対応の充実・強化

- ・ペット同行避難の認知と理解の促進（関東・東京地区）
- ・①自治体による同行避難を前提とした避難所の設置と住民への周知、②自治体等の避難訓練における同行避難訓練の実施、③同行避難の際に必要なしつけ及び健康管理に関する飼い主への普及啓発、④自治体間で広域的に災害時の動物救護に対応するための体制の整備（四国地区）
- ・①広域的な災害対策の構築（広域的 VMAT の構築）、②災害時獣医療派遣チーム（VMAT）の養成と九州災害時動物救援センターを活用した育成強化（九州地区）

##### エ 学校動物飼育支援対策の推進

- ・学校飼育動物への支援強化（中部地区）
- ・学校獣医師の設置と制度化（中国地区）

##### オ 動物飼育環境の向上等

- ・人と動物が幸せに暮らせる社会の実現に向けて・公営住宅等における家庭動物飼育の制約の緩和（東北地区）

#### [ 考え方・対応等 ]

ア 動物福祉管理対策については、これまでマイクロチップ装着の普及推進と義務化を中心として、災害時動物救護体制の充実、学校獣医師の制度化と学校動物飼育の支援等について関係機関に要請を行ってきた。

イ マイクロチップの普及対応については、本会の重点項目に掲げ、装着・登録の義務化に向けてマイクロチップ普及推進検討委員会において検討を行い、法令改正後の制度運営が円滑に行われるよう支援していくこととしている。

ウ 災害時動物救護活動については、本会から環境省に要請を行った結果、平成 25 年に環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」において、飼い主の役割として同行避難が明記され、獣医師会の役割、行政との連携についても解説されている。

本会では、緊急災害時動物救援対策検討委員会等において、各地区からの要望も踏まえて、「災害時動物救護の地域活動ガイドライン」を作成するとともに、日本獣医師会としての対応を含めた新たな体制整備のための「日本獣医師会災害対策マニュアル」を策定することとしている。今後はマニュアル等に基づき、本会の支援により開設した九州災害時動物救援センターを活用しながら、広域的な緊急災害時の動物救護活動における対応についてさらに論議を深め、VMAT の養成・認定等に関する対応等具体的な対策を講じていくこととする。

エ 学校動物飼育支援活動については、獣医学術学会年次大会の場で関係者の意見交換の場を設けてきた。本件については、今後も学校動物飼育支援検討委員会において各地区からの要望を踏まえて検討を進め、その結果に基づいて対応を図ることとしている。

オ 野生動物対策については、前期の委員会の報告書として「保全医学の観点を踏まえた野生動物対策の在り方」が提出され、その内容については、平成 30 年度獣医学術学会年次大会（神奈川）におけるシンポジウムにおいて報告され、野生動物医学会等の関係学術団体においても理解が進

んでいる。今後、関係学術団体等と連携しながら、引き続き本会提言内容の普及と実践に向けた支援を継続することとしている。

カ 犬の飼育頭数の減少が指摘される中で、ペット関連業界を中心にその対策が協議されている。本会においても、家庭動物飼育健全化検討委員会における検討結果を踏まえて、関連企業、団体と連携を図り、安心して動物と暮らし続けられる環境整備のための対策を実施するとともに、動物とともに暮らす効果・効能について普及啓発を行っていくこととしている。

キ 今後、実効性ある動物福祉・愛護活動、野生動物対策及び家庭動物飼育の普及対策を円滑かつ適切に展開するためには、国民の理解・支援を得ることが重要であり、動物感謝デー in JAPAN 等の機会を活用して、本会・地方獣医師会の活動等を介して普及・広報活動を行いながら、関係機関等に提言を行っていくこととしている。

#### (6) 獣医学教育体制の整備・充実

大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学部及び獣医学研究科設置（近畿地区）

##### [ 考え方・対応等 ]

ア 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、国際水準を目指した獣医学教育の改善と充実であり、これまで、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するよう要請活動を実施してきたところであり、大阪府立大学における獣医学部及び獣医学研究科への整備についても支援する立場にある。

イ 平成 29 年度から開始された参加型臨床実習及び家畜衛生・公衆衛生実習については、関係者で構成される「獣医学実践教育推進協議会」を通じて実習環境の整備等に積極的に協力し、調整・支援することにより、我が国獣医学教育の整備・充実に向けた取組みを促進することとしている。

#### (7) 獣医療提供の質の確保等

ア 獣医療提供の質の確保

- ・管理獣医師の社会的認知に向けた環境整備（東北地区）
- ・社会のニーズに応え得る「良質かつ高度な獣医療供給体制」の確立（関東・東京地区）
- ・動物看護師の公的資格化の早期実現（近畿地区）
- ・獣医療法第 17 条（広告制限）及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し（中国地区）
- ・生産獣医療を通じた畜産の支援（九州地区）

イ 家畜共済制度の充実・強化

- ・家畜共済制度の運営基盤の充実・強化（九州地区）

##### [ 考え方・対応等 ]

ア 獣医療提供の質の確保対策については、関係機関に対し、チーム獣医療の整備の推進、農業共済制度の改善、生産獣医療及び農場 HACCP の普及等に関する知識、技術を備えた管理獣医師の養成等について要請を行ってきた。

イ 具体的には、農林水産省から獣医療提供体制整備推進総合対策事業を受託し、飼養衛生管理基準に関する普及啓発、管理獣医師の育成・確保等に努めているところである。また本事業においては、新規獣医師に対する職業倫理及び関係法令並びに管理獣医師の養成等に係る講習会等を開催している。

ウ 動物看護師の国家資格化については、チーム獣医療提供体制整備の一環として関係機関等への要請を実施してきた結果、本件に係る法律制定に向けて国会議員の間で検討が行われている。本会としては、日本獣医師連盟と連携しながら今後の動向を注視し、国家資格化の実現、獣医師と



愛がん動物看護師等の役割分担、及び獣医療提供体制の整備に向けて取り組んでいく。

エ また、動物飼育者の求める高度で多様な獣医療提供体制を整備するためには、かかりつけ獣医師等のいわゆる総合的獣医療、各分野の専門的獣医療の提供について具体的な検討を行う必要があると思われ、令和元年度においては、事業推進特別委員会として総合獣医療・専門獣医療提供体制整備検討委員会を設置して対応していくこととしている。

オ 獣医療広告違反等については、すでに農林水産省に要請済みであるが、関係委員会等で協議の上、必要に応じて要請活動等を実施することとしたい。また、医療における広告規制の状況、家庭動物の飼い主をはじめとした国民の情報提供に対する要望等もあり、これらを考慮した獣医療広告規制の在り方についても農林水産省と協議していく必要がある。また、小動物獣医療におけるインフォームドコンセントの実施等に関する普及啓発を行い、適正な獣医療提供体制の構築に努めることとしている。

カ 家畜共済制度については、今般の制度改正を踏まえ、制度基盤強化のための抜本的な家畜診療所の運営改善に向けて、例えば、生産獣医療を含む農場衛生管理技術の提供等も含め、多角的な収入源の確保等について、産業動物臨床・家畜共済委員会において検討を行い、対応を講じていく。

#### (8) 「獣医療情報ネットワーク」の構築 (UMIN の利用) (中部地区)

[ 考え方・対応等 ]

ア インターネット上の情報ネットワークの利用については、本会ではすでに UMIN を活用して、獣医学術学会年次大会のホームページの作成と情報の提供、一般演題の登録、学会としてのメールアドレスの利用を行っている。また、日本獣医師会雑誌の全ての掲載学術論文は、独立行政法人科学技術振興機構が運営する J-STAGE に公開されている。

イ J-STAGE では、1885 年以降に本会及び日本獣医学会が発行した雑誌を電子公開しており、だれでも閲覧できる。J-STAGE で公開された論文は、ジャパンリンクセンター (JaLC) との提携により、PubMed、CAS : Full Text Options、Crossref を介して世界中の各種学術情報サービスで公開されている論文と引用・被引用の際にリンクされ、獣医師や関連分野の人々に利用されている。

ウ また、海外に向けに英語版ホームページを整備し、インターネットを通じた国際交流活動を図ることとしている。

#### (9) 日本獣医師会の組織体制及び運営

ア 日本獣医師会負担金 (会費) の軽減 (中部地区)

イ 公益法人の収支相償等の制約の見直し (中部地区)

[ 考え方・対応等 ]

ア 本会では、マイクロチップ普及事業、アジア地域獣医師研修等国際関係業務、災害対応、動物看護師の国家資格化等の制度改正等、業務が増大し、獣医学術学会開催費、動物感謝デー開催費等の負担もあり、近年決算において赤字が継続しており、このような中で、本会会費の引下げを行う状況にはない。

イ 本会としては、収支の改善、魅力ある情報の提供等を目的として事業のスクラップアンドビルドを行うとともに、本会と地方獣医師会との業務分担の明確化、マイクロチップの装着・登録の義務化を踏まえ、狂犬病予防事業の一括受託等地方獣医師会における円滑な業務運営を支援しつつ、公益事業の拡大を図るための対策を検討したいと考えている。

ウ 公益法人会計における収支相償の制約については、本会も苦慮してきたところであり、公益目的事業の一本化等により対応してきた。本件は公益法人制度の眼目の一つであり、現状での本会単独の働きかけによる制度変更は非常に困難であると思われるが、社会情勢、世論の動向等を見据えながら対応を図っていくこととしたい。

## ウ 狂犬病等共通感染症対策

### (ア) 狂犬病予防対策

#### a 普及・啓発対策

- (a) 平成 31 年 3 月、平成 31 年度の狂犬病予防注射期間に備え、厚生労働省の施策推進に協力するため、同省と本会の連名表記による狂犬病予防注射普及・啓発ポスターを作製し、地方獣医師会を通じて小動物診療施設を介しての広報活動を実施した。

### (イ) 共通感染症対策及び薬剤耐性 (AMR) 対策

#### a 鳥インフルエンザ等の共通感染症対策

- (a) 農林水産省消費・安全局長からの通知を受けて、平成 30 年 10 月 3 日付け 30 日獣発第 179 号「平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について」を地方獣医師会会長あてに通知し、平成 30 年 4 月に公表された「平成 29 年度における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」の提言を踏まえ、渡り鳥の本格的な飛来シーズンを迎えるに当たり、本病の円滑な防疫対策の実施への協力とともに、本会会員等に対する都道府県の家畜防疫員による飼養衛生管理の確認のための立入検査、定点モニタリング及び強化モニタリングの検査対象農場の選定等への協力を依頼した。

- (b) 環境省自然環境局野生生物課長からの通知を受けて、平成 30 年 10 月 17 日付け 30 日獣発第 196 号「野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について」を地方獣医師会会長あてに通知し、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づく高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について関係者への周知を依頼した。

- (c) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、平成 30 年 10 月 26 日付け 30 日獣発第 207 号「千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、千葉県で採取された野鳥の糞便から今季初めてウイルスが確認されたことを受け、畜産関係者への情報提供、本病の侵入防止並びに飼養家さんの異状の早期発見・通報の徹底、本病発生時の初動対応の確認等の対策を依頼した。

- (d) 農林水産省消費・安全局動物衛生課長からの通知を受けて、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 日獣発第 317 号「鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について」を地方獣医師会会長あてに通知し、鳥取県において野鳥の生体及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたことを踏まえ、本病のまん延防止への協力を依頼した。

#### b 薬剤耐性 (AMR) 対策

- (a) 平成 30 年 7 月 25 日付け 30 日獣発第 127 号「薬剤耐性 (AMR) 対策等に関する小動物診療施設に対する調査の実施について」により、次の調査等を実施した。①農林水産省消費・安全局畜産安全管理課長からの通知により健康な伴侶動物由来の薬剤耐性菌モニタリング調査についての協力依頼があったことを受けて、地方獣医師会からの協力施設の推薦を依頼した。推薦された施設については、取りまとめて農林水産省に情報提供した。②One Health 推進特別委員会の薬剤耐性 (AMR) 対策推進検討委員会において、小動物診療施設における抗菌性医薬品の使用実態を把握する必要性が提起されたことを受け、地方獣医師会からの協力施設の推薦を依頼し、推薦された施設に対して小動物獣医療における抗菌性医薬品使用実態調査を実施し、結果を取りまとめた。

- (b) 内閣官房「薬剤耐性 (AMR) 対策推進国民会議」(座長：毛利衛日本科学技術未来館館長) の第 3 回会合が平成 30 年 11 月 21 日に開催され、境専務理事が出席した。

- (c) 日本獣医師会雑誌において、農林水産省の協力により、平成 28 年 9 月号から連載しているシリーズ企画「動物用抗菌性物質を取り巻く現状」を継続して掲載し、薬剤耐性 (AMR) 対策の周知徹底に努めた。

c 関連シンポジウムの開催

(a) 平成 30 年 11 月 16 日、日本医師会館において、本会と公益社団法人日本医師会の主催、厚生労働省及び農林水産省の後援による連携シンポジウム「家庭内ワンヘルスの取組み—人と動物における薬剤耐性 (AMR) の実態と課題—」を賀来満夫東北大学教授、田村豊酪農学園大学教授を座長として開催した。講演の内容は次のとおり。

ワンヘルスに関する連携シンポジウム

「家庭内ワンヘルスの取組み—人と動物における薬剤耐性 (AMR) の実態と課題—」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	人から分離されるキノロン耐性菌の現状	石井 良和	東邦大学医学部微生物・感染症学講座教授
2	医療における基質特異性拡張型 $\beta$ -ラクタマーゼ産生菌の現状	遠藤 史郎	国際医療福祉大学塩谷病院教授・感染制御部長 (内科)
3	医療で重要なペット由来薬剤耐性大腸菌	佐藤 豊孝	札幌医科大学医学部微生物学講座助教授
4	小動物臨床領域での耐性菌の現状	村田 佳輝	公益社団法人千葉県獣医師会、むらた動物病院院長
5	薬剤耐性 (AMR) 対策アクションプランに基づく JVARM (Japanese Veterinary Antimicrobial Resistance Monitoring System) の強化について —愛玩 (伴侶) 動物のモニタリングの取組—	川西 路子	農林水産省動物医薬品検査所主任研究官
6	動物から分離される <i>Clostridioides (Clostridium) difficile</i> の検出状況とヒトとの関連	臼井 優	酪農学園大学准教授

(b) 平成 31 年 2 月 9 日、日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (神奈川) において、本会と公益社団法人日本医師会及び厚生労働省による連携シンポジウム「One Health シンポジウム—ヒトと動物の現状と課題、その対策—」が釜菴敏日本医師会常任理事、酒井健夫日本獣医師会副会長を座長として開催され、医師と獣医師の連携による共通感染症対策に関する最新の知見が紹介された。講演の内容は次のとおり。

ワンヘルスに関する連携シンポジウム

「One Health シンポジウム—ヒトと動物の現状と課題、その対策—」

No.	講演テーマ	講演者氏名	所属等
1	〔基調講演〕動物由来感染症のワンヘルス・アプローチについて～獣医師会から見た連携の取組み状況	井上 亮一	公益社団法人横浜市獣医師会会長
2	ダニ媒介感染症の生態リスク評価と管理～SFTS も含めて	五箇 公一	国立環境研究所生物生態系環境研究センター生態リスク評価・対策研究室室長
3	カプノサイトファーガ感染症の現状と課題～動物由来カプノサイトファーガ感染症と動物咬傷の対応～	小田 智三	公立昭和病院感染症科部長事務代理
4	カプノサイトファーガ感染症の現状と課題～動物由来感染症としてのカプノサイトファーガ感染症～	鈴木 道雄	国立感染症研究所獣医科学部第一室主任研究官

## エ 勤務獣医師の処遇改善対策

これまでの処遇改善に向けた取組みの結果、獣医師職員の初任給、初任給調整手当、調整額等の処遇や獣医師職員の職場環境改善が図られる一方、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員と他の6年制教育専門職との処遇面の格差は依然として大きいことから、その改善に向けた要請活動等を行った。

平成30年9月25日付け30日獣発第171号により、全国家畜衛生職員会からの依頼を受け都道府県勤務獣医師の人材確保のための処遇改善対策の充実を各都道府県知事あて要請した。

平成30年9月6日付け兵獣発第48号により、兵庫県獣医師会長及び本会会長の連名により兵庫県知事及び兵庫県人事委員会委員長あて公務員獣医師が担っている業務の県民生活における重要性と、地方自治の趣旨に鑑み、医師等に準じた獣医師独自の給料表の創設と現行の本俸を一律増額及び本措置の恒久的な対応について要請した。

また、平成30年7月23日付けで地方獣医師会あて、平成28年度以降の都道府県における公務員獣医師処遇改善の実施状況について調査を依頼し、回答を一覧に取りまとめ、今後の要請活動における活用のため8月24日付けで地方獣医師会へ送付した。

## オ 獣医学教育の整備・充実

(ア) 本会における獣医学教育の整備・充実に向けた取り組み支援のあり方等については、学術・教育・研究委員会において、①獣医学教育の整備状況の検証と支援について、②国際交流の推進と本会の役割について、③生命倫理ガイドラインの策定についてをテーマとして、検討を行った。

(イ) 平成30年9月10日に開催された第109回全国大学獣医学関係代表者協議会に職員が出席した。

(ウ) 平成31年3月29日に開催された第110回全国大学獣医学関係代表者協議会に酒井副会長が出席した。

## (3) 事業の推進に係る諸会議の開催

本会の公益目的事業の運営に関する連絡及び調整並びに情報交換、意見交換を行い、もって事業の円滑な運営を図ることを目的に、以下の関係会議を開催した。

### ア 全国獣医師会会長会議

(ア) 日時・場所：平成30年11月30日(金)・10:00～、パレスホテル東京・「葵」

(イ) 議長：高橋三男(埼玉県獣医師会会長)

副議長：玉井公宏(和歌山県獣医師会会長)

(ウ) 議事：

[説明・報告事項]

a 北海道胆振東部地震に関する件

b 日本獣医師会創立70周年記念行事に関する件

c 2018動物感謝デーin JAPAN “World Veterinary Day” の開催に関する件

d 日本獣医師会獣医学術学会年次大会の開催に関する件

e 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件

f プライバシーマーク取得に関する件

g 世界獣医師会、アジア獣医師会連合等の活動報告に関する件

h その他の報告・連絡事項

[連絡事項]

a 当面の主要会議等の開催計画に関する件

b 日本獣医師連盟の活動報告

### イ 全国獣医師会事務・事業推進会議

(ア) 日時・場所：平成30年7月13日(金)・14:00～、明治記念館・「曙」

(イ) 議事：

[日本獣医師会説明事項]

a 平成30年度事業計画

- b 日本獣医師会創立 70 周年記念行事
- c 獣医学術学会事業関係
  - (a) 学会組織と事業運営の状況
  - (b) 獣医学術学会年次大会・同地区学会の開催
- d 獣医学術講習会研修会事業
- e 獣医療提供体制整備推進総合対策事業
- f 獣医師生涯研修事業
- g 獣医事対策等普及啓発事業
  - (a) 2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催
  - (b) 日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞事業
- h 動物福祉適正管理施策支援事業
  - (a) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業
  - (b) 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応
- i 小動物獣医療に関する AMR モニタリング等の調査の実施について
- j 部会委員会等運営事業
- k 獣医療証明様式提供事業
- l 日本獣医師会獣医師福祉共済事業
  - (a) 生命共済保険事業
  - (b) 獣医師賠償共済事業
- m その他

[決議要望事項・照会事項]

- a 平成 29 年度地区大会決議・要望事項等に対する対応
- b 地方獣医師会照会事項

[日本獣医師連盟活動報告]

日本獣医師連盟 委員長 北村直人

[研修会]

「個人情報の取扱いとプライバシーマーク取得に向けた日本獣医師会の取組み」  
 講師 SOMP0 リスケアマネジメント 上席コンサルタント 西出三輝

## 2 獣医師・獣医療倫理向上対策事業

### (1) 獣医師職業倫理の向上対策

- ア 高度専門職業人である獣医師として、法令遵守をはじめとするコンプライアンスの確保等職業倫理対策の推進に資することとして定めた「獣医師倫理綱領」に加え、獣医師が獣医師会活動を推進するに当たり、その指標とする理念等と獣医療に係る国際動向等を併せ踏まえて平成 22 年に定めた「獣医師会活動指針」の普及・啓発に努めた。また、獣医師倫理に係る資料を集大成した獣医師倫理関係規程集を獣医学系大学等に配布し、獣医師倫理教育における活用を推進した。
- イ 獣医師法、獣医療法、薬事法等の関係法令に係る情報等について、地方獣医師会会長あて通知、日本獣医師会雑誌やインターネットホームページへの掲載等を行い、情報の逐次提供と法令順守の徹底を要請した。
- ウ 獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した獣医療提供体制整備推進総合対策事業の中で、本会が協議会会員として分担実施した新規獣医師臨床研修促進事業において、新規獣医師を対象として、臨床現場で十分な力を発揮するための生産農家とのコミュニケーションスキル、社会の信頼に応え、専門職としての倫理観を養成するための職業倫理、関係法令等に関する技術研修を開催した。
- エ 平成 30 年度においては、2 名の獣医師が児童ポルノ禁止法違反、銃刀法違反、火薬類等取締法違反で罰金以上の刑罰に処せられ、獣医師法第 8 条第 2 項の規定に基づく行政処分が行われ

たことを受け、平成 30 年 9 月 13 日付け 30 日獣発第 161 号により、地方獣医師会会長に対して獣医師が社会的信頼に応え、獣医師倫理の指導に一層の協力を求める旨要請を行った。

## (2) 適正獣医療提供の確保対策

適正獣医療の提供を確保するため、獣医師法等の関係法令に基づく法定事項証明様式（予防接種証明書（A 様式・B 様式）、動物用医薬品指示書、出荷制限期間指示書等）を作成し提供した。

## 3 熊本地震動物救援施設整備事業

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震に際し、犬猫等を飼養する被災飼い主の方々の復旧・復興活動を支援するため、そのペット（犬・猫）を緊急に一定期間預かることとして設置した「熊本地震ペット救援センター」は、「九州災害時動物救援センター」と改称し、災害時には、被災飼い主からの犬猫の一時預かり及び預かった犬猫への獣医療提供等を行い、平常時においては、使役犬（災害救助犬）の育成又は終生預かり、また、被災時動物救護ボランティア、動物看護師等の養成活動等を行うための支援事業を実施している。本施設の運営・管理状況を平成 30 年 8 月 31 日に職員が現地にて確認するとともに、本会が当センターの運営・管理に係る業務を一般社団法人九州動物福祉協会に委託し、適正な運営・管理等に努めた。

## 4 動物福祉適正管理施策支援事業

### (1) 動物適正管理個体識別登録等普及推進事業

動物愛護管理法の趣旨を踏まえ、動物の所有者の意識向上等を通じての動物の適正な飼育管理の徹底や、飼育動物の逃走・盗難及び災害被災時の飼育者への復帰を容易にすること等を目的に、所有明示のための個体識別措置としてのマイクロチップの装着の普及と、装着したマイクロチップに基づく動物個体情報の登録やその登録情報照会対応などの動物適正管理個体識別登録等普及推進事業を実施した。平成 30 年度における動物個体識別登録システムへの登録数は 246,917 件（前年度 225,363 件）であり、累計登録数は 1,968,163 件となった。

本会と動物愛護公益 3 団体とで構成する動物 ID 普及推進会議（AIPO）〔幹事長代理：藏内勇夫日本獣医師会会長〕が連携し、動物愛護イベント等において犬のマスコットキャラクターを使用したノベルティを作成し普及啓発イベント等で配布し、動物個体識別措置の普及・啓発を図った。AIPO 幹事会については、平成 31 年 3 月 13 日に開催し、今後のマイクロチップの普及について協議を行った。

また、地方会から本会に申込書を直接送付して登録申請する「地方会方式」を推進し、新たに 3 地方会の参入により、累計で 19 地方会となった。さらに、マイクロチップ普及推進事業に係る支援を希望する 35 地方会に対して合計で 2,835 本のマイクロチップの手配を行うとともに製薬会社等の寄付金により、50 台のマイクロチップリーダーを購入し、環境省の協力を得て、自治体等に配布し活用を願った。ISO 規格動物用電子タグ協議会〔会長：石原哲雄（(公社)畜産技術協会専務理事）〕に参画し、コード体系の体制整備に寄与した。

### (2) 日本動物児童文学賞事業

動物愛護管理法の目的及び基本原則等の趣旨に則り、次代を担う子供たちが文学を通して正しい動物愛護の思想を身につけることができるよう、動物の福祉・愛護に関するより良い文学作品を広く募集し、選考・審査の上、入賞作品を日本動物児童文学賞として決定し表彰・公表するとともに特に優れた作品を普及させることにより、児童の健全な育成と豊かな人間性を涵養することを目的として実施した。

本年度は、第 30 回としての作品募集を行った結果 104 作品の応募があり、一次審査を経て、二次審査として、平成 30 年 7 月 11 日開催の第 30 回日本動物児童文学賞審査委員会（委員長：日

本獣医師会理事・木村芳之動物福祉・愛護部会長)において、日本動物児童文学大賞 1 点及び同賞優秀賞 2 点並びに同賞奨励賞 5 点を決定し、平成 30 年 9 月 15 日開催の平成 30 年度動物愛護週間中央行事屋内行事の場において大賞及び優秀賞受賞者に対する表彰式を行った。また、受賞者氏名等を本会ホームページ上で公表するとともに、日本獣医師会雑誌 71 巻 11 号で掲載のうえ、「第 30 回日本動物児童文学賞受賞作品集」を作成し、地方獣医師会を通じ小学校、図書館等に無償配布した。

【日本動物児童文学賞大賞】

「大切な時間」 マワルツタ (奈良県)

【日本動物児童文学賞優秀賞】

「泣き虫だったぼく」 ゴン太 (北海道)

「パイの飛んだ空」 セツ樹 七香 (熊本県)

【日本動物児童文学賞奨励賞】

「優太の夢」 西村 一江 (山口県)

「名前を呼んで！」 樹葉 (兵庫県)

「ポニー・ノート」 村上 あつこ (東京都)

「コイの観察日記」 大谷 誠 (大阪府)

「ゾウのTシャツ」 小野 みふ (東京都)

## 5 獣医事対策等普及啓発・助言相談・情報提供対応事業

### (1) 普及啓発活動事業

#### ア 動物感謝デー in JAPAN の開催

平成 30 年度に開催した 2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催状況は次のとおり。

#### 《 2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day” の開催概要 》

#### 1 趣 旨

人と動物の共生社会の構築がクローズアップされる中、動物の保健衛生の向上、動物関連産業の発展、公衆衛生の向上を任務とする獣医師が、今後も社会的要請に応え、動物医療の質の向上を確保していくためには、国民的理解が不可欠であるため、獣医師の果たすべき役割の一層の社会的理解の情勢に資することとして、平成19年から毎年秋に開催している市民参加イベント「動物感謝デー」について、12 回目となる本年度は、東京都世田谷区の二子玉川ライズ及びイッソコムホールを開催場所として、地方獣医師会の参加協力、関係省庁・獣医師関係団体の後援、動物関連企業の協賛、関係団体・獣医学系大学の協力の下、「2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」として開催した。

なお、本催事は、世界獣医学協会が提唱する国際的イベントである“The World Veterinary Day”と趣旨を同じくするものとして実施した。

#### 2 開催テーマ

— 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。—

#### 3 開催主体等

(1) 主 催：公益社団法人 日本獣医師会

(2) 後 援：農林水産省 環境省 厚生労働省 文部科学省 外務省 国土交通省観光庁  
内閣府食品安全委員会 東京都 世田谷区  
公益社団法人日本獣医学会 公益社団法人日本動物病院協会

一般財団法人動物看護師統一認定機構  
一般社団法人日本動物看護職協会 World Veterinary Association  
ヒトと動物の関係学会 AIPO（動物 ID 普及推進会議）

- (3) 特別協賛：共立製薬株式会社、日本全薬工業株式会社、ロイヤルカナンジャパン合同会社、  
ベーリンガーインゲルハイム アニマルヘルスジャパン株式会社
- (4) 協 賛：アニコム損害保険株式会社、イオンペット株式会社、株式会社スタジオタカノ、  
千寿製薬株式会社、デビフペット株式会社、パナソニック株式会社、  
フジタ製薬株式会社、楽天株式会社、楽天少額短期保険株式会社、  
株式会社アグリズ、日清ペットフード株式会社、森久保薬品株式会社、  
株式会社安田システムサービス、損害保険ジャパン日本興亜株式会社、  
日生研株式会社、株式会社緑書房、株式会社インターズー、  
ペットライブラリー株式会社、ユニ・チャーム株式会社、ライオン商事株式会社
- (5) 協 力：全国 55 地方獣医師会、日本中央競馬会、公益財団法人日本小動物医療センター、  
公益財団法人日本動物愛護協会、公益財団法人馬事文化財団（馬の博物館）、公益  
社団法人全国農業共済協会、公益社団法人畜産技術協会、公益社団法人中央畜産  
会、公益社団法人日本愛玩動物協会、公益社団法人日本聴導犬推進協会、公益社  
団法人 Knots、一般財団法人生物科学安全研究所、一般財団法人ペット災害対策推  
進協会、一般社団法人家庭動物愛護協会、一般社団法人ジャパンケネルクラブ、  
一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人日本家畜人工授精師協会、一般社団  
法人日本養豚開業獣医師協会、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日  
本ペット用品工業会、特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会、特定非営利  
活動法人野生動物救護獣医師協会、福岡県畜産農業協同組合、狂犬病臨床研究  
会、農場どないすんねん研究会（NDK）、放鷹義塾・STOOPER falconry、学校法人  
シモゾノ学園／国際動物専門学校・大宮国際動物専門学校、ヤマザキ動物看護大  
学、日本獣医学生協会、北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京  
農工大学、岐阜大学、鳥取大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪府立大  
学、酪農学園大学、北里大学、日本獣医生命科学大学、日本大学、麻布大学

#### 4 開催日時及び場所

平成 30 年 12 月 1 日(土) 10～17 時  
二子玉川ライズ及びイッツコムホール（東京都世田谷区）

#### 5 参加人員

イベント運営委託会社発表 40、341 人

#### 6 開催内容

開会式では、藏内勇夫会長挨拶、来賓のジョンソン・チャン世界獣医師会会長、森英介自由民  
主党獣医師問題議員連盟幹事長・衆議院議員、中野洋昌公明党獣医師問題議員懇話会副会長・公  
明党動物愛護管理推進委員会委員長・衆議院議員、渡辺美知太郎財務大臣政務官・参議院議員、  
武見敬三参議院議員、石川清康農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、長田 啓環境省自  
然環境局総務課動物愛護管理室長、磯貝達裕厚生労働省健康局結核感染症課感染症情報管理室  
長、矢田真司内閣府食品安全委員会事務局総務課長の挨拶、特別協賛者等来賓の紹介、祝電披  
露、日本全薬工業株式会社及びベーリンガーインゲルハイムアニマルヘルスジャパン株式会社か  
ら本会に 200 万円が贈呈されたセーブペットプロジェクト寄付金授与式が行われた。続いて放鷹  
義塾により、開会宣言のメッセージを携えた鷹が客席脇から、砂原和文副会長のもとへ飛んで行  
く演出が行われ、砂原副会長から開会が宣言された。

ホールステージでは島根県獣医師会及び島根県の協力による人気ご当地キャラクター「しまね  
っこ」のダンスステージ、中央畜産会ステージ「農場 HACCP って何?」、日本獣医学生協会による  
全国の獣医学系大学の魅力を獣医学生が学園祭の雰囲気さながらに紹介する「あにまる学園祭」、



農場どないすねん研究会の協力により獣医師の仕事と役割を紹介する「知っていますか？ 獣医師の仕事」が開催された。

ガレリアステージでは、会場を訪れた自由民主党三原じゅん子参議院議員からの激励挨拶、「しまねっこ」によるPRステージ、家庭動物愛護協会によるドッグダンス、ジャパンケネルクラブによる災害救助犬の紹介、聴導犬推進協会による聴導犬の紹介、本会がマイクロチップの大切さをクイズ形式で紹介する「家族の絆— マイクロチップ “AIPO 君と一緒に〇×ゲーム”」が開催された。

展示コーナーでは、本会が獣医学生協会及び家庭動物愛護協会等の協力を得て実施した「1日獣医師体験コーナー」に整理券待ちの列が絶えず、体験した子どもたちは獣医学生の指導を受けながらの聴診体験に瞳を輝かせていた。日本中央競馬会と馬事文化財団・馬の博物館による「馬とのふれあい写真撮影」、「馬の工作・お絵かきコーナー」には家族や友人とともに馬とふれあう多数の来場者が訪れ、全国の獣医学系大学がブース出展した「獣医学系大学コーナー」では各地の大学のブースに将来獣医師を目指す児童・生徒が相談に訪れた。また、東京農工大学の動物ふれあいコーナーは終日人気を集めた。この他、パネル等を用いた各企業・団体の活動紹介、さらに「各都道府県市獣医師会コーナー」では東北地区獣医師会連合会、中国地区獣医師会連合会、公益社団法人栃木県獣医師会、公益社団法人千葉県獣医師会、九州地区獣医師会連合会、公益社団法人東京都獣医師会が出展し、各地の取組みが紹介されるとともに、飲食物の提供を行ったブースでは各地の特産品を賞味しようとする来場者が列をなしていた。また、東京都獣医師会の協力により動物救護所が設置され、万に備えた。

すべてのプログラムの最後にホールステージで行われた閉会式では、鳥海 弘関東地区理事・動物感謝デー企画検討委員会委員長から、閉会挨拶として、本年のイベントが盛会裏に終了することへの御礼が述べられた。続いて北村直人日本獣医師会顧問・日本獣医師連盟委員長から閉会が宣言された。

#### イ 動物愛護週間中央行事の開催

動物愛護週間は、広く国民の間に、命ある動物の愛護と適正な飼養について理解と関心を深めるために設けられているもので、国及び地方公共団体は週間にはその趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならないこと、また、その実施期間は毎年9月20日から9月26日までとすることが「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定められている。

本年度も、国及び東京都、台東区並びに動物愛護団体等で構成する中央行事実行委員会に構成団体として参画し、東京都内で開催された「動物愛護週間中央行事」を実施した。

### 《平成30年度動物愛護週間中央行事の開催状況》

#### 1 開催テーマ

[スローガン] 「いのち輝け人と動物の愛の輪で」  
[テーマ] “知っていますか？動物愛護管理法”

#### 2 開催概要

(1) 屋内行事：平成30年9月15日(土) 午後1時～午後5時30分

台東区生涯学習センター ミレニアムホール

実行委員会各構成団体による表彰式では、本会は「第30回日本動物児童文学賞表彰式」を実施した。続いて、長田啓 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長による講演「動物愛護管理法の歴史と現状」、山口千津子氏による基調講演「真に『人と動物がともに幸せに暮らす社

会』をめざして」、浅野明子氏による講演「事例で見る動物愛護管理法」が行われ、引き続き、パネルディスカッション「人と動物の共生する社会の実現に向けて」が開催された。（参加者：83名）

ア 第30回日本動物児童文学賞表彰式

本年度の大賞及び優秀賞受賞者に対して、環境省から環境大臣賞を、本会から大賞・優秀賞を、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及びアニコム損害保険株式会社から副賞を授与した。

イ 動物愛護講演・パネルディスカッション

(ア) 講演「動物愛護管理法の歴史と現状」

講師：長田啓氏（環境省自然環境局総務課動物愛護管理室長）

(イ) 講演「真に『人と動物がともに幸せに暮らす社会』をめざして」

講師：山口千津子氏（公益社団法人日本動物福祉協会顧問）

(ウ) 講演「事例で見る動物愛護管理法」

講師：浅野明子氏（弁護士）

(エ) パネルディスカッション「人と動物の共生する社会の実現に向けて」

①「動物の共生って何？」

②「動物愛護って何？」

③「適切な管理って何？」

コーディネーター：越村義雄氏（一般社団法人人とペットの幸せ創造協会会長）

パネリスト：山口千津子氏（公益社団法人日本動物福祉協会顧問）

浅野明子氏（弁護士）

金谷和明氏（東京都動物愛護相談センター所長）

佐伯潤氏（公益社団法人大阪府獣医師会会長/くずのは動物病院院長）

新島典子氏（ヤマザキ動物看護大学准教授）

(2) 屋外行事：平成30年9月22日(土) 午前11時～午後4時

東京・上野恩賜公園不忍池蓮池周辺

野外ステージでは、動物愛護セレモニーを始め、荒井隆嘉氏による犬のしつけ方教室、〇×クイズ大会、照英さん・長与千種さん・森泉さんによるトークショー、黒澤泰氏による講演「地域猫ってなんだろう?」、芸大猫と地域との共生を考える会（東京藝術大学）によるコンサート等が行われ、各展示ブース・広場等では、東京都動物愛護相談センターのお仕事紹介、こども広場、スタンプラリー等、各種の催しが行われ、来場者は約5,000名であった。

本会は、実行委員会構成団体として、事前の各種会議に参画するとともに、動物愛護セレモニーでは、境政人専務理事が出席したほか、司会進行を担当した。

また、ブース展示では、インフォメーションブース、動物お絵かきコーナー、マイクロチップの普及啓発コーナーを担当した。

ウ インターペットへの参加

平成30年3月29日から4月1日までの4日間、東京ビッグサイトにおいて、一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン株式会社主催により開催された「第8回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～」に参加した。

ブース出展のほか、本会主催ステージ企画及びアリーナにおけるキッズ獣医師体験を実施した。開催状況は次のとおり。

## 《 第8回インターペット～人とペットの豊かな暮らしフェア～の開催概要 》

平成 30 年 3 月 29 日(木)から 4 月 1 日(日)までの 4 日間、東京ビッグサイトにおいて、(一社) ペットフード協会、(一社) 日本ペット用品工業会及びメッセフランクフルトジャパン(株)主催による「第 8 回インターペット ～人とペットの豊かな暮らしフェア～」が開催された。22 の国と地域から 502 の出展者を集めた同イベント 4 日間の来場者は 42,066 人、犬や猫等のペットも 16,455 頭が飼い主とともに訪れ、会場は大いに賑わった。本会として 5 回目の参加となる今回は、昨年に引き続き、ブース出展、本会主催ステージ企画及びアリーナにおけるキッズ獣医師体験を実施した。3 月 31 日(土)には、本会主催のステージ企画とアリーナ企画であるキッズ獣医師体験が行われた。会場内の特設ステージでは、2 つの企画が開催された。

「大切な家族の一員、高齢動物に向き合う最新の獣医療」では、本会の酒井健夫副会長を座長・進行役として、今後増加すると思われる高齢動物に対する獣医療を紹介し、高度医療を受ける動物のクオリティー・オブ・ライフを考える企画が催された。パネリストとして 4 名が登壇し、上地正実 JASMINE (ジャスミン) どうぶつ循環器病センター院長からは「人とは違う？犬猫の老齢期循環器病」、佐藤れえ子 岩手大学小動物病態内科学研究室教授からは「高齢動物の腎臓病」、星野有希岩手大学小動物外科学研究室准教授からは「腫瘍を知り腫瘍と向き合うために」、北川勝人日本大学獣医神経病学研究室教授からは「高齢動物の脳神経病に対する取り組み」をテーマに講演され、全員によるパネルディスカッションが行われた。会場の参加者からも盛んに質問がなされ、パネリストによる真摯な回答が大変好評であった。

「心のバリアフリー”東京オリンピック・パラリンピックに向けて”では、本会の村中志朗副会長を座長・進行役として、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、オリンピック・パラリンピック選手たちを精神的に支える動物たちの存在を紹介するとともに、「心のバリアフリー」をキーワードとしてよりよい社会の実現について考える企画が開催された。ゲストには元フィギュアスケート選手の安藤美姫氏、障がい者サーフィン選手の藤原智貴氏とご令嬢、藤原氏の介助犬ダイキチ (ラブラドル・レトリバー)、エフエム世田谷のラジオ番組「ペットワンダーランド」のパーソナリティを務める東京都獣医師会理事の小林元郎氏を迎え、楽しく興味深いトークショーが開催された。

「キッズ獣医師体験」では、東京都獣医師会、家庭動物愛護協会及び同協会を通じて犬の派遣をいただいた SJD ドッググルーミングスクールの協力により、子どもたちを対象とした動物診療の模擬体験企画を開催し、85 名の参加者が小動物診療獣医師の仕事の雰囲気味わった。

出展ブースでは、平成 30 年 12 月 1 日に二子玉川ライズ他で開催される「2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」、平成 31 年 2 月 8～10 日に神奈川県において開催予定の「平成 30 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (神奈川)」、及び「女性獣医師応援ポータルサイト」に関する展示のほか、日本獣医師会の活動紹介、獣医学教育関係情報の提供、関連グッズの配布を行った。

インターペットについては、平成 31 年 3 月 28 日から 3 月 31 日までの 4 日間で開催予定である同イベントへの参加が決定し、出展ブースでは、令和元年 10 月 5 日に開催予定の「2019 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」、令和 2 年 2 月 7 日～9 日に開催予定の「令和元年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会」、及び平成 28 年から運用を開始した「女性獣医師応援ポータルサイト」に関する展示のほか、日本獣医師会の活動紹介、関連グッズの配布を予定している。

## (2) 助言相談対応事業

市民、動物関連産業界、マスメディア、その他関係機関・団体等からの電話、書面等で寄せられる獣医療、獣医学術・教育、家畜衛生、公衆衛生、動物薬事などの獣医事、動物福祉・愛護等に関する質問に対し、内容に応じて、専門家による助言、回答、地方獣医師会、大学、他団体、関係省庁等の紹介を行った。

平成 30 年度の記録件数の内訳は、相談・照会 115 件、苦情 12 件の合計 127 件であった。

## (3) 情報等提供対応事業

### ア インターネットを活用した情報提供

日本獣医師会ホームページについて、内容の充実を図りつつ情報公開を進めた。

トップページでは「トピックス」、「新着情報」、「学会・セミナー」「人材募集」を中心に、各種情報提供に努めた。特に、「人材募集」については、ページデザインの変更のほか、検索機能を強化するなど、利便性を向上させる改修を行った。また、平成 30 年 12 月に開催した「2018 動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”」関連の広報のため、新たに別サイトを開設・公開した。

獣医事・獣医学術交流事業の推進やアジア地域臨床獣医師等総合研修事業等の国際交流活動における本会の情報提供活動として、英文ホームページを作成し、平成 31 年 3 月 28 日に公開した。

平成 30 年度農林水産省補助事業においては、女性獣医師の就業支援のため、就労環境や診療に関わる知識・技術等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合的な情報プラットフォームとして平成 27 年度に開設した「女性獣医師応援ポータルサイト」に係るコンテンツの追加を行い、e ラーニングコンテンツの充実等の情報提供を行った。

さらに、平成 16 年 5 月に発刊した日本獣医師会メールマガジン（略称：メルマ日獣）は、平成 30 年度末までに 176 号を発刊した。メルマ日獣には、会長短信「春夏秋冬」を掲載し、毎月購読者に対する会長からのメッセージを配信するとともに、同内容を本会ホームページに掲載した。また、メルマ日獣では、日本獣医師会雑誌の掲載記事の紹介やホームページに掲載した情報等、会員に有用と思われるものをコンパクトに紹介し、一部の地方獣医師会ではインターネット経由で構成獣医師に配信した。継続して会員・構成獣医師に対する配信申込の呼び掛けを行った。

### イ 動物関連映画との広報タイアップ

映画「山懐に抱かれて」（平成 31 年 4 月公開、テレビ岩手製作）を推薦し、広報協力を行った。

### ウ 情報セキュリティ対策の強化

本会ファイルサーバー等の社内ネットワークデータ、マイクロチップによる個体登録データ及び構成獣医師異動処理システムデータ等のセキュリティ確保対策として、標的型攻撃対策ソフト、通信管理ソフト及び端末管理ソフトの運用によるセキュリティ対策を図った。また、事務局全体のセキュリティレベル維持向上と第三者認証を受けることを目的として、平成 29 年度に行った JIS Q15001 個人情報保護マネジメントシステムに基づくプライバシーマークの認定申請について、平成 30 年 8 月 10 日付け文書「プライバシーマーク付与適格決定について（通知）」によりプライバシーマークの付与を可とする旨決定（付与適格決定）されたことが通知され、平成 30 年 8 月 24 日付けで本会にプライバシーマークが付与された。

### エ 獣医事等に係る関係情報の提供

平成 30 年度における獣医事等に係る関係通知の発出状況は、次のとおり。

《 平成 30 年度 獣医事関係通知の発出状況 》

通 知 件 名	文 書 番 号 等
家畜に使用するコリスチン製剤（動物用医薬品）の第二次選択薬への位置付けについて（通知） （家畜に使用するコリスチン製剤（動物用医薬品）の第二次選択薬への位置付けについて（通知））	平成 30 年 4 月 24 日付け 30 日獣発第 25 号 （平成 30 年 3 月 26 日付け 29 消安第 6703 号）
獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について （獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程の一部改正について）	平成 30 年 4 月 24 日付け 30 日獣発第 27 号 （平成 30 年 4 月 2 日付け 29 消安第 6146 号）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関連通知の改正について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正に伴う関連通知の改正について）	平成 30 年 4 月 24 日付け 30 日獣発第 28 号 （平成 30 年 4 月 2 日付け 29 消安第 6373 号）
家畜防疫対策要綱の一部改正について （家畜防疫対策要綱の一部改正について）	平成 30 年 4 月 24 日付け 30 日獣発第 29 号 （平成 30 年 4 月 2 日付け 29 消安第 6794 号）
家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布等について （家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布等について）	平成 30 年 4 月 24 日付け 30 日獣発第 30 号 （平成 30 年 4 月 2 日付け 29 消安第 6824 号）
ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について （ゴールデンウィークにおける口蹄疫等の防疫対策の徹底について）	平成 30 年 4 月 24 日付け 30 日獣発第 31 号 （平成 30 年 4 月 17 日付け 30 消安第 286 号）
農業技術の基本指針（平成 30 年改定）について （農業技術の基本指針（平成 30 年改定）について）	平成 30 年 4 月 25 日付け 事務連絡 （平成 30 年 3 月 29 日付け 事務連絡）
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 4 月 25 日付け 事務連絡 （平成 30 年 4 月 13 日付け事務 連絡）
農業保険等への加入推進に係る協力依頼について （農業保険等への加入推進に係る協力依頼について）	平成 30 年 4 月 26 日付け 30 日獣発第 32 号 （平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生産第 2432 号 29 経営第 3625 号）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 5 月 8 日付け 事務連絡 平成 30 年 4 月 25 日付け 事務連絡
「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について （「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」の一部改正について）	平成 30 年 5 月 25 日付け 30 日獣発第 67 号 （平成 30 年 5 月 10 日付け 30 消安第 232 号）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 5 月 25 日付け 事務連絡 （平成 30 年 5 月 14 日付け 事務連絡）
豚に使用するガミスロマイシン製剤のリスク管理措置について （豚に使用するガミスロマイシン製剤のリスク管理措置について）	平成 30 年 5 月 28 日付け 30 日獣発第 68 号 （平成 30 年 5 月 17 日付け 30 消安第 1017 号）
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の施行等について （絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律等の施行等について）	平成 30 年 6 月 12 日付け 30 日獣発第 82 号 （平成 30 年 5 月 28 日付け 環自野発第 1805283 号）

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知） （麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について（通知））	平成 30 年 7 月 9 日付け 30 日獣発第 115 号 （平成 30 年 6 月 20 日付け 薬生監麻発 0620 第 3 号）
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について （飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について）	平成 30 年 7 月 25 日付け 30 日獣発第 126 号 （平成 30 年 7 月 2 日付け 30 消安第 1181 号）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 7 月 25 日付け 事務連絡 （平成 30 年 6 月 29 日付け 事務連絡）
公益社団法人日本馬事協会種馬登録規程の一部改正について （公益社団法人日本馬事協会種馬登録規程の一部改正について）	平成 30 年 9 月 11 日付け 30 日獣発第 157 号 （平成 30 年 8 月 10 日付け 30 公日馬第 228 号）
獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について（依頼） （獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について（依頼））	平成 30 年 9 月 11 日付け 30 日獣発第 158 号 （平成 30 年 9 月 3 日付け 30 消安第 2920 号）
獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について （獣医師法第 8 条第 2 項に該当する獣医師の処分について）	平成 30 年 9 月 13 日付け 30 日獣発第 161 号 （平成 30 年 8 月 7 日付け 30 消安第 1136 号-2）
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 9 月 13 日付け 事務連絡 （平成 30 年 8 月 3 日付け 事務連絡）
岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う監視体制の強化について （岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う監視体制の強化について）	平成 30 年 9 月 26 日付け 30 日獣発第 176 号 （平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号）
高濃度 PCB 使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼 （高濃度 PCB 使用安定器の早期処理の徹底に係る周知依頼）	平成 30 年 9 月 26 日付け 事務連絡 （平成 30 年 9 月 6 日付け 事務連絡）
ペットフードからのサルモネラの検出について（注意喚起） （ペットフードからのサルモネラの検出について（注意喚起））	平成 30 年 9 月 26 日付け 事務連絡 （平成 30 年 9 月 13 日付け 事務連絡）
平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について （平成 30 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について）	平成 30 年 10 月 3 日付け 30 日獣発第 179 号 （平成 30 年 9 月 12 日付け 30 消安第 2974 号）
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 10 月 3 日付け 事務連絡 （平成 30 年 9 月 21 日付け 事務連絡）
動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について （動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について）	平成 30 年 10 月 11 日付け 事務連絡 （平成 30 年 9 月 28 日付け 事務連絡）
野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について （野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査の実施について）	平成 30 年 10 月 17 日付け 30 日獣発第 196 号 （平成 30 年 9 月 12 日付け 環自野発第 1809121 号）
千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について （千葉県で採取された野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について）	平成 30 年 10 月 26 日付け 30 日獣発第 207 号 （平成 30 年 10 月 22 日付け 30 消安第 3722 号）

デキサメタゾンの休業期間の延長について (デキサメタゾンの休業期間の延長について)	平成 30 年 11 月 9 日付け 事務連絡 (平成 30 年 10 月 30 日付け 事務連絡)
「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について (依頼) (「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の周知について (依頼))	平成 30 年 11 月 12 日付け 事務連絡 (平成 30 年 10 月 24 日付け 事務連絡)
第 70 回獣医師国家試験の実施について (第 70 回獣医師国家試験の実施について)	平成 30 年 12 月 5 日付け 30 日獣発第 234 号 (平成 30 年 10 月 26 日付け 30 獣審第 16 号)
岐阜県内の動物取扱業者の事業所における豚コレラ陽性事例に伴う展示動物やペットの飼養にかかる対応について (再度の注意喚起) (岐阜県内の動物取扱業者の事業所における豚コレラ陽性事例に伴う展示動物やペットの飼養にかかる対応について (再度の注意喚起))	平成 30 年 12 月 5 日付け 事務連絡 (平成 30 年 11 月 16 日付け 事務連絡)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 30 年 12 月 6 日付け 事務連絡 (平成 30 年 11 月 15 日付け 事務連絡)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 31 年 12 月 17 日付け 30 日獣発第 248 号 (平成 30 年 11 月 29 日付け 30 消安第 3907 号)
脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて (脳機能の向上等を標ぼうする医薬品等を個人輸入する場合の取扱いについて)	平成 30 年 12 月 18 日付け 事務連絡 (平成 30 年 12 月 4 日付け 事務連絡)
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について (動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について)	平成 31 年 1 月 9 日付け 事務連絡 (平成 30 年 12 月 21 日付け 事務連絡)
「消費税率の引上げに伴う価格設定について (ガイドライン)」の広報・周知等へのご協力をお願い (協力依頼) (「消費税率の引上げに伴う価格設定について (ガイドライン)」の広報・周知等へのご協力をお願い (協力依頼))	平成 31 年 1 月 16 日付け 事務連絡 (平成 30 年 12 月 18 日付け 事務連絡)
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について (飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について)	平成 31 年 1 月 21 日付け 30 日獣発第 272 号 (平成 30 年 12 月 27 日付け 30 消安第 4513 号)
「海外から渡航する補助犬使用者への対応について」に関する周知へのご協力をお願い (「海外から渡航する補助犬使用者への対応について」に関する周知へのご協力をお願い)	平成 31 年 1 月 29 日付け 事務連絡 (平成 31 年 1 月 17 日付け 事務連絡)
ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってもカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて (ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってもカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取扱いについて)	平成 31 年 2 月 28 日付け 30 日獣発第 299 号 (平成 31 年 2 月 18 日付け 30 消安第 5357 号)
鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について (鳥取県で捕獲された野鳥及び野鳥の糞便から低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について)	平成 31 年 3 月 29 日付け 30 日獣発第 317 号 (平成 31 年 3 月 14 日付け 30 消安第 6112 号)

注：( ) 内は省庁・団体・機関からの通知の件名、文書番号等

#### オ 研修用教材等の作成・提供

農林水産省の補助を受けて実施した平成 30 年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業における研修教材として、「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を修得するための技術研修」、「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」、「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」、「高度獣医療講習会」及び「女性獣医師等就業支援研修」に係る教材を作成し、活用した。

## 6 獣医事対策等国内外連携交流推進事業

### (1) 国内関係団体との交流（医師会との連携交流を含む）

#### 医師会との連携交流

平成 30 年 11 月 16 日、日本医師会館において、本会と日本医師会の主催によるワンヘルスに関する連携シンポジウム「家庭内ワンヘルスの取組み 一人と動物における薬剤耐性（AMR）の実態と課題」を、平成 31 年 2 月 9 日、平成 30 年度獣医学術学会年次大会（神奈川）の会期中に、本会、日本医師会及び厚生労働省の主催による「One Health 連携シンポジウム ーヒトと動物の共通感染症の現状と課題、その対策」を開催した。

### (2) 連携推進会議等の開催

- (ア) 平成 30 年 9 月 10 日及び平成 31 年 3 月 29 日に開催された全国大学獣医学関係代表者協議会に本会役職員が出席し、協議・意見交換を行った。
- (イ) 各地区を構成する地方獣医師会が開催する関係会議等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。
- (ウ) その他、関係機関・団体・企業等が開催する会議・行事等に本会役職員が出席し、事業推進協議・意見交換等を行った。

### (3) 獣医事・獣医学術国際交流

#### ア 世界獣医師会（WVA）、アジア獣医師会連合（FAVA）等の国際団体

- (ア) 平成 30 年 5 月 5 日～8 日、スペインのバルセロナにおいて第 34 回世界獣医師会大会が開催された。期間中、同会場において WVA 総会が行われ、酒井副会長が代表として出席した。
- (イ) 平成 30 年 4 月 10 日、5 月 25 日、7 月 23 日、8 月 7 日、9 月 18 日、12 月 18 日、平成 31 年 1 月 22 日、2 月 22 日、WVA 評議員会の電話会議が行われ、酒井健夫日本獣医師会副会長がアジア・オセアニア地域評議員として参加し、意見交換を行った。
- (ウ) 平成 30 年 8 月 3 日～5 日、韓国のソウルにおいてペットソウル KAHA 博覧会が開催され、酒井副会長が招待され出席した。
- (エ) 平成 30 年 10 月 30 日～31 日、インドネシアのバリにおいて第 40 回アジア獣医師会連合（FAVA）代表者会議が開催され、酒井副会長が代表として出席した。翌 11 月 1 日～4 日、同会場において第 20 回 FAVA 大会が開催された。
- (オ) 平成 31 年 1 月 6 日、桃園市（台湾）において開催された台湾獣医師会大会に酒井副会長が来賓として出席した。

#### イ 東アジア三カ国サミット

平成 31 年 2 月 9 日、平成 30 年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会において「東アジア三カ国獣医師会サミット - 獣医師会の連携と発展に向けて - 」と題した特別シンポジウムが開催され、本会蔵内勇夫会長に加え、世界獣医師会 Johnson Chiang 会長、大韓獣医師会 Ok Kyung Kim 会長、台湾獣医師会 Pei Chung Chen 会長がパネリストとして参加し、神奈川県獣医師会鳥海弘会長、本会酒井健夫副会長を座長として意見交換を行った。



#### (4) その他の後援・協賛・賛助等支援活動

獣医事対策等を推進するに当たって、関係団体等から申請のあった以下の公益目的事業等に対し、本会の後援名義の使用及び協賛・賛助等を行った。

##### ア 後援名義等

本会の後援名義等の使用について、団体等からの申請があった以下の行事について後援名義等の使用を許可した。

##### (ア) 後援名義

- ・第18回りぶ・らぶ・あにまるズフェスティバル2018（公益社団法人 Knots）
  - ・第28回全日本獣医師テニス大会（全日本獣医師テニス大会）
  - ・犬及び猫における再生医療及び細胞療法の安全性確保に関する指針  
（日本獣医再生医療学会、日本獣医再生・細胞療法学会、ガイドライン作成委員会）
  - ・一般社団法人札幌市小動物獣医師会主催「児童動物画コンクール」  
（公益社団法人北海道獣医師会）
  - ・感染症シンポジウム「犬と猫の感染症をめぐる最新知見」（獣医臨床感染症研究会）
  - ・第20回日本臨床獣医学フォーラム年次大会2018（一般社団法人日本臨床獣医学フォーラム）
  - ・第1回及び第2回シェルターメディスンセミナー「より良い譲渡に向けて」  
（公益社団法人日本動物福祉協会）
  - ・法獣医学研修セミナー【基礎編】及び【実践編】（公益社団法人日本動物福祉協会）
  - ・第75回全日本医歯薬獣医大学対抗陸上競技選手権大会（岡山大学医学部）
  - ・2018「しが動物フェスティバル」（公益社団法人滋賀県獣医師会）
  - ・平成30年度 設立40周年記念年次大会（公益社団法人日本動物病院協会）
  - ・第72回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会（略称：MDPV）  
（第72回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会実行委員会）
  - ・第20回全国学校飼育動物研究大会（全国学校飼育動物研究会）
  - ・日本身体障害者補助犬学会第11回学術大会（日本身体障害者補助犬学会第11回学術大会）
  - ・第39回動物臨床医学会年次大会（公益財団法人動物臨床医学研究所内動物臨床医学会）
  - ・動物愛護フェスティバル2018イン小諸（動物愛護フェスティバル2018イン小諸実行委員会）
  - ・第71回全国装蹄競技大会（公益社団法人日本装削蹄協会）
  - ・第15回日本獣医内科学アカデミー学術大会（JCVIM2019）  
（一般社団法人日本獣医内科学アカデミー）
  - ・第60回全国牛削蹄競技大会（公益社団法人日本装削蹄協会）
  - ・麻布大学教育セミナーin麻布獣医学会（麻布大学）
  - ・日中韓ワンヘルスシンポジウム（第一回）「重症熱性血小板減少症候群(SFTS)の予防・診断・治療に関する研究成果」（国立感染症研究所）
  - ・緊急シンポジウム「アフリカ豚コレラ：家畜に壊滅的被害をもたらす、食料生産への脅威となる感染症」（日本学術会議第二部会員獣医学分科会）
  - ・第10回京都市獣医師会「京都動物フォーラム2019」（公益社団法人京都市獣医師会）
  - ・ちよだ猫まつり2019（ちよだ猫まつり実行委員会）
  - ・第20回 Dogs Walk For Keep Clean 全国一斉！クリーン作戦  
（特定非営利活動法人ワンワンパーティークラブ）
  - ・動物感謝デーin KYOTO（公益社団法人京都府獣医師会）
  - ・2019年第23回公開シンポジウム「aiboは人とペットの未来を変えるか？」  
（認定特定非営利活動法人動物愛護社会化推進協会）
- ##### (イ) 呼びかけ人名義
- ・「マリアの首」映画製作（公益社団法人茨城県獣医師会）

## イ 協賛・賛助等

本会への協賛、賛助等の依頼があった団体に対して以下のとおり支援を行った。

### (ア) 賛助会員等

- ・日本獣医学生協会（JAVS）
- ・公益社団法人日本動物用医薬品協会
- ・鶏病研究会
- ・一般財団法人ペット災害対策推進協会
- ・日本獣医史学会
- ・一般社団法人日本動物看護職協会
- ・一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- ・公益社団法人全国和牛登録協会
- ・全国家畜保健衛生業績発表会協賛会
- ・特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構

### (イ) 行事等への賛助

- ・「ヒナを拾わないで！」キャンペーンポスター制作
- ・第72回全関東医歯薬獣医科大学対抗陸上競技大会
- ・農林水産祭実施経費

## 7 獣医学術学会事業

### (1) 獣医学術学会年次大会の開催

獣医学術の振興及び調査研究並びに獣医師その他獣医療従事者の人材育成の推進を図るため、日本獣医師会の主催、神奈川県獣医師会の共催、関東地区獣医師会連合会の協力、日本獣医学会の企画協力、中央畜産会、全国農業共済協会、日本装蹄協会、日本小動物獣医師会、日本動物病院協会、日本ウマ科学会、日本獣医画像診断学会、日本獣医腎泌尿器学会、日本獣医麻酔外科学会の開催協力により、平成31年2月8日(金)から10日(日)の3日間、横浜市の新横浜プリンスホテルにおいて、農林水産省、環境省、厚生労働省、文部科学省、日本学術会議、神奈川県の後援のもとに学会年次大会(神奈川)を開催した。

#### 《平成30年度日本獣医師会獣医学術学会年次大会(神奈川)開催状況》

開催場所	開催期日	発表区分	産業動物	小動物	公衆衛生	その他	計	参加登録者数
新横浜 プリンスホテル (神奈川県横浜市)	平成31年 2月8～ 10日	特別講演等 <sup>*1</sup>	24題 <sup>*</sup>	12題	16題	55題	107題	1,353名
		地区学会長賞受賞講演	19題	18題	11題	0題	48題	
		一般口演	30題	12題	5題	0題	47題	
		研究報告	8題	7題	4題	0題	19題	
合計			81題	49題	36題	55題	221題	

※ 平成30年度日本獣医師会獣医学術賞「獣医学術奨励賞」受賞者記念講演を含む。

### (2) 獣医学術賞の選考・審査

ア 本会では、わが国獣医学術の一層の発展を図ることを目的として「日本獣医師会獣医学術賞」を設置し、毎年、獣医学術の振興・普及並びに調査研究に著しく貢献した者に授与することとしている。

平成30年度は、獣医学術功績者選考委員会による選考・審査の結果、次により受賞業績を選考し、獣医学術学会年次大会(神奈川)の場において日本獣医師会長から本賞(賞状)を、動物関連産業界等協賛会社(産業動物部門：日本全薬工業株式会社、小動物部門：共立製薬株式会社、公衆衛生部門：日本ハム株式会社)から副賞(研究奨励費)をそれぞれ授与して表彰した。

- (ア) 獣医学術功績者選考委員会〔委員長：酒井健夫（日本獣医師会副会長）〕は平成 30 年 11 月 19 日及び平成 31 年 2 月 9 日の 2 回開催した。
- (イ) 第 1 回委員会では、学会学術誌(日本獣医師会雑誌：平成 28 年 8 月号～平成 30 年 7 月号の原著・短報)に掲載された研究論文の中から「獣医学術奨励賞」を、また「獣医学術功労賞」については所定の手続きを経て推薦のあった業績の中からそれぞれ審査・選考を行った。
- また、第 2 回委員会では、平成 30 年度獣医学術学会年次大会（神奈川）において発表された地区学会長賞受賞講演の中から「獣医学術学会賞」を選考した。

## 《平成 30 年度 日本獣医師会獣医学術賞受賞研究業績及び受賞者氏名》

### 〔産業動物部門〕

- 獣医学術奨励賞： 妊娠後期に腸管手術を実施したサラブレッドの血中プロジェステロン及びエストラジオール測定による妊娠管理（第 70 巻第 1 号掲載）  
佐藤正人（日高地区農業共済組合家畜診療センター）、他
- 獣医学術学会賞： 腹腔鏡で視認した牛の立位時腹腔内潜在精巣の解剖学的位置と腹腔内触診によるアプローチ法の検討  
鳥巢至道（宮崎大学）、他
- 獣医学術功労賞： 牛の遺伝性疾患の発見と防除対策及び農場の飼養衛生管理システム構築に関する研究  
酒井淳一（元山形県農業共済組合連合会・参事）

### 〔小動物部門〕

- 獣医学術奨励賞： 獣医神経病 2 次施設における犬の神経病発生状況調査（第 71 巻第 1 号掲載）  
中本裕也（KyotoAR 獣医神経病センター・京都府）、他
- 獣医学術学会賞： 犬の特発性乳び胸に対する鏡視下手術の治療成績  
堀切園 裕（日本大学）、他
- 獣医学術功労賞： 獣医臨床における鎮静・鎮痛及び吸入麻酔に関する研究と普及  
高瀬勝晤（北里大学・名誉教授）

### 〔公衆衛生部門〕

- 獣医学術奨励賞： 輸入カニクイザルにおける結核症の集団発生事例（第 71 巻第 7 号掲載）  
大江紗希（農林水産省動物検疫所成田支所）、他
- 獣医学術学会賞： と畜検査データの農場へのフィードバックと疾病対策の実践～豚抗酸菌症の事例～  
遠矢宏美（宮崎県都農食肉衛生検査所）、他
- 獣医学術功労賞： ボツリヌス菌及びボツリヌス毒素に関する基礎研究  
小崎俊司（大阪府立大学・名誉教授）

### (3) 獣医学術地区学会との連携

平成 30 年度に地区単位で開催された獣医学術地区学会と相互連携を行い、平成 30 年度獣医学術学会年次大会（神奈川）において、各地区学会で優秀演題として選出された地区学会長賞受賞演題を対象に地区学会長賞受賞講演として発表が行われた。

《 平成 30 年度 獣医学術地区学会開催状況 》

開催地区 (担当地方会)	開催場所	開催期日	地区学会発表演題数				参加者数
			産業動物	小動物	公衆衛生	計	
北海道 (北海道)	北海道大学	9月 26, 27日	99(4)	39(2)	16(2)	154(8)	698名
東北 (山形県)	山形国際ホテル	10月12日	35(2)	35(2)	16(1)	86(5)	293名
関東・東京 (茨城県)	つくば国際会議場	9月9日	23(2)	41(2)	13(1)	77(5)	714名
中部 (愛知県)	キャッスルプラザ	9月2日	20(1)	20(1)	18(1)	58(3)	853名
近畿 (奈良県)	大阪府立大学 中百舌鳥キャンパス	10月14日	26(2)	37(2)	14(1)	77(5)	314名
中国 (鳥取県)	米子コンベンション センター	9月 29, 30日	41(3)	60(4)	25(2)	126(11)	249名
四国 (徳島県)	ザ グランドパレス	9月9日	15(1)	17(1)	7(1)	39(3)	212名
九州 (福岡県)	福岡国際会議場	10月14日	53(4)	59(4)	40(2)	152(10)	616名
計(8カ所)			312(19)	308(18)	149(11)	769(48)	3,949名

注：演題数の( )内数字は、地区学会長賞受賞研究業績数。

## 8 獣医学術振興・人材育成事業

### (1) 日本獣医師会雑誌編集・提供事業

ア 日本獣医師会雑誌の編集・発刊(イの日本獣医師会雑誌学会学術誌部分を除く。)

(ア) 獣医学術の振興・普及とともに獣医事及び動物福祉等に関する専門情報の提供、さらには獣医師専門職をはじめ広く獣医療従事者の人材養成を担う獣医学術情報媒体として、獣医師専門職をはじめ、国内外関係者への獣医学術・獣医事情提供活動として日本獣医師会雑誌を毎月定期に発行した。

また、現在、本誌(学会学術誌部分を含め)を従来の印刷媒体と並行して(独)科学技術振興機構が運用する学術誌電子化サービス「J-STAGE3」に電子ジャーナルとして掲載した。

(イ) 平成30年度は、昨年に引き続き、農林水産省動物医薬品検査所職員から動物医薬品の抗菌製剤に関する現状を解説した「動物用抗菌性物質を取り巻く現状」を第71巻第5号(平成30年5月号)まで掲載した後、第71巻第7号(平成30年7月号)から国立感染症研究所の職員等を中心に共通感染症の最新の情報を紹介した「人と動物の共通感染症の最新情報」の連載を開始した。その他、各分野で活躍する構成獣医師に「論説」原稿の執筆を依頼し、獣医師及び動物医療関係分野に関する諸問題の論評や今後の展望等を掲載して情報提供に努めた。

(ウ) 「平成30年度獣医師生涯研修事業のページ」においては、「生涯研修のページQ&A」及び生涯研修事業ポイント取得対象プログラムの案内を毎号掲載の他、第72巻第3号(平成31年3月号)に平成29年度「証明書(獣医師生涯研修実績証明書)」「修了証(獣医師生涯研修プログラム修了証)」、認定証(獣医師生涯研修継続参加認定証)、取得者一覧を掲載して、同事業の広報並びに円滑な推進に努めた。

(エ) 平成30年度の各号(第71巻4号～第72巻第3号)における記事の掲載状況は、次のとおり。

《 日本獣医師会雑誌の編集区分別掲載状況 》

巻頭言（会長挨拶等）	2	診 療 室	0
論 説	11	紀 行・見 聞	0
総 説	0	案 内	36
提言・要請（指針等）	18	募 集	14
会 議 報 告	7	紹 介	17
解 説・報 告	10	行事等(事務局日誌)	12
学 術・教 育	0	獣医師生涯研修事業のページ	27
行 政・獣医事	14	馬 耳 東 風	12
資 料	0	そ の 他	8
意 見	0	合 計	188

イ 日本獣医師会雑誌学会学術誌部分の編集

(ア) 昨年に引き続き広く獣医師等から投稿された学術論文を獣医学術部門ごとに編集し、「学会関係情報」において、「日本獣医師会学会学術誌投稿規程」を継続して掲載、周知し、獣医学術の振興・普及と獣医学術の業績評価等を通じ獣医師専門職の人材育成に資するとともに、獣医学術情報の構成獣医師、国内外関係者への情報提供活動として、毎月発行した。

また、平成 30 年度(平成 30 年 4 月号～平成 31 年 3 月号)における日本獣医師会学会学術誌の学術論文掲載状況は、次のとおり。

部 門 名	総 説	原 著	短 報	資 料	技術講座	合 計
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	1	10	7	2	0	20
小動物臨床関連部門	0	3	11	0	0	14
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	0	7	6	1	0	14
計	1	20	24	3	0	48

(イ) 日本獣医師会獣医学術学会誌編集委員会（平成31年 2 月 8 日開催）において、前回委員会における意見等への対応（日本獣医師会雑誌における英文投稿、地区学会発表者等への投稿の依頼、ホームページ掲載論文における病理写真のカラー化）、日本獣医師会学会学術誌の編集及び審査状況等の報告、日本獣医師会学会学術誌の編集企画について協議し、了承された。

なお、平成 30 年度（平成 30 年 4 月号～平成 31 年 3 月号）における投稿原稿の審査状況は、次のとおり。

部 門 名	審 査 原 稿 数			処 理 原 稿 数			次年度 への 繰 越 原稿数
	新規 受付	前年度 からの 繰 越	合計	採用	不採用	合計	
産業動物臨床・家畜衛生関連部門	32	18	50	20	9	29	54
小動物臨床関連部門	16	13	29	17	6	23	6
獣医公衆衛生・野生動物・環境保全関連部門	12	6	18	12	3	15	4
計	60	37	97	49	18	67	30

※ 審査途中で部門変更された原稿有

## (2) 獣医師生涯研修事業

獣医師専門職の人材育成及び質の確保に資するため、獣医療関係団体・大学等関係機関と連携し、地方獣医師会の協力の下で次のとおり実施した。

ア 平成 30 年度の「認定プログラム件数」及び平成 30 年度内に申告が行われた「平成 29 年度の取得ポイント申告者数、実績証明書・修了証・認定証交付者数」は、次のとおり。

(ア) 認定プログラム件数

獣医師会関係 221 件・その他 74 件 合計 295 件

(イ) 「取得ポイント申告者数」、「実績証明書交付者数」、「修了証交付者数」及び「認定証交付者数」

	産業動物	小動物	公衆衛生	計
取得ポイント申告者数	4 人	67 人	2 人	73 人
実績証明書交付者数	4 人	48 人	2 人	54 人
修了証交付者数	0 人	17 人	0 人	17 人
認定証交付者数	0 人	20 人	0 人	20 人

イ 獣医師生涯研修事業の広報

獣医師生涯研修事業の対象として認定したプログラムについては、順次、日本獣医師会雑誌と日本獣医師会ホームページに掲載して、事業の広報に努めた。

## (3) 獣医学術講習会・研修会事業

ア 講習会・研修会事業

平成 30 年度の獣医学術講習会研修会事業は、産業動物臨床・小動物臨床・獣医公衆衛生の 3 部門の講習会を担当地方獣医師会の運営協力を得て、次のとおり実施した。なお、本事業においては、開催地区ごとに 3 部門の中から最大 2 部門を選択して開催している。

### 《平成 30 年度 獣医学術講習会・研修会事業の実施状況》

地区	担当 獣医師会	区分	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容及び講師 (所属)	受講 者数
北海道	北海道	小動物	札幌市教育文化会館 (札幌市)	7 月 1 日(日) 9:00~12:00	犬と猫における内視鏡下異物摘出 高橋雅弘 (高橋ペットクリニック)	105
	北海道	公衆衛生	北海道獣医師会館 (札幌市)	3 月 1 日(金) 13:30~15:30	海外悪性伝染病 (豚コレラ、アフリカ豚 コレラ) の疫学と現場の対応 迫田義博 (北海道大学)	53
東北	福島県	公衆衛生	ホテル福島 グリーンパレス (福島市)	10 月 23 日(火) 13:00~16:00	重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) などの 最近の知見 前田 健 (山口大学)	44
	青森県	産業動物	ラ・プラス青い森 (青森市)	11 月 7 日(水) 11:00~15:00	牛白血病の防疫対策 村上賢二 (岩手大学)	57
	秋田県	小動物	秋田市「イヤタカ」 (秋田市)	1 月 27 日 (日) 13:00~17:00	臨床麻酔の基礎と実践 佐野忠士 (酪農学園大学)	32
関東	埼玉県	公衆衛生	清水園 (さいたま市)	11 月 25 日(日) 15:30~17:20	二次診療、高度獣医療の実態と今後の展 望 辻本 元 (東京大学)	526
	千葉県	小動物	TKP ガーデン シティー千葉 (千葉市)	3 月 10 日(日) 15:00~17:00	小動物における心血管外科と輸血 青木卓磨 (麻布大学)	150

東京	東京都	小動物	都市センターホテル (千代田区)	2月3日(日) 14:00～17:00	狂犬病予防注射制度の理解を深めよう ～今年度実施した狂犬病予防注射事業改善アンケートを基に～ 野村道之(東京都獣医師会) 瀬戸口健二(東京都獣医師会) 佐藤 克(東京都獣医師会) 宮田容太(東京都獣医師会)	75
中部	長野県	産業動物	ホテルモンターニュ 松本 (松本市)	10月18日(木) 13:00～16:00	症例から見た牛の産科と外科の基本 佐藤礼一郎(麻布大学)	29
	新潟県	小動物	新潟東映ホテル (新潟市)	10月21日(日) 14:00～16:30	動物の遺体における獣医法医学的研究の 必要性について 柳井徳磨(岐阜大学)	62
近畿	大阪市	小動物	新日本カレンダー 3階NKホール (大阪市)	8月26日(日) 13:00～17:00	よくある状況に応じたエコーの使い方: 肺が白い、吐いてます、胆泥みつけた編 中村健介(宮崎大学テニユアトラック機構)	42
中国	岡山県	産業動物	岡山農業共済会館 (岡山市)	10月23日(火) 13:30～16:30	乳牛の飼養管理と疾病 杉野利久(広島大学)	34
	山口県	公衆衛生	山口県労働者福祉 文化中央会館 (山口市)	12月8日(土) 13:30～17:00	終わりなき外来生物の侵入～生態系・ヒ ト健康を守るための対策と課題 五箇公一(国立感染症研究所)	64
四国	高知県	公衆衛生	高知県民文化ホール 多目的室 (高知市)	2月15日(金) 14:30～17:00	国際的な食品安全規格の認証制度と食品 衛生行政の対応 品川邦汎(岩手大学名誉教授)	31
九州	宮崎県	産業動物	宮崎グリーンホテル (宮崎市)	11月27日(火) 13:00～17:00	“いま”、生産現場にある感染症を識る 樋口豪紀(酪農学園大学) 津田知幸(KMバイオロジテクス)	46
	熊本県	小動物	熊本県畜産会館 4階会議室 (熊本市)	12月16日(日) 13:30～16:30	検査結果に基づいた心疾患のさじ加減 平川 篤(ペットクリニックハレルヤ)	43
	熊本県	産業動物	熊本県畜産会館 4階会議室 (熊本市)	1月30日(水) 13:00～15:30	臨床現場における診断と治療 ～昭和の一獣医師の事例～ 岡本光司(日本全薬工業)	29
	福岡県	公衆衛生	福岡市健康づくりサ ポートセンター(あ いれふ)10階講堂 (福岡市)	2月23日(土) 14:00～16:00	食肉、食鳥及びジビエの HACCP 制度化に よる衛生管理 森田幸雄(東京家政大学)	40
全国9地区18箇所				受講者合計:1,462名		

#### イ アジア地域臨床獣医師等総合研修事業

平成28年度から公益財団法人全国競馬・畜産振興会の助成を受けてアジア地域臨床獣医師等総合研修事業を実施しており、平成30年度は10の獣医系大学においてアジア10カ国から各1名の海外研修生を受け入れて研修を実施するとともに、本事業における第2期の平成31年度の研修生の受入れ準備を行った。

(ア) 総合研修事業

a 事業の主旨

口蹄疫等の越境性感染症や人獣共通感染症が常在化しているアジア諸国で家畜の診療・防疫業務に従事する臨床獣医師等をわが国に招聘し、獣医系大学等において先端的知識・技術を含む臨床業務等を修得させることにより、自国の家畜衛生の向上及びわが国への越境性感染症等の侵入防止を図る。

b 研修生の受入れ

〔第1期〕

平成30年度の研修生受入れ獣医系大学(10校)に対して研修を委託した。各大学における研修生の受入れ状況は、次のとおり。

北海道大学：フィリピン1名、岩手大学：ベトナム1名、東京大学：韓国1名、東京農工大学：中国1名、山口大学：インドネシア1名、宮崎大学：タイ1名、大阪府立大学：スリランカ1名、酪農学園大学：台湾1名、日本大学：モンゴル1名、麻布大学：ミャンマー1名

(平成30年度の研修生は当初12名であったが、うち2名の研修生は、自国の家庭の事情と本人の問題行動のため、研修を途中で中止して帰国することとなった。)

c アジア地域臨床獣医師等総合研修事業推進委員会

〔第1期〕

第1回委員会を平成30年7月24日に開催し、平成30年度研修生への滞在支援、夏期全体研修のスケジュール、平成30年度事業の予算執行について、報告、確認、意見交換を行った。

第2回委員会を平成30年12月18日に開催し、平成30年度研修生の現地調査結果の報告、事業報告書の提出依頼を行った。

また、平成28～30年度に開催した第1期事業の事業評価については、平成31年3月22日、本事業の関係者を除く本会の部会委員会(獣医師国際交流推進検討委員会)委員により検証を行った。

〔第2期〕

第1回委員会を平成30年7月24日に開催し、平成31年度に受入れる研修生募集の手順及び大学側の受入れ準備の確認、研修事業の基本計画の策定と達成目標の確認を行った。

第2回委員会を平成30年12月18日に開催し、平成31年度研修生の現地調査結果の報告、各大学において受け入れる研修生16名の選考と各大学・研究機関のマッチングを行った。

なお、第2期事業における平成31年度の研修生受入れは、次のとおり予定している。

北海道大学：中国1名、帯広畜産大学：韓国1名、岩手大学：タイ1名、東京大学：ネパール1名、東京農工大学：ミャンマー1名、山口大学：スリランカ1名・インドネシア1名、宮崎大学：タイ1名・バングラデシュ1名、鹿児島大学：スリランカ1名、大阪府立大学：台湾1名、酪農学園大学：フィリピン1名、北里大学：ベトナム1名、日本大学：キルギス1名、麻布大学：モンゴル1名、動衛研：キルギス1名

d 日本語研修及び関係機関への表敬訪問・見学

〔第1期〕

4月3日に日本獣医師会会議室において平成30年度の開講式を行った後、4月3～9日の間は日本語研修を行うとともに、農林水産省、日本中央競馬会等への表敬訪問や、農林水産省動物医薬品検査所及び動物用医薬品製造施設の見学を行った。

e 夏期全体研修

〔第1期〕

平成30年7月29日～8月8日の間、国内関連11施設(東京都芝浦食肉衛生検査所、よこはま動物園ズーラシア、瑞穂農場那須支店、農研機構動物衛生研究部門、JRA美浦トレーニングセンター、共立製薬株式会社先端技術開発センター、農林水産省動物検疫所成田支所、酪農学園大学、北海道NOSAI研修所)の施設見学等、夏期全体研修を行った。



## f 平成 31 年度海外研修生の受入れ

### 〔第 2 期〕

平成 31 年度の研修生募集対象国はアジア地域等の 20 カ国とし、アジア地域の獣医師会を通じて研修生の募集を行った。また、平成 30 年 11 月 1～3 日、インドネシア・バリで開催された FAVA 代表者会議において本事業の内容をアジア各国獣医師会の代表者に紹介するとともに、研修生候補者の推薦を依頼した。各国からの推薦者を受付けた後、平成 30 年 11 月 5 日～28 日に海外現地訪問調査を実施し、タイ、ベトナム、ミャンマー、キルギス、ネパール、モンゴル、韓国、中国、台湾、スリランカ、バングラデシュ、フィリピンの 12 カ国を訪問して候補者の面談を実施した。また、研修生受入れ獣医学系大学・研究機関は、平成 30 年度から 2 カ所増え、受入希望のあった北海道大学、帯広畜産大学、岩手大学、東京大学、東京農工大学、山口大学、宮崎大学、鹿児島大学、大阪府立大学、酪農学園大学、北里大学、日本大学、麻布大学、農研機構動物衛生研究部門の 13 大学・1 研究機関において受け入れる予定である。

## ウ 女性獣医師就業支援対策事業

女性獣医師の就業支援については、平成 27 年に女性獣医師支援特別委員会が取りまとめた報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりに向けて—獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために—」及び平成 29 年に女性獣医師支援対策検討委員会が取りまとめた報告書「女性獣医師がより活躍できる環境づくりの推進—獣医師全体のワーク・ライフ・バランス改善のために—」を踏まえて、同委員会で検討が行われた。その結果を踏まえ、職場環境等の更なる改善等を進めるため、平成 30 年度についても引き続き獣医学術振興調査研究事業の獣医療提供体制整備推進総合対策事業の一環として、①女性獣医師等の就業支援のための研修・セミナー（「女性獣医師等就業支援研修」、「女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための講習会」及び「女性獣医師の就業を支援するための獣医学生向けセミナー」）の開催等を実施するとともに、②「女性獣医師応援ポータルサイト」（女性獣医師等の就労環境等に関する幅広い情報を一元的に提供する総合情報プラットフォーム）の関連コンテンツ（e-ラーニング、ロールモデル等）を追加掲載し、ポータルサイトの内容充実を図った。

## 9 獣医学術振興調査研究事業

### 獣医療提供体制整備推進総合対策事業

獣医療提供体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）が農林水産省の補助を受けて実施した平成 30 年度食の安全・消費者の信頼確保対策事業のうち獣医療提供体制整備推進総合対策事業（新規獣医師臨床研修促進事業及び管理獣医師等育成支援事業・獣医師就業支援対策事業）については、協議会の事務を行うとともに、本事業の一部を、協議会会員として分担実施した。

なお、事業の運営については、事業推進検討会を開催し、検討の上、円滑な実施に努めた。

## ア 事業の実施状況

### （ア）新規獣医師臨床研修促進事業

生産農家に信頼され、社会から必要とされる専門職としての獣医師の育成に資するため、現場経験豊かな獣医師や獣医関係法令に関する学識経験者を講師として、地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、新規獣医師を主に対象とした実践的な診断技術や臨床現場における基本的知識の修得、飼育者等とのコミュニケーション能力の養成、職業倫理意識の向上を目指した技術研修を実施した。さらに、映像素材を用いた e-ラーニング教材を作成し、研修に供した。

### （イ）管理獣医師等育成支援・獣医師就業支援対策事業

地方獣医師会、関係機関・団体等の協力を得て、臨床獣医師が管理獣医師としての知識・技術を修得するための講習会及び実習、管理獣医師の業務とその重要性を広く普及・啓発するシンポジウム、臨床獣医師が高度獣医療に係わる知識を身に付けるための技術研修、講習会を実施した。

さらに、女性獣医師等を対象とした職場復帰・再就職に必要な最新知識の習得と獣医療技術向

上のためのe-ラーニングを利用した研修、産業動物診療施設等の雇用者を対象とした理解醸成のための講習会、獣医学生を対象とした女性獣医師等の就業について考えるセミナーを開催した。

イ 事業の実施期間：平成30年5月18日～平成31年3月29日

ウ 事業の結果

「平成30年度獣医療提供体制整備推進総合対策事業実績報告書」として取りまとめ、協議会に提出した。

《平成30年度「新規獣医師が基礎的な臨床技術を修得するための技術研修」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催期日	研修内容(指導者・所属)	参加者数
北海道農業 共済組合 連合会	北海道農業共済組合 連合会研修所 (江別市新栄台92)	11月28日(水) 13:00～16:30	内視鏡を用いた牛の気管支肺胞洗浄 (BAL) および回収液(BALF)の評価 (高橋英二:帯広畜産大学)	27名
北海道農業 共済組合 連合会	北海道農業共済組合 連合会研修所 (江別市新栄台92)	1月29日(火) 10:00～ 2月14日(木) 17:00	基礎的な診療に係る理論と技術の確認と 新たな知識の習得 ①技術研修全般(三木渉:同会研修所) ②乳房炎関係(草場信之:同会研修所) ③繁殖障害(鈴木貴博:同会研修所) ④外科関係(後藤忠広:同会研修所) ⑤診療実習(三木・草場・鈴木・後藤)	10名
岩手県農業 共済組合	岩手大学農学部 附属動物病院 (盛岡市上田3-18-8)	9月4日(火) 9:00～17:30	①臨床現場で役立つ基本手技 (一條俊浩:岩手大学農学部) ②乳牛の牛群管理～飼料設計～ (村山勇雄:宮城県農業共済組合) ③子牛の管理 (本田祥子:山形県農業共済組合) ④乳牛の繁殖管理 (川名晶子:宮城県農業共済組合)	14名
群馬県農業 共済組合	群馬県農業共済会館 (前橋市大友町1-3-12)	10月26日(金) 13:00～16:00	乳牛の血液臨床現場即時検査:血糖・β- ヒドロキシ酪酸の測定と周産期生化学成 分値推移の生理学的意義 (濱名盛浩:群馬県農業共済組合)	24名
愛知県農業 共済組合	愛知県農業共済会館 (名古屋市丸の内2- 1-11)	11月22日(木) 13:00～17:00	レントゲン検査の基本操作と診断 (一條俊浩:岩手大学農学部)	23名
兵庫県農業 共済組合 連合会	兵庫県農業共済会館 (神戸市中央区下山手通 4-15-3)	10月31日(水) 13:00～17:00	家畜人工授精用精液の作成と精液性状に ついて (清水一浩:兵庫県農林水産総合技術セ ンター)	21名
岡山県農業 共済組合 連合会	岡山県農業共済組合 連合会 (岡山市北区桑田町 1-30)	11月20日(火) 13:00～17:10	とりとめもない牛の画像診断の話:最近 の症例から (柄 武志:鳥取大学)	28名
宮崎県農業共 済組合 連合会	①宮崎県農業共済組合 連合会 家畜臨床研修センター (児湯郡新富町新田 18802-3) ②宮崎大学農学部 (宮崎市学園木花台西 1-1)	10月1日(月) 10:00～ 10月5日(金) 16:00	①家畜共済の診療指針:下痢症 (河野博人:都城地区農業共済組合) ②家畜共済の診療指針:呼吸器病 (阿部信介:みやざき農業共済組合) ③抗生物質の基礎 (辻 厚史:宮崎県農業共済組合連合会) (野村祐資:宮崎県農業共済組合連合会) (遠矢良平:宮崎県農業共済組合連合会) ④補液の基礎 (本田直史:みやざき農業共済組合) ⑤牛の臨床繁殖 (大澤健司:宮崎大学) (北原 豪:宮崎大学)	11名

			⑥外科手術の基礎 (日高勇一：宮崎大学) (今別府和成：西諸県農業共済組合) (桐野明美・井上賀之：宮崎大学) ⑦給与飼料の基礎 (掛水由洋：みやざき農業共済組合) ⑧産科の基礎 (今村純三郎：西諸県農業共済組合)	
全国 8 カ所 158 名				

《 平成 30 年度「新規獣医師が職業倫理、関係法令、コミュニケーションスキル等を  
修得するための講習会」の開催状況 》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加 者数
山形県 獣医師会	ホテル メトロポリタン山形 (山形市香澄町 1-1-1)	11 月 28 日(水) 13：00～17：00	①畜産 GAP の指導とコミュニケーション スキルの向上について (西貝正彦：那須 ET 研究所) ②獣医師の職業倫理について (森 大輝：山形県農林水産部) ③獣医師関係法令について (森 大輝：山形県農林水産部)	39 名
農場どないす んねん研究会 (NDK)	八重洲ファーストビル 会議室 (中央区日本橋 3-4- 12)	8 月 25 日(土) 13：00～17：00	①電話相談から考える診察室でのコミュ ニケーション (三宅亜希：アニクリ 24) ②コミュニケーションの量的研究・質的 研究 (木村祐哉・北里大学)	13 名
農場どないす んねん研究会 (NDK)	パシフィコ横浜 (横浜市西区みなとみ らい 1-1-1)	2 月 17 日(日) 13：15～15：00	①動物の飼い主にどう対応するか～飼育 者との診療会話分析 (松井匠作：日本獣医生命科学大学) (木村祐哉：北里大学) ②動物の飼い主にどう対応するか～飼育 者の解釈モデル (今井 泉：大阪府立大学) (堀北哲也：日本大学)	62 名
沖縄県 獣医師会	沖縄畜産振興支援セン ター4 階会議室 (那覇市古波蔵 1-24- 27)	3 月 8 日(金) 9：00～15：00	獣医療とコミュニケーション (堀北哲也：日本大学) (石山 大：千葉県農業共済組合連合 会)	21 名
全国 4 カ所 135 名				

《 平成 30 年度「管理獣医師の実践的な技術・知識を修得するための講習会」開催状況 》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加者 数
北海道 獣医師会	北海道獣医師会館 (札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9-3)	1 月 25 日(金) 14：00～17：00	乳房炎の抗菌剤治療再考 (篠塚康典：麻布大学)	53 名
全国 1 カ所 53 名				

《 平成 30 年度「管理獣医師の理解醸成のためのシンポジウム」開催状況 》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加者 数
宮城県 獣医師会	秋保温泉 岩沼屋ホテル (仙台市太白区秋保町 湯元字薬師 107)	11 月 16 日(金) 13：30～16：00	シンポジウム 「農場における BLV 正常化への取組み」 講演①「主要組織適合高原遺伝子複合体 (MHC)をマーカーとした新しい	107 名

			<p>牛白血病制圧戦略」  (間 陽子：理化学研究所)  講演②「現場における牛白血病正常化対策の事例」  (松田敬一：宮城県農業共済組合)  講演③「黒毛和種における牛白血病正常化モデル開発事業：JRA 畜産振興事業」  (一條俊浩：岩手大学)</p>	
<p>日本  獣医師会</p>	<p>新横浜  プリンスホテル  4階 尾上  (横浜市港北区  新横浜 3-4)</p>	<p>2月10日(日)  9:00~12:00</p>	<p>シンポジウム  「農場管理獣医師の仕事を知っていますか」  基調講演「管理獣医師の役割と期待」  (丹菊将貴：農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課)  講演①「農場認証と獣医師の役割」  (守永美夫：中央畜産会)  講演②「肉用牛の生産現場における管理獣医師の役割」  (大橋邦啓：農場管理獣医師協会)  講演③「農場 HACCP と JGAP の取組みについて」  (橋本友厚：(株)アーク)  講演④「農場管理獣医師って？～消費者の認識～」  (有田芳子：主婦連合会)</p>	<p>67名</p>
<p>神奈川県  獣医師会</p>	<p>新横浜  プリンスホテル  (横浜市港北区  新横浜 3-4)</p>	<p>2月8日(金)  13:00~16:00</p>	<p>畜産物の安全性確保と販売戦略 ～安心・安全な畜産物を提供するために～  ①生産者と消費者を安全と信頼で繋ぐ養豚管理獣医師の取組み  (大井宗孝：豊浦獣医科クリニック)  ②安全な畜産物の提供を目指す「農場 HACCP 認証」取得に向けた取組事例  (萩原茂紀：神奈川県畜産会)  ③獣医系大学における産業動物獣医師教育の充実について ～午前は普通に講義をうけて、午後はツナギで臨床実習！ (恩田 賢：麻布大学)  ④獣医系大学における産業動物獣医師教育の充実について ～神奈川には牛も豚も鶏もいる。そして学びたい学生が集まっている  (堀北哲也：日本大学)  ⑤神奈川県都市畜産のストロングポイントとその活用  (竹本佳正：神奈川県畜産会)</p>	<p>114名</p>
		<p>全国3カ所</p>	<p>288名</p>	

《 平成30年度「高度獣医療実習」開催状況 》

協力機関	実施場所 (実施地)	実施日時	実習内容 (指導者・所属)	参加者数
<p>岩手県農業  共済組合</p>	<p>岩手大学農学部  附属動物病院  産業動物診療棟  (盛岡市上田 3-18-8)</p>	<p>11月27日(火)  9:00~17:00</p>	<p>①画像診断の実際  (一條俊浩：岩手大学)  ②牛の臨床診断  (一條俊浩：岩手大学)  (高橋正弘：岩手大学)</p>	<p>6名</p>

千葉県農業 共済組合 連合会	千葉県農業会館 (千葉市中央区新千葉3 -2-6) 千葉県農業共済組合連 合会中央家畜診療所 (市原市天羽田736)	10月24日(水) 9:00~	①乳牛の発情・排卵障害の原因と対処策 (遠藤なつみ:東京農工大学)	16名	
		10月26日(金) 12:00	②口蹄疫の防疫作業から生まれたコミュ ニケーショントレーニング~やぐら鶴 ~ (堀北哲也:日本大学) ③牛の生産性向上を目指した新技術の開 発 (松山秀一:名古屋大学) ④直腸検査による雌性生殖器の診断技術 (福田正明:千葉県農業共済組合連合会) ⑤ウシにおける繁殖機能低下の発生原因 と受胎率向上のための受精卵移植技術 (真方文絵:東京大学)		
		全国2カ所	22名		

《平成30年度「高度獣医療講習会」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加 者数	
岩手県 獣医師会	ホテル東日本 (盛岡市大通3-3-18)	11月1日(木) 13:30~17:30	臨床から考えるAMR対策 (加藤敏英:酪農学園大学)	27名	
神奈川県 獣医師会	新横浜プリンスホテル (横浜市港北区 新横浜3-4)	2月10日(日) 9:00~12:00	牛白血病の防除に関する最新情報 ①牛白血病ウイルス感染牛の検出法の検 討 (泉對 博:日本大学) ②感染経路について(吸血昆虫、垂直感 染など) (山本健久:農研機構動物衛生研究部門) ③牛白血病ウイルス野生株の特徴とBLV対 策への活用 (村上裕信:麻布大学) ④現場における牛白血病清浄化対策の事 例 (松田敬一:宮城県農業共済組合) ⑤現場での取組みについて~茨城県の繁 殖和牛における牛白血病清浄化に向け た具体的戦略と実践 (都筑智子:茨城県県北家畜保健衛生所)	268名	
鳥取県 獣医師会	米子コンベンション センター 第3会議室 (米子市末広町294)	2月1日(金) 14:00~17:10	①牛乳房炎の診断と治療の考え方 (河合一洋:麻布大学) ②オゾンジェルの獣医領域への応用 (塩田剛太郎:(株)メディプラス製薬)	40名	
		全国3カ所	335名		

《平成30年度「女性獣医師等就業支援研修」開催状況》

協力機関	開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加 者数
千葉県農業共 済組合連合会	千葉県農業共済組合連 合会北部家畜診療所 (香取市仁良99-1)	9月3日(火) 8:30~17:00	診療業務の見学 乳牛・肉牛の一般診療・人工授精・損害 評価等 (永井淳:千葉県農業共済組合連合会北部 畜診療所生産支援研修センター長)	1名
千葉県北部 家畜保健衛生所	千葉県北部家畜保健衛 生所 (香取市岩ヶ崎台12-1)	9月10日(火) 8:30~17:15	牛定期検査の体験研修、室内検査、家畜 保健衛生所の業務概要について (武石佳夫:千葉県北部家畜保健衛生所 次長) (関野友利華:同所防疫課上席専門官)	1名

宮城県農業 共済組合	宮城県農業共済組合 北家畜診療センター (登米市迫町佐沼字中 江1-3-1)	12月18日(火) 8:30~17:00	産業動物臨床獣医のコンプライアンス、 臨床時の危被害防止、臨床時の畜主への 休業期間指導、臨床時の畜主へのコミュ ニケーション、基礎的な臨床技術、ワン ヘルスの徹底 (佐々木弘志:宮城県農業共済組合北 家畜診療センター所長)	1名
農林水産省 動物検疫所	農林水産省動物検疫所 門司支所 (北九州市門司区新門 司北3-2-1)	①1月7日(月) 8:30~17:15 ②1月8日(火) 8:30~17:15	①豪州産肥育用素牛の臨船検査、豪州産 肥育用素牛の臨床観察、動物検疫所の 業務紹介(スライド及び動画)、門司支 所新門司検疫場の検査室の説明、門司 支所におけるISO17025認証取得の説明 (田上勝則:同支所検疫第2課課長、 粕谷和史:同支所検疫第2課主任検疫 官) ②門司支所検疫第1課・3課の業務(輸 出入畜産物の検査、水際対策)の紹介 (スライド)(門司港湾合同庁舎)、北 九州空港における水際対策(北九州 港) (酒井輝明:同支所検疫第1課課長、 吉岡成美:同支所検疫第3課課長、 横尾昭恵:同支所検疫第1課主任検疫 官)	1名
宮崎県農業 共済組合連合会	西諸県農業共済組合 (小林市細野4145-13)	1月16日(水) 10:00~12:00	新組合の診療体制と家畜共済制度改正の 概要 (有川彰信:宮崎県農業共済組合連合会 家畜部部长)	1名
広島県農業 共済組合	広島県農業共済組合 北広島家畜診療所廿日 市駐在 (廿日市本町10-14)	①2月17日(日) 9:00~16:00 ②2月24日(日) 9:00~16:00	①家畜共済制度改正について、新しい生 産獣医療に求められる知識について (大川雄三:広島県農業共済組合家畜部 部長) ②家畜共済制度改正について、新しい生 産 ③獣医療に求められる知識について (大川雄三:広島県農業共済組合家畜部 部長)	2名
全国6カ所		延べ7名		

《平成30年度「女性獣医師等の就業環境に対する理解を醸成するための講習会」開催状況》

開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加 者数
新横浜プリンス ホテル 3階・ノクターン (第1会場) (横浜市港北区 新横浜3-4)	2月8日(金) 16:00~18:30	シンポジウム 「獣医師の働き方改革について考えるー女性獣医師活躍促進のため」  基調講演「女性活躍促進と働き方改革の現状と課題」 (武川恵子:前内閣府男女共同参画局長) 講演①「女性獣医師活躍の現状と課題」 (白戸綾子:女性獣医師支援対策検討委員会副委員長) 講演②「共働き獣医師夫婦のバトンタッチ型育児休業男性型経験 談(取得の有無が及ぼす影響と職場環境について)」 (福中守人:十勝農業共済組合北部家畜診療センター陸別分室) 講演③「地方獣医師会の女性活躍促進について思うこと」 (竹村裕子:滋賀県獣医師会副会長) 講演④「大学の女性活躍促進の取組み」 (上村涼子:宮崎大学)	123名
全国1カ所		123名	

《平成30年度「女性獣医師就業支援学生向けセミナー」開催状況》

開催場所 (開催地)	開催日時	講習内容 (講師・所属)	参加者数
北海道大学 獣医学部講堂 (札幌市北区北18条西9丁目) (北海道大学・帯広畜産大学 合同開催)	8月23日(木) 17:15~18:40	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (福原美千加:みかん動物病院取締役) (梶木富美恵:神奈川県健康医療局生活衛生部部長)	83名
日本大学 生物資源科学部 本館61講義室 (藤沢市亀井野1866)	9月19日(水) 14:00~16:20	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (福原美千加:みかん動物病院取締役) (梶木富美恵:神奈川県健康医療局生活衛生部部長)	118名
麻布大学 9号館2階9201講義室 (相模原市中央区淵野辺1-17-71)	10月1日(月) 15:00~17:10	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (園尾美子:グリーンエバー動物病院院長) (清水景子:山梨県西部家畜保健衛生所 所長)	34名
大阪府立大学 生命環境科学域獣医学類 (りんくうキャンパス) 第三講義室 (泉佐野市りんくう往来北1番地58)	10月10日(水) 14:35~16:35	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (石橋朝子:広島県農業共済組合北広島家畜診療所主任技師) (白岩利恵子:岩手県獣医師会食鳥検査センター事務局次長)	40名
宮崎大学 農学部獣医棟1階 視聴覚室(木花キャンパス) (宮崎市学園木花台西1-1)	10月15日(月) 16:40~18:50	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (上松瑞穂:みやざき農業共済組合家畜診療部生産獣医療課課長) (清水景子:山梨県西部家畜保健衛生所 所長)	32名
鹿児島大学 農・獣医共通教育棟 303講義室 (鹿児島市郡元1-21-24)	10月16日(火) 13:00~15:00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (清水景子:山梨県西部家畜保健衛生所 所長) (佐藤聡子:曾於農業共済組合基幹家畜診療所主査兼西部家畜診療所)	28名
東京大学 農学部7号館講義室 (文京区弥生1-1-1)	10月24日(水) 13:30~15:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (岩村 舞:オホーツク農業共済組合北見家畜診療所診療係) (白戸綾子:前独立行政法人家畜改良センター茨城牧場場長)	26名
酪農学園大学 C1号館101教室 (江別市文京台緑町582)	10月25日(木) 9:00~10:40	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (平林智香子:オホーツク農業共済組合北見家畜診療所診療係) (白岩利恵子:岩手県獣医師会食鳥検査センター事務局次長)	141名
日本獣医生命科学大学 C棟401講義室 (武蔵境市境南町1-7-1)	11月14日(水) 18:00~19:30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (園尾美子:グリーンエバー動物病院院長) (梶木富美恵:神奈川県健康医療局生活衛生部部長)	12名

岐阜大学 応用生物科学部 34 番講義室 (岐阜市柳戸 1-1)	11 月 19 日 (月) 13 : 00~15 : 00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (山本佳絵 : (有) 知多大動物病院) (梶木富美恵 : 神奈川県健康医療局生活衛生部 部長)	33 名
北里大学 獣医学部 B11 教室 (十和田市東二十三番町 35-1)	12 月 4 日 (火) 10 : 10~12 : 30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (後藤浩子 : 岩手県農業共済組合北部地域センター 家畜診療所技術主査 (白戸綾子 : 前独立行政法人家畜改良センター茨城 牧場場長)	135 名
鳥取大学 農学部セミナー室 (鳥取市湖山町南 4-101)	12 月 10 日 (月) 15 : 00~17 : 45	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (福原美千加 : みかん動物病院取締役) (白戸綾子 : 前独立行政法人家畜改良センター茨城 牧場場長)	33 名
山口大学 共同獣医学部 iCOVER101 (山 口市 1677-1)	12 月 21 日 (金) 16 : 10~19 : 10	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (石橋朝子 : 広島県農業共済組合北広島家畜診療所 主任技師) (梶木富美恵 : 神奈川県健康医療局生活衛 生部部長)	34 名
岩手大学 農学部 5 号館 総合教育研究棟・ぼら んホール (盛岡市上田 3-18-8)	1 月 11 日 (金) 15 : 00~17 : 00	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (西部美奈子 : すご動物病院院長) (高橋真紀 : 岩手県南広域振興局農政部遠野農林振 興センター農業振興課課長)	38 名
東京農工大学 農学部図書館セミナー室 (府中市幸町 3-5-8)	1 月 18 日 (金) 13 : 15~15 : 30	①獣医師の現状と日本獣医師会の取組みの紹介 (日本獣医師会) ②女性獣医師の職場の実態や働き方の紹介 (岩村 舞 : オホーツク農業共済組合北見家畜診療 所診療係) (園尾美子 : グリーンエバー動物病院院長)	36 名
全国 15 カ所		823 名	

## II 収益事業

### 収益 1 公益目的事業の推進に資するために行う不動産の貸付に関する事業

#### 不動産貸付事業

(1) 本会は、新青山ビル（昭和 53 年 10 月に三菱地所株が建設）の一部を区分所有（注：登記簿上の専有面積は 1,097.14 m<sup>2</sup>、共有面積は 204.55 m<sup>2</sup>）しており、そのうち約 789 m<sup>2</sup>については三菱地所株との間の賃貸借契約に基づき、第三者に貸室として賃貸した。

(2) 一方、新青山ビルの維持管理については、三菱地所株との管理委託契約の下で対処しているが、新青山ビルの維持管理に伴う通常の営繕工事については、管理委託契約に基づき所要額の一定割合を負担した。

なお、新青山ビルは築後約 41 年を経過しており、資産価値の確保のため、三菱地所株との間で締結した確認書に基づく本会負担金について積立金の一部を取り崩して支払に充てた。



また、三菱地所㈱において策定した新青山ビルの新長期修繕計画の具体化に合わせ、工事負担金支払に備えて資金の積立を行った。

- (3) さらに、将来における新青山ビルの立替え資金の造成方法についても検討を開始し、今後、三菱地所㈱と連携しながら対応を行うこととした。

### III その他事業（相互扶助等の共益目的事業）

#### その他（共益）1 公益目的事業の推進に資するために行う獣医師の福祉の向上等に関する事業

#### 1 獣医師福祉共済事業

##### (1) 共済事業の運営状況

平成 30 年度における獣医師福祉共済事業の加入実績及び保険金の支払い状況は以下のとおり。

##### ア 保険の加入状況

保険の種類	加入者数 (名)	加入 地方会数
生命共済保険	2,099	54
獣医師賠償責任保険	5,977	55
所得補償保険	1,317	55
新・団体医療保険	494	53
傷害総合保険等	514	49
年金保険	59	23
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

##### イ 保険金の支払状況

保険の種類	事故件数 (件)	支払保険金額 (円)
生命共済保険	14	19,174,000
獣医師賠償責任保険	56	25,915,149
所得補償保険	29	16,335,444
新・団体医療保険	27	7,860,000
傷害総合保険等	35	25,535,675
年金保険	—	59,551,405
(注)所得補償保険には、団体長期所得補償保険が含まれる。 傷害総合保険等には、従業員補償、ショップオーナーズが含まれる。		

##### (2) 共済事業の加入促進

未加入者への加入案内文書及びパンフレットの配布、日本獣医師会雑誌への継続的な広告掲載等引き続き加入推進に努めた。

##### (3) 共済事業の制度改定

獣医師賠償責任保険については、第 5 回理事会において、「クレーム対応サポート補償」を付帯した制度改定を行うことについて了承を得て、2020 年 4 月導入に向け対応することとされた。

#### 2 褒賞・慶弔等事業等

公益目的事業の推進に資するため、獣医師その他獣医療従事者の福祉の向上並びに褒賞及び慶弔に関する事業を行った。

##### (1) 褒賞事業

ア 日本獣医師会会長表彰状の授与

(ア) 第 75 回通常総会の席上において、獣医師会職員永年勤続表彰規程に基づき地方獣医師会会長等から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。

- (イ) 地区獣医師大会及び地方獣医師会の記念式典等の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区および地方獣医師会から推薦のあった者に会長表彰状を授与した。
- (ウ) 動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。
- (エ) 日本獣医師会創立70周年記念事業を開催するにあたり、記念式典の場において、日本獣医師会創立70周年記念功労者表彰要領及び日本獣医師会創立70周年記念表彰候補者の推薦基準に基づき、各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長表彰状を授与した。

#### イ 日本獣医師会会長感謝状の授与

- (ア) 第75回通常総会の席上において、平成29年度獣医学術学会年次大会(大分)の開催運営を受託し獣医学術の振興・普及に顕著な功績があった大分県獣医師会に会長感謝状を授与した。
- (イ) 地区獣医師大会及び地方獣医師会の記念式典等の場において、日本獣医師会褒賞規程に基づき各地区および地方獣医師会から推薦のあった者に会長感謝状を授与した。
- (ウ) 日本獣医師会創立70周年記念事業を開催するにあたり、記念式典の場において、日本獣医師会創立70周年記念功労者表彰要領及び日本獣医師会創立70周年記念表彰候補者の推薦基準に基づき、各地方獣医師会から推薦のあった者等に対し、会長感謝状を授与した。

#### ウ 日本獣医師会会長特別感謝状の授与

日本獣医師会創立70周年記念事業を開催するにあたり、記念式典の場において、日本獣医師会創立70周年記念功労者表彰要領及び日本獣医師会創立70周年記念表彰候補者の推薦基準に基づき、日本獣医師会会長が推薦した者等に対し、会長特別感謝状を授与した。

#### エ 日本獣医師会会長賞状の授与

- (ア) 動物愛護週間行事等において、日本獣医師会動物愛護週間関連行事褒賞規程に基づき、各地方獣医師会から推薦のあった者に対し、会長賞状を授与した。
- (イ) 各種の畜産共進会等において、畜産共進会における日本獣医師会会長表彰基準に基づき各地方獣医師会を通じて推薦のあった出展者に対し、会長賞状を授与した。
- (ウ) 日本獣医師会褒賞規程に基づき推薦のあった、各獣医学系大学(16大学)の獣医学科を優秀な成績で卒業する者に対し、会長賞状及び記念品を授与した。

## (2) 慶弔事業

日本獣医師会慶弔等規程に基づき、対象となった者に対し、次の対応を行った。

- ア 慶 祝 叙勲・褒章を受けた会員構成獣医師等に対し、祝電の対応を行った。
- イ 弔 慰 逝去会員構成獣医師等に対し、供物の対応を行った。

## 3 その他

### 獣医師会会員襟章の作成・提供

獣医師会のシンボルとして、また、獣医師会会員であることの証としての獣医師会会員襟章を作成・提供した。

## 第3 事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和元年6月

公益社団法人 日本獣医師会